

に對し、重要な役割を持つことになるのである。工場の全
收容労働者一萬四千人、そのためウラン・ウダは人口四萬
五千人を擁する社會主義的労働都市となつた。曾てのウエ
ルフネ・ウザンスクは、一九三四年七月、蒙古の舊名「烏
得」に赤色「ウラン」(烏蘭)を冠し、ウラン・ウダ(烏蘭烏
得)と改稱、新工業都市として産業建設の中心となること
となつたのである。

一九三五年十二月、ソウエト聯邦の極東政策上、劃期
的意義を齎したものは、シベリア鐵道の複線工事、チタ西
方カリムより東部ハバロフスク間一千三百六十五哩が竣成
したことであり、一九三六年二月上旬には、交通人民委員
ラザリ・モイセエウイチ・カガノヴィチ自ら、鐵道輸送
能率其他交通關係を中心に、極東方面を視察し、遠くヴ
ラザヴォストーク、ヴォロシロフ(舊名ニコリスク・ウ
スリスク)及びハバロフスク方面まで巡視した。これはソ
ウエト政府がシベリヤ及び極東方面の交通關係を極め
て重視して居る證據であるが、ウラン・ウダ機關車々輛修
理工場は、此等地區全鐵道に取り、修理上中心的根據地と
なつた譯である。其の意義は唯々經濟的ばかりでなく、軍
事的にも極めて重要性があるのである。

5) 近年の新建設事業

第二次五ヶ年計畫中の新規建設で、既に述べた機關車車

輛工場を除く主要なものにつき、以下列挙することとする。
(ベトグミトフ一〇〇頁以下)

一、電力事業

ウラン・ウダの發電所は、一九三一年僅に三百キロワツ
トに過ぎなかつたものが、發電所の擴大建設により、一九
三五年末には其の百五十倍に達する生産能率に備へるに至
つた。

二、獸肉コムビナート(聯合企業)

此の生産能力は、一交代(スミエーナ)に二萬噸に達し、
部内は屠殺場、冷凍場、ソーセイシ製作用場(コルバース
イ・ツエヒ)罐詰工場、廢物利用工場等に別れて居る。罐
詰工場は二萬五千罐の製造能力を有する。

三、製粉コムビナート

製粉コムビナートは、一九三三年度、即ち第二次五ヶ年
計畫中の初年度に創設された新規企業であるが、麥粉年産
額三萬六千噸、挽割麥六千噸に達し、能率の大きい揚穀機
を備へて居る。

四、其他の建設事業

硝子工業は第一次五ヶ年計畫期間の初め、一九二七―二
八年最も顯著な發達を示した産業で、機械化硝子製造工場
を持ち、立派な能率を擧げて居る。
林業開拓のためには林業コムビナートがある。アリヤ

ト・モンゴル共和國は、二十八萬七千ヘクタールの廣大な森
林面積を有し、共和國全面積の約八割近くが森林區であ
り、而も國有林二十七萬九千ヘクタールで、全森林區の九割
八分近くであり、且つ樅、蝦夷松、杜松、ヤマナラシ、白
楊樹等豊富に出るのだから、林業コムビナートの設立は、
此の産業を發展させる上に、非常な役割を演じて居る。

其他他羅紗工場、製革工場、煉瓦工場、洋灰工場等、何
れも「工業化アリヤト・モンゴル」の主要産業である。
アリヤト・モンゴルは又鐵産至つて豊富であるが、近
年になつて漸く大規模な資源調査が行はれた。就中一九三
〇年から三一年にかけて、クールビン鐵礦地の調査が行はれ
たが、其の結果二億萬噸の埋藏量あることが發見された。
其他他タングステン(ウオルフラム)パイカル湖岸の石油、
工業的價値ある天然瓦斯及び石炭等何れも豊富である。特
に石炭の埋藏量は、二億五千萬噸に達し、其の中有名なも
のには、パイカル湖炭田、ムーヒンスキー炭田、タルバガ
タイ炭田、グシノエ湖田等がある。(ベトグミトフ、一
二〇頁、善隣協會、一〇一頁以下)

6) 労働人口の激増

革命前即ち一九二一―三三年、アリヤト・モンゴルに
於ける労働者人口は、僅に一千八百から二千に過ぎなかつ
たが、共和國建設の一九二三年には既に一萬人臺に達し

た。其の後の産業化政策から、労働人口は異常な増加を示
し、一九二三年の一萬七百人から、五年後の一九二八年に
は約七割六分を増加して一萬八千八百人に、更に第一次五
ヶ年計畫の終り一九三二年には、一九二三年に比べて四倍
近くの四萬二千六百人に達した。第二次五ヶ年計畫に入つ
て、此の趨勢は益上進の一步を辿り、一九三四年には更に
約五倍の五萬二千七百人となつた。これを圖表で示すと次
の通りである。

年 度	労働人口	増 加 率
一九二二	一〇、七〇〇	一〇〇・〇%
一九二八	一八、八〇〇	一七五・七%
一九三二	四二、六〇〇	三九八・一%
一九三四	五二、七〇〇	四九二・五%

労働人口の増加は、産業化の發展に附隨する現象である
が、更に労働人口中、アリヤトモンゴル人が、その幾何
を占めて居るかは、民族問題検討の上に興味あることであ
る。蓋しアリヤト・モンゴル共和國は、元來其の原住民
は、粗朴な原始生活を營んで居るもので、遊牧、狩獵、農

業の而も至つて幼稚な段階に在つたものであり、ロシア人が之を其の勢力範囲に歸して以來も、新しい産業施設は、何れもロシア人の創意により、その資本と技術によつて營まれたのであるから、ブリヤート人自身は、企業家としては勿論、労働者としても、これに參與することは無かつたのである。それがソウエートの民族政策により、ブリヤート人口をどしどし新産業組織に吸収し來つたため、ブリヤート人の労働人口は、急激に増加して來た。一九三二年には、ブリヤート労働者数は、全労働人口の割九分五厘に達したが、これは固有の粗朴労働より、これだけ近代労働に轉化したことを意味する。約二割の數字は、一見甚しく貧弱に見えるが、共和國の工業中心都市ウラン・ウダの總人口が、一九三四年七萬人に對し、ブリヤート人は九千人、即ち全人口の割三分に過ぎないのであるから、それに比べ労働者人口二割は、相當な數であることが知れやう。序で乍ら一九二三年のウラン・ウダ（即ち當時のウエルフネ・ウヂンスク）には、ブリヤート蒙古人は、僅に二十三人に過ぎなかつた。それが十年の後には、九千人と云ふ驚異的增加を示したのである。（ベ・トグミトフ、一二〇頁）

ブリヤート・モンゴル共和國に於ける労働組合は、共和國成立以前は、極めて貧弱なものであつたが、其の後には労働人口の増加、阿留特大衆の組織化につれ、順調な發達を遂げて居る。（詳しくは善隣協會、一三四—一四〇頁）（入江啓四郎）

(7) 労働組合

ブリヤート蒙古に於ける労働組合の状態に就いては、共和國創建以前、以後の二期に分つて考慮する必要がある。共和國創建以前のブリヤート蒙古、即ち沿バイカル地方に於ける労働組合運動の發展は、一九一八年にその端を發してゐる。ウラヌ・ウダ市に最初の労働兵代表者ソウエートが結成されると共に、各労働組合の聯合體も初めて成立したが、それは確固たる結合とは云ひ得なかつたのである。ロシア社會主義聯邦ソウエート共和國のヨロツバ地方に於ける労働組合が、プロレタリア革命前の大きな經歷と組織的經驗とを以て專制覆滅後、忽ちその活動をプロレタリアートの間に展開し得たのに對し、組織上未だ確立してゐなかつた沿バイカル地方の労働組合は、當時にあつてはまだプロレタリアート大衆の間に於ける活動力を持つてゐなかつた。この時代に於ける労働組合發達の幼稚だつた原因として、次の如き諸項目を擧げることが出来る。

- (1) 未だ發達せる工作が存在しなかつたこと
- (2) 工場労働者層の勢力が微弱だつたこと
- (3) ブリヤート蒙古に於ける唯一の工場地たるウラ

×・ウダ市がソ聯の大工業中心地から遠く離れてゐたこと
一九二〇年までは、どの組合も皆、狭い職業的職場別に組織されてゐた。一九二〇年六月現在に於いて、三十の労働組合が存在してゐたが、この當時は、職場別による労働組合組織であつた。例へば小學教員組合、稅務署職業組合、稅務局職員組合等々。
試みに一九二〇年六月現在に於いて、各組合に於いて各組合の状態を観るならば次の如きものである。

序列 番號	組合の名稱	成立の年	組合員數
一	測地家組合	一九一八	二二
二	地方施設従業員組合	一九二〇	一四四
三	タレツキイ林業労働者	同	五二
四	皮革生産労働者	同	一九一
五	金屬工	同	五七八
六	印刷業	一九一七	三〇
七	製麵粉及び製菓	一九二〇	五二
八	鴈詰・肉類生産	同	一九

九	オノホイスク製材労働者	同	一二二
一〇	オホトウイグ製材労働者	同	一三二
一一	ガラス製造労働者	一九一七	一一一
一二	ペトロフスク銑鐵工場労働者	同	五三二
一三	ダニバカタイスク鑛山労働者	同	七三六
一四	「イグラ」労働の労働者	同	九三
一五	建築労働者	一九二〇	二二四
一六	水上運輸	同	一三二
一七	鐵道運輸	同	一、七五〇
一八	貸馬	同	一四八
一九	交通労働者	同	二〇〇
二〇	技藝	同	三八
二一	醫療衛生労働	同	二〇〇
二二	小學教員	一九一八	一三三
二三	中學教員	同	六四
二四	自治市労働者	一九一七	一六八
二五	稅務署職員	一九二〇	一六

工業

二六	裁判所職員	同	三〇
二七	商工企業	一九一八	五四二
二八	收税局職員	同	三一
二九	家庭使用人	一九二〇	九三
三〇	飲食店従業員	同	二九
總計			六、六一二

五六〇

さて、一九二〇年から一九三〇年に至る期間に於ける労働組合員の数字を概観するに、當期間に於ける労働組合員の増加に就いては、二つの基礎的段階があつた。第一は、一九二三年以前の舊治バイカル地方に於ける労働組合、第二は、それ以後の現代のプリヤート自治共和國に於ける労働組合である。

一九二〇—一九三二年の各生産部門に於ける労働組合員数の變動は、左の通りである。

年次	部類			國家及社 會諸施設 従業員	交通運輸	其他	従業員總計
	沿河	バイカル	カザフ				
一九二〇	二二八	—	—	一、三三三	二、三三〇	一三三	六、六一二
一九二一	三三三	—	—	二、三三三	三、〇〇八	一三三	八、三三四
一九二二	—	—	—	一、四七三	二、六四七	一八〇	五、七六七
一九二三	—	—	—	二、三六九	一、四〇七	二四三	五、二七八
一九二四	九八八	—	—	四、六八二	一、四五七	二九六	八、九六四
一九二五	三、二四五	—	—	五、四〇六	一、五八〇	四〇五	一三、九六八
一九二六	三、六〇七	—	—	六、四〇九	二、〇八九	五四五	一四、九八五

ト	一	蒙	古	共	和	國
一九二七	四、三七〇	—	—	—	—	—
一九二八	四、〇四六	—	—	—	—	—
一九二九	四、一七七	—	—	—	—	—
一九三〇	四、六二〇	—	—	—	—	—
一九三一	二、六二二	—	—	—	—	—
一九三二	二、八三三	—	—	—	—	—

一九二〇年に、組合員の数は六、六二〇名に達したが、そのうち最も多數を占めたのは工業部門で、五九六名、即ち組合員總数の約四〇%に達した。

一九二三年自治共和國創建と共に行政區劃變更が行はれそれに伴ひ労働組合の人員數も多少變化し、九%の減少を示してゐる。

一九三二年末には、二九、五〇〇名に達する労働者が組

合に加入したが、これを一九二三年に比すれば、實に五倍半の増大である。唯、こゝに注目されることは、一九三一年以後、農業部門に於ける組合員數が急激に減少した事である。これは最近に於ける牧畜頭數の減少と相並んで考察する時、プリヤート蒙古の工業化政策か、一面農業政策に如何なる結果を招來しつゝあるかといふ事を数字的に物語つてゐるものではなからうか。

(齋藤有道)

III 商業

一、概説

元來蒙古人は遊牧を生業としてゐて、その生産するものは畜産に限られる。家畜は蒙古人の衣食住に關する凡ゆる慾望を充たしてゐたのであるが、その後蒙古人が四圍の異種族と接觸を有するに及び、これらとの間に交易の生じたことは當然であつた。

「吾々は人類のごく初期の文化段階においてすでに交易を見る。しかし上述の如く交換者双方の私有財産が交換されるものであり、しかもかういふものは原始共產體の内部には知られてゐないのであるから、最初の交易も共同體または種族の内部でなく、外部で行はれ、同一種族または同一共同體の成員の間においてではなく、互に接觸するに至つた色々の種族や共同體の間に行はれた」(R. ルクセンブルグ、經濟學入門)

右に於ける説明は野蠻下期より中期に至る段階の原始共產制社會に對する規定であるから、勿論これをそのままわが蒙古の社會にあてはめることはできない。例へば今日に於ける純遊牧地帯の蒙古人と雖も、土地私有財産の制度こそなければ、その家畜は既に個々人の、若くは一家族の長た

る父(エチグー)の私有に屬してゐる。即ち蒙古に於ける交易はかゝる家畜の私有を基礎とするものであつて、交換の當事者は既に種族の共同體或はその首長ではなく、共同體の成員たる個々人である。

乍併、同時にその兩當事者が共に蒙古人であるが如き交換形式が未だ發生せず、凡ゆる個々の商取引に拘らず、需要供給の現象が一方的にのみ存し、この點に於て全蒙古人が漢人商人に對し同一の立場に立つてゐる事實を見ると、未だ蒙古人の社會に商品生産が普遍的に行はるゝことなく、商業は極めて幼稚な段階にあると斷ぜざるを得ないのである。

「遊牧蒙民は完全なる經濟を有して居る。彼の家畜は衣食住の凡ゆる必需品を彼に供給する。従つて貨幣を以つて賣買するものは必需品以外のものである。此の點に於て蒙人は貨幣に縛られて居る漢人農民よりも優つて居るのであつて、若し彼がその家畜の不用部分を賣却して綿布、絹布、穀物、製造品を購買したとすれば、彼の優越は一層明瞭に看取し得るであらう。」(ラテイモリア、滿洲に於ける蒙古民族)

かくて蒙古人の間には地方により又人による分業の行はれることなく、従つて一般にいふ商業即ち貨物を再び他に讓渡する意思を以て取得し有償に之を移轉するを業とする至つてゐる。

蒙古との商取引關係が何時頃生じたかについては知る由もないが、今日の如き盛をなすに至つたのは清朝以後蒙古間清朝の制度、風俗、習慣は輸入されたまゝ墨守して失はざる状態である。自然この間蒙古に於ける支那商人の活躍は目醒しいものがあつたと解される。

由來山西地方は漢文化の發祥地とされ、古くから開けた地方で、然も蒙古と接壤して位する關係上、蒙古の商業は山西商人獨占する處であつたに違ひない。然るに蒙古に元が興つて燕京に都し、又清朝が北京に都を置くに及び、蒙古王公は屢々北京に出入し、北京はこの頃對蒙貿易の中心となり、直隸方面の商人が擡頭し始めた。爾來山西、直隸の商人は互に反目競争し、その競争が又蒙古に於ける支那商人の今日の地歩を築いたものといへる。故に山西商人の地歩は根柢深くして動かすべからざるものなるを知るべく反之、直隸商人は蒙古王公の北京參觀の際資金を融通し、その代償として蒙古奥地の商業特權を獲得したものであるから、派手ではあるが根柢は比較的深くない。

清朝は雍正元年(西紀一七二三年)に熱河廳を設け、翌年

獨立の企業は未だ蒙古人間には存してゐない。

併し今日の交易に對する蒙古人の位置又は關係は、さきにオウエン・ラテイモリアの指摘したものと稍々相異つてゐることを看過してはならぬ。簡単にいへば、今日蒙古人はその快適品のみならず、漸次必需品までも交易に仰ぐに至つたこと、これである。換言すれば、この間に蒙古人の生活様式が「殆んど氣づかれない程度にはあるが」變化したことが分る。この變化に依つて従來は純然たる贅澤品であつた幾多の貨物も、今日ではこれを生活必需品と看做さねばならぬ状態に至つたのである。この結果蒙古人の商業—交易への倚存は一層その度を増したものと云ふことができる。この傾向は當然今後益々甚しくなるであらう。

乍併、蒙古人は今日に於ても未だ交易の能動者ではない。蒙古人間の交易は未だ發生するに至つてをならぬ。故に蒙古の商業を云爲する場合に於ても常に存在するのはその對外商業であつて、然も入るを主とし、隨つて出づる受動的なものであることを銘記せねばならぬ。

吾人は先づ蒙古に於ける商業の沿革を概観して、その現状に移りたいと思ふ。而してその沿革は即ち蒙地に於ける支那商人活躍の沿革以外のものではない。

蒙古市場に於ける支那商人の活動を一言にして盡せば、古今を通じて自由放任に委せられ、單に彼等の力の及ぶ範

理事同知を張北縣に、同十年多倫に置き、同八年には八溝廳、乾隆三年塔子溝廳(凌源、赤峰一帶)、同三十九年に三坐塔廳(朝陽縣)等、續々蒙古地帯に衙門開設し、かくて對蒙古貿易市場が次第に前進し、各地方に地方的集散市場が出現したわけである。

鄭家屯が同治初年(西紀一八六二年)以來牛馬市場として發達の萌芽を生じたのよりみれば、當時既に支那商人がこの方面深く商圏を擴張してゐたことを知る。かくて道光、咸豐を経て光緒年間に至り、各地とも滔々たる移民の増加に伴ひ次第に蒙古の地は開放せられ、更に諸鐵道の開設と共に東三省方面からは西より進出する山西、直隸商人とは系統を異にした直隸商人が新たに入り込み、この結果、市場關係並に商人關係からみて、現在の蒙古地方に於ける商業取引關係は非常に變化し、複雑化するに至つた。

次に露蒙間の商業はその發達を三段階に分つことができ
第一期—露蒙通商開始より、一八五五—六〇年の天津及び北京兩條約の締結されるまでの二〇〇餘年間、自然的放任の期間

第二期—それより一九一一年外蒙古が第一回獨立をなすまでの五〇餘年間、帝政露國の極東經營の一部として積極的に蒙古經營を策したるも意の如くならなかつた時代、蒙

古探險隊、露西銀行並に官憲の活動等注目すべきものがある。

第三期—その後今日に至る二〇餘年間、一九二一年の外蒙古獨立後全く之を屬領地としてしまつた。

この間、ネルチンスク條約(一六八九年)、露國隊商の第一回北京訪問(一六九六年)、張庫街道の開放(一八五八年)西比利亞鐵道の完成(一九世紀後半より二〇世紀初頭)等々のことあり、支那商人が自然的發展にまかせられたると異り、終始一貫政府の東方政策の重要部分として活動してゐたことが理解される。

二、蒙古人の需要商品

蒙古に於ける商業の實狀を知るには蒙古人が如何なる物資を需要するか、又その一ヶ年に於ける消費の數量及び價格の大體を知る必要がある。左表は大體露人 Maiseki の調査に基き、その他各般の事情を參照したもので、これを以て蒙古人の中流家庭(親子三人)に於ける一ヶ年の普通物資消費高がほゞ明らかになると思ふ。

品名	一箇年間消費數量	一箇年間消費價格	購入摘要			
			購入數量	使用期間	單價	購入價格
(イ)食料品 小麥粉及其代用品	一六三斤	一元	一六三斤	一年	10	一元
粟	一〇斗	二〇〇〇	一〇斗	同	二〇〇	二〇〇〇
炒米	五斗	七・五〇	五斗	同	一・五〇	七・五〇
鹽	二四斤	一・二〇	二四斗	同	五〇	一・二〇
羊	三頭	六〇〇〇	三頭	同	—	—
牛	一頭	四〇〇〇	一頭	同	—	—
獸乳及其代用品	三〇〇桶	六〇〇〇	三〇〇桶	同	—	—
小計		二〇四・八〇				
(ロ)嗜好品 茶	三六枚	一七・六四	—	一年	四九	一七・六四
煙草	一五斤	六・七五	一五斤	同	四五	六・七五
嗅煙草	四斤	六・四八	四斤	同	一・六二	六・四八
酒	一五斤	六・四五	一五斤	同	四三	六・四五

耳	其他頭髮用品	頭の飾り物	頭に巻く布	冬帽	夏帽	長靴	帶	羊皮套	羊皮袴	上着外用	主婦上下着	小計	指環	煙草	喫煙草
二個	一對	二枚	同	一個	一足	一本	同	同	同	一着	一揃	同	同	一個	一個
六〇	五〇	四〇	一〇〇	六六	五〇	七〇〇	七〇	二〇〇	七〇	一三〇	四〇〇	二〇〇	二九・三三	六〇	四〇
二個		二枚	同	一個	一足	一本	一着	同	同	一着	一揃	同	同	一個	一個
三五年	一年	三五年	同	同	三年	一年	五年	四年	四年	一〇年	同	一年	一〇年	三年	一〇年
五六七															
五〇〇	五〇	一〇〇	三〇〇	二六〇	一五〇	七〇〇	三・五〇	八〇〇	一五〇	一三・五〇	四・五〇	二〇〇	六〇〇	一・三〇	一〇〇〇

煙草	食刀	冬帽子	夏帽子	長靴	帶	羊皮套	羊皮袴	袖なし	上着外用	戸主上下着	(ハ)衣服及裝身具	計	菓子	砂糖
二個	同	同	同	一個	一足	一本	同	同	同	一着	一揃		二包	三斤
九〇	四〇	五〇	八六	五〇	七〇〇	一七五	四〇〇	七五	二七五	二〇〇	四・五〇	二〇〇	四〇・八二	一・五〇
二個	一個	同	同	一個	一足	一本	同	同	同	一着	一揃		二包	三斤
同	二年	一〇年	同	三年	一年	三年	同	同	二年	六年	一年	一年	同	同
一・八〇	八〇	五〇〇	二・六〇	一・五〇	七〇〇	三・五〇	八・五〇	一・五〇	五・五〇	二・三〇〇	四・五〇	二〇〇	一・〇〇	一・五〇

大	緊	毛	馬	手	辮	鞍	鞍	() 馬具其他	小	小	儀	佛	經	珠	香	鐘
繩	索	繩	子	綱		囊			計	机	布	布	典	數	爐	
一本	一個	五本	八本	五本	三個	一個	二個		一個		一枚	二册	同	同	同	
六〇	一五〇	三〇〇	四〇〇	二〇〇	一三〇	六〇	五〇〇		六三	二七	三〇〇	二二	四〇	八〇	一八	
一本	一個	五本	八本	五個	三個	一個	二個		一個		一枚	二册	同	同	同	
一年	二年	一年	一年	二年	四年	五年	八年		五年		六年	五年	五年	同	同	
六〇	三〇〇	三〇〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇	三〇〇	四〇〇		四〇〇	三〇〇	一〇〇	六〇〇	四〇	一六〇〇	三〇〇	

燭	供	佛	() 佛	小	槌	鋸	斧	鉄	椀	大	庖	酒	乳	乳	水	水	商
臺	碗	像	具	計						椀	丁	籠	桶	桶	桶	槽	業
一個	九個	四個			同	同	同	一個	五個	三個	二本	同	一個	二個	同	同	
一〇	二七	一〇〇		三六	五	四〇	四〇	二	八〇	九〇	三〇	一〇	二四	七五	三五	五〇	
一個	九個	四個			同	同	同	一個	五個	三個	二本	同	一個	二個	同	同	
同	同	二〇年		一〇年	同	同	同	同	同	五年	六年	同	一〇年	六年	一〇年	四年	
	六							六	一五〇				二五				五七〇
二〇〇	五〇〇	二〇〇		五〇	二〇〇	二〇〇	六〇	四〇〇	四〇〇	二〇〇	一〇〇	二〇〇	四〇〇	三〇〇	一八〇		

マツチ	セルロイド	張り眼鏡	財布(革)	ナイフ	嗅煙草入	線香	琺瑯製茶瓶	同アルミ製	玩具鐵砲	クシ	ランブ	木椀	茶碗
一	一	一	一	一	一	一	(小)一	一	一	一	一	一	一
包	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	個	寸	寸
〇・三〇	〇・八〇	一・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	〇・三〇	二・〇〇	二・五〇	〇・五〇	〇・五〇	〇・五〇	五・〇〇	一・〇〇	一・三〇
支那製	日本製	支那製	日本製	最高數十圓 最低二―三圓	支那製	日本製	同	同	同	支那製	獨逸製	山東製	支那製
土瓶	洗面用石鹼	夏用蒙古帽	鞍	ア	蒙古刀	同	同	金杓子	煙管	珠數	赤珊瑚	蒙古靴	絨氈
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ケ	ケ	ケ	組	組	組	組	組	本	本	本	本	本	本
一・五〇	〇・五〇	四・〇〇	五・〇〇	八・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	〇・八〇	五・〇〇	一・〇〇	五・〇〇	六・〇〇	六・〇〇
日本製	日本製	原産地	同	同	張家口	同	支那製	同	同	同	不明、粗悪品、 帽子用、婦女子用	原産地	原産地

備考 原地産とは林西、多倫、經棚、張家口等對蒙貿中心地を指す。單位元。

「茶は最も需要の多い商品であつて、扇状をなして擴がる隊商路によつて、廣く中央アジアの隅々まで大量に輸送される。牧人の要求するのは、長く輸送にたえ、かつ何時ま

でも香氣を失はなない磚茶である。磚茶は輸送方法の如何に應じて種々と形狀、包装を異にし、二七、三六、四五、七二等と呼ぶ。この數字は歐載する場合に片側の梱包中に收容

される磚茶の個数をいふものである。例へば七二は形狀小さく、非常な壓力を加へて壓縮したもので、駒に積んで山岳險阻なアリヤート地方に輸送するのに適し、四五は駱駝に積んで遠く科布多を越え、キルギスの平原に送られ、二七と三六とはハルハ蒙古の各地に用ひられる。

菸最も多く、蒙古人はドゥンサと訛つてゐる。帯にはさむのに都合のよい様に包装されてゐる。嗅煙草は殆ど儀禮用だし、紙巻は未だ一般的に用ひられない。

磚茶の大部分は漢口地方製で、古くからの産業をなし、香氣を永く保存するためには特殊の製造技術を必要とする。蓋しリプトンの如き大會社ですら、漢口の製造法をまねたが結局失敗に終つてゐるのである。

布地としてはダリンバが最も多く使用される。ダリンバは支那語の塔連布の訛つたもので、幅約一六吋、長さその七倍の無地木綿で蒙古服の着尺にあはせてある。質の強固なことが必要條件であるが、四圍の環境上、無地物で色彩の強烈なものが大部分を占め、最も多く用ひられる色は焦茶、海老茶、青、赤、黄、紫等で、喇嘛僧の着衣はすべて黄、薄紅、暗紅色に限られる。尙、當地の住民には黒色や灰色等は喜ばれない。

リプトンは遂に漢口から茶を買ひ、且つ氣候その他の條件が最も適當な、西藏國境に近いダーシリンを製造地に選定したが、此處でも亦失敗してしまつたので、とうとう廣汎な中亞市場を漢人の手に委ねて、自らは斷念してしまつた。(Haslund; "Tents in Mongolia, Adventures among the Nomads of Central Asia" London, 1934, p. 30) わが國でも嘗て熊本及び静岡の兩縣で磚茶の進出を企圖し、價格に於ては優に支那商品を壓倒したが、青葉臭くて蒙古人の嗜好に適應せず、失敗に終つたといふことである。察哈爾兩省地方に愛用されたのは多く山西省の三六磚茶である。

右の外、金巾、キヤラコ、絹綢、綢緞、ピロッド等も多いが、絹物など糊のかたい、カサ／＼した粗悪品が多い。日本品は従來支那商人の手を通じて輸入されてはゐたがまだ／＼その量はいふに足りない。何といつても商品の過半は張家口を通じて支那本部より供給されてゐる有様で、これは同地方撥子か――假令最近は滿洲方面のものに壓迫されかゝつては來たけれども、依然――隱然たる勢力を占めてゐる結果である。

煙草は滿洲國內蒙古人は葉煙草を愛用するが、奥地では刻み煙草を多く用ひる。刻み煙草としては山東省産の東生

滿鐵では蒙古商品を模造、代用、改良、新商品の見地より考究してゐるといふが、何れにもせよ、今後この地方に日本品の進出を圖るには直接日本商人が進出するよりも、

林西、經棚、烏丹城方面等、滿洲國側の撥子にある程度の支援を與へて、これに取扱はしめるのが最も捷徑であると考えへる。

三、内 蒙 古

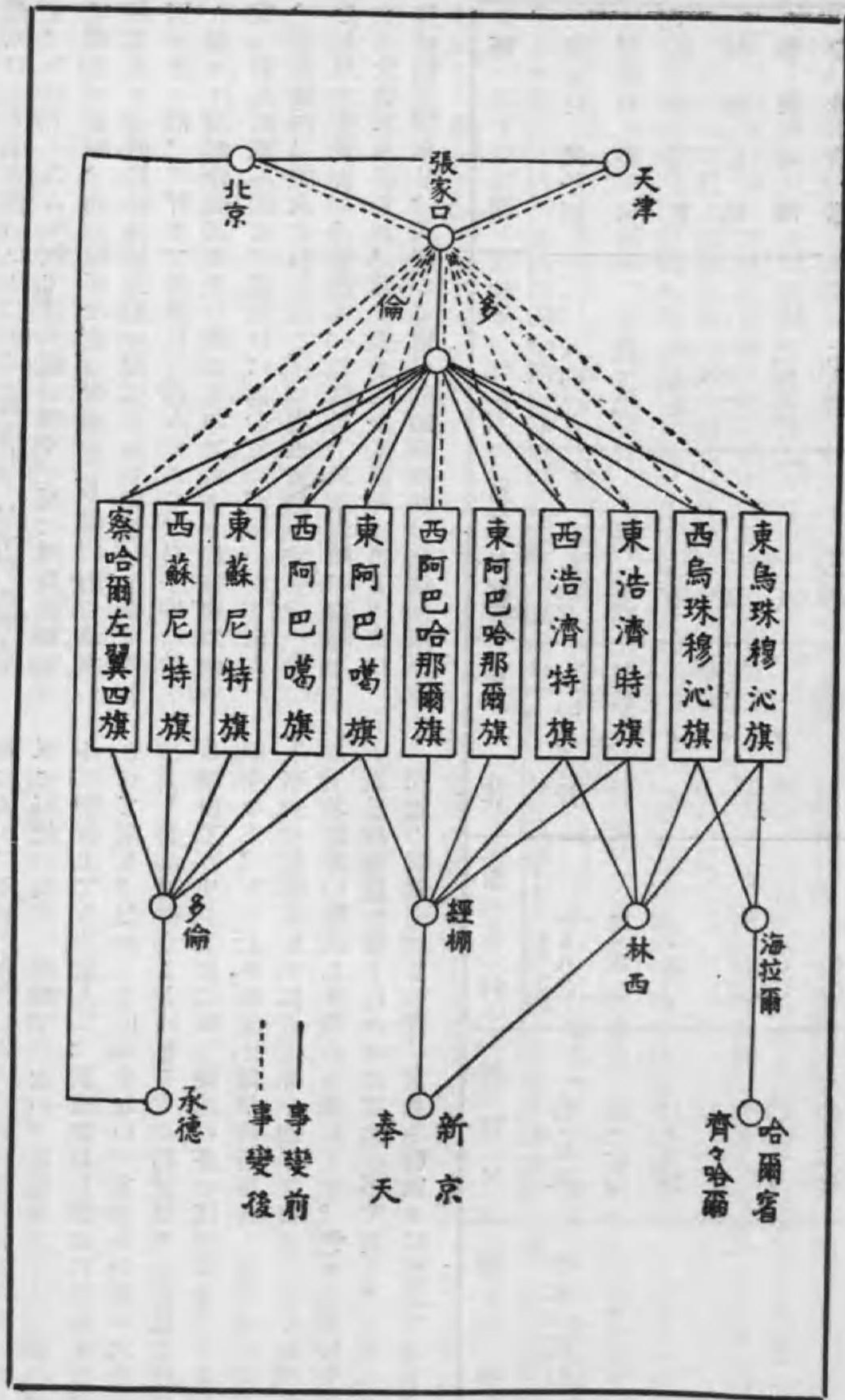
(1) 對蒙古商業取引市場

漢人に接觸してゐる一部の蒙古人を除いて一般に就てみるのに、蒙古人の商業的知識の缺乏は殆ど意外である。之は彼等の間に營利又は利益の觀念がないのではない。例へば自分の畜産品を他に齎し、以て物資と交換しようとするやうな場合には千里の道も遠しとしない。しかも目的の市場に至つて、その取引價格が自分の意に満たなければ、直ちに去つて他の市場に赴き、少しでも利益を多くしようとする。

企てるが如きは明らかに彼等に利益觀念の存する證左である。然るに蒙古人は自ら進んで貨殖の道を講じようとしなない。之はその日常生活に於てかゝる營利の觀念を發動すべき機會がないからである。沃野を開拓することもなく、手藝工業品を作るでもなく、唯單に原始的な遊牧を人生の天職と心得、純遊牧地方に在つては婦人も尙針糸の何物であるかを解しない有様である。故に滿、漢の婦女が洗衣、製靴、成衣に努力するに反し、蒙古人は悠々自適、その平常著用の被服類から包、天幕に至るまで生活上の必需品は大部分これを支那商人の供給に俟たねばならないのである。對蒙古貿易市場としては大市場、中繼市場、地方集散市場の三者を區別しうるが、その三者の區別系統は左の如くである。

大市場	中繼市場	地方集散市場	出 廻 地 方
哈爾濱	滿洲里 海拉爾 齊々哈爾濱	伯都訥 哈爾濱 齊々哈爾濱	呼倫貝爾 呼倫貝爾、東西烏珠穆沁 北滿一帶及札賚特、杜爾伯特 北滿一帶及滿洲里、海拉爾 南北郭勒羅斯、札薩克圖、蘇鄂公

營口	奉天		
錦州	奉天	鄭家屯	新京
赤錦開小 州州魯倫 峰州魯倫	小奉新 庫庫天民 倫天民	開通鄭洮 魯遼屯南	洮新伯 南京訥
東西札魯特、阿魯科爾沁、大小巴林 赤峰、喀喇沁、放漢、小庫倫、開魯 東西翁牛特、南北放漢、喀喇沁、林西、經棚、烏丹城	賓圖、小庫倫 鄭家屯、小庫倫、哈爾濱、吉林、新京、錦州、天津 奈曼、兩喀爾喀、養息牧廠、開魯	東西札魯特、東烏珠穆沁 達爾罕、博王、賓圖、圖什業圖、洮南、開魯 達爾罕、圖什業圖、開魯 東西札魯特、阿魯科爾沁、大小巴林	同右 農安、伯都訥、洮南 札薩克圖、蘇鄂公、南北郭勒羅斯、圖什業圖



更に察哈爾省錫林郭勒盟各旗の市場關係を、東亞産業協會の調査に基いて示せば左表の如くである。

天津		張家口		赤峰		商業
天津	承德	張家口	歸綏	赤城	烏丹	營口
天津	承德	張家口	歸綏	赤城	烏丹	營口
內蒙一帶、西北支那一帶	圍場、赤峰、多倫	察哈爾盟、錫盟、西二盟、甘肅新疆	外蒙古、現在出廻らす	內蒙西二盟、察哈爾西翼旗	錫林郭勒盟、察哈爾盟、克什克騰	同右
內蒙古一帶	大小巴林、東烏珠穆沁、阿魯科爾沁、克什克騰、東西浩濟特	東西烏珠穆沁、東西浩濟特、克什克騰、大小巴林	林西、大板上、經棚	前出	克什克騰、東西浩濟特、阿巴噶、西烏珠穆沁	

張家口より北進西スニトに至り、東進してカオグスタイ・スム、ヤント・スムを経て貝子廟に至り、更に西烏珠穆沁まで到達する線、此の線が現在の對蒙貿易通商路の最大幹線である。西烏珠穆沁王府の近くにある定着包を有する商店五軒の内、二軒まで張家口の商人であり、貝子廟に於ける商人は大部分張家口より来たものである。運送徑路が何故に最長距離を選んで張家口に進むものが多いかと云ふに、滿洲國內に輸入されるものは、處理機關不完全で一部分を地方消費とし、他はすべて開魯、又は赤峰、圍場を通じて承德に向けられ、然る後承德から國外に出る。故に運賃が割高であり、兵匪の危険、道路の不良、關稅の關係

等によつて不振の状態にある。元來蒙古貿易を語る時は、單に距離の長短は問題ではない。牲畜を買付けた場合は、その所有主である蒙人に、張家口なら張家口の近く迄放牧させて来る。だから危険の少ない。草の多い良い道路を選び、進んで行くことになる。これが即ち大迂回の行はれる理由であり、これに反し耕地の多い滿洲國內では第一草が少なく、その上半馬は皆穀物飼料を與へねばならぬし、牛車夫も危険防止の爲め野營を避けて宿舎に就く必要がある。又匪害の警戒上警備兵を頼むとか、色々な間接費を要する爲め運賃の高くなるのは當然の事である。

左記の運賃表はこの間の消息を物語るに充分であらう。

區 間	料 數	所要日數	單 位	貨 錢	料 當 り	備 考
張家口—貝子廟	八〇〇	二七	一〇〇斤	二・八〇	〇・三五	牛車一頭引
張家口—多倫	二五二	九	"	二・八〇	一・一〇	"
林西—開魯	四七五	一七	"	三・五〇	〇・七四	"
經棚—赤峰	二六〇	九	"	二・〇〇	〇・七七	"
林西—赤峰	二四〇	九	"	二・〇〇	〇・八五	"
赤峰—承德	二八〇	一〇	"	二・〇〇	〇・七一	"

張家口より大迂回して貝子廟に達するに要する運賃も、多倫より張家口迄の運賃も、同様一車二・八〇圓と云ふ様な事も前述したやうな理由からに他ならない。

この地方に於ける通商系統はその取引方法の如何を問はず、從來の習慣上概ね上表の如き經過をとつてゐる。即ち蒙古需給の關門は從來天津、營口、奉天、海拉爾等である。天津は大庫倫、歸綏、包頭、張家口、多倫、赤峰、烏丹城等の市場を勢力範圍とし、主として興安嶺以西の内外蒙古に供給し、その主なる通商路は事變前に於ては張家口、多倫を経て分進してゐたが、今日では多倫を経由せず直接張家口に集まる傾向がある。

營口は赤峰、小庫倫、奈曼等の東南部内蒙古を勢力範圍とし、錦州より義州を経て進入する。海拉爾は北部呼倫貝爾の中心である。從來は外蒙古をも勢力範圍としてゐたが、最近は兩者の通商は全くとだえてゐる。

奉天は興安嶺以東蒙古—所謂東部内蒙古の一大中心市場となつてゐる。蒙地の縁邊にある地方集散市場には蒙古人自ら畜産その他の特産物を携行して現はれる。彼等が市場に赴くのは、道程の遠近、地理の便否及び舊來の習慣等により、傳統的な關係を有する市場に向ふのを常とする。併乍、蒙古人は

市場に出ようとするとき、先づ豫めその市場に於ける商況を探知し、この市場は今年商況が不振であるとか、通過地方が不穩であるとかいふ場合には景氣のよい別の市場に向ふから、時々意外な旗の蒙古人が意外の市場に出現することがある。

出市の季節は市場の位置や遠近等により多少の差があるが、概して初夏、初冬の二期に分たれる。即ち初夏（陰曆三、四、五月）には越冬のために缺乏した物資を補はうとして皮革その他を携へて来て、糜子、粟、雜貨等と交易し初冬（陰曆八月より十二月まで）には家畜が青草で肥満して交換價值が増大するので、これらを以て越冬準備の物資と交換して歸る例である。すべてこれらの場合、蒙古人は商隊を組織し、數十輛の牛車に満載し、又は數十頭の駱駝に駄載してゐる。

以上に述べた外、尙現地に於ける市場として草地取引市場がある。これは奥地に進入した撥子、販子等の漢人商人が一定の蒙地に蒙古人と會し、取引を行ふ場所、牧草井戸、その他の地理的な關係で取引地と定められてゐる。包のある所もあり、ない所もあるが、特に取引のため設備をしてないのが普通である。今錫林郭勒盟における主たる草地取引地及びその背後の地方市場關係を示せば左の通りである。

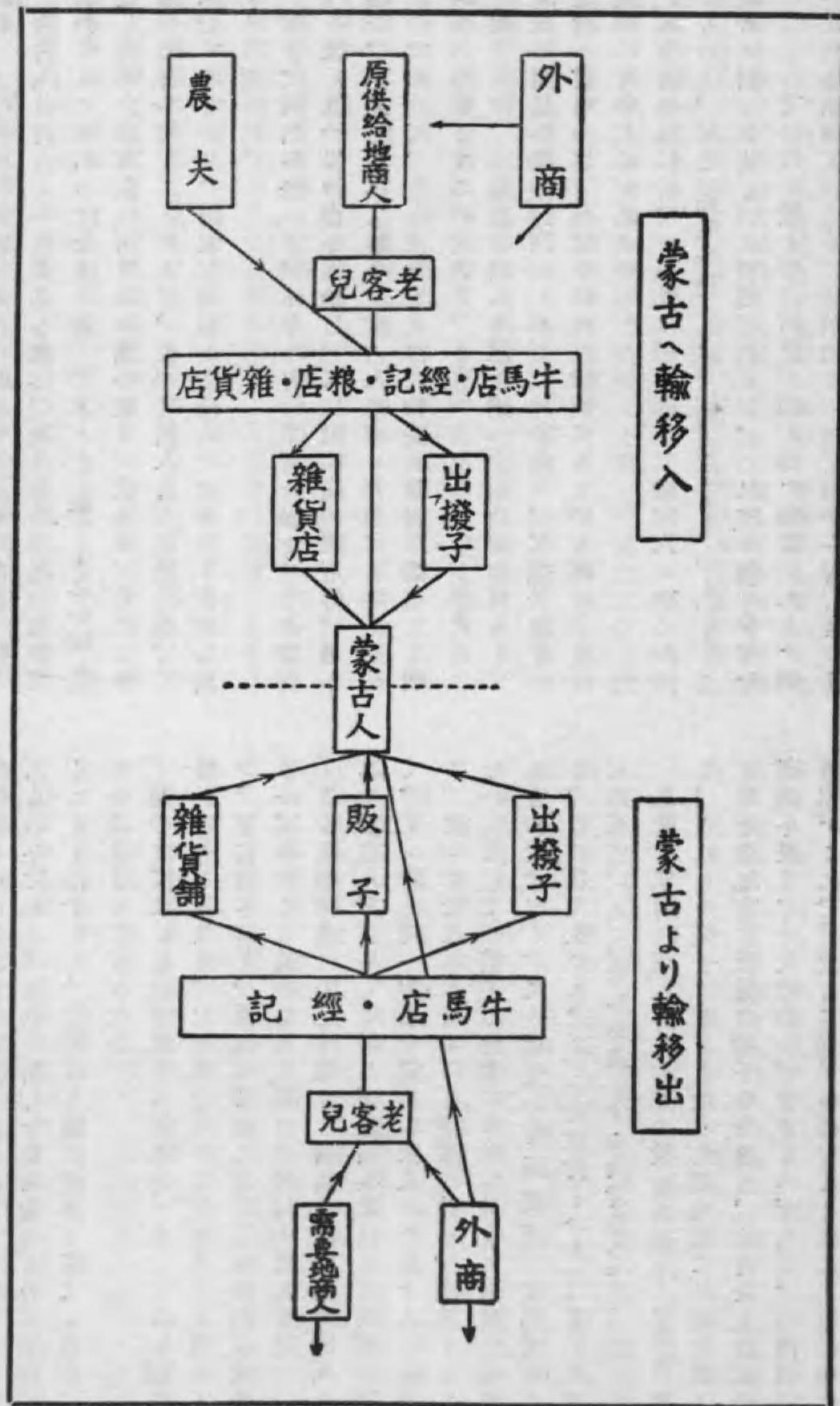
路別	東	中	西	路北
草地取引地	(1)烏珠穆沁王府—エンヤキン・スム ム — ウランパー トリチンパー ナイリンパー	(1)西烏珠穆沁王府—テブシ・スム 大白廟—メスマターバ 白塔子—公爾吐	(1)ウプル・オロゴロ (2)バインダルヒ・オホ (3)大王廟 (4)オルト・タラー—バイン・メント	(1)バイン・ホツシヨ・スム
地方市場	開魯 林東	烏丹城—赤峯	同 圍場—承德 多倫—圍場 承德—張家口	景星、塔子城 突泉、圖什業圖

その他、奥地行商の撥子にとって書き入れ時となるのは各地喇嘛廟の廟會である。廟會は大體陰曆一月、三月、六月、九月に行はれる。例へば多倫に於ては毎年六月十五日より三日間に亘つて開かれるのである。この際には蒙民の善男善女が多数各地から集つてくるので、こゝに盛大な市がたつ。又これを目指して各地より集る商人に對しても撥子はその手持商品を捌く機會をもつのである。又生畜は三月の絨毛、五月の第一回の剪毛、九月の第二回の剪毛等の關係より廟會前後、剪毛前後の三月、六月、九月頃が商況最も盛な時である。冬季は全く取引行はれず、奥地に定着せる包、又は家屋を有する撥子の内でも、主なる者は歸國し、たゞ留守番を置いておく程度に過ぎない。

(2) 商業機構及び機關

蒙地との商業は現在錫林郭勒盟東烏珠穆沁旗方面に根據をおく瓦利洋行或は張家口にある德華洋行以下の白系若くは赤系露人、西蘇呢特以西を相手とする少數の英商などある外は殆ど漢人の獨占に歸してゐる。

支那商人の商取引關係は地方により又場合により一様でないが、大體に於て蒙古人との直接取引に従事するものは蒙古奥地に行商する撥子及び販子、並に地方集散市場に店舗を構へて蒙古人の來り交易するのを待つ雜貨舖、牛馬店等で、この背後に需要地商人或は外商が控へてゐるわけで



ある。この商取引關係は前頁に圖示する通りである。蒙古人は自らその生産品を携へ、地方集散市場に出でて取引することあるは上述の如くであるが、概して之を嫌ふ。蓋し彼等は商取引に對する知識を缺き、往々乗ぜられて不應の損害を蒙ることがあり、従つて漢人自ら奥地に出でて取引するものは、對蒙古交易上に極めて重要な役割を演ずるに至つた。

撥子は商品を携へて、水草を追つて轉々極まりなき蒙古人の後を追つて物資を供給し、又は喇嘛廟の附近等に地を選び、商品を備へておき、蒙古人の來り交易するのをまつものであつて、その交易して得た物資を市場に搬出して賣却するを業とするのである。

撥子には、大集散市場に本據を構へた商店が店員をして所藏の商品を携帶行商せしめることもあり、又撥子自身の危険と費用を以て商品を仕入れ行商するものもあり、その規模にも亦大小がある。

又蒙古奥地に於て一地點に居を構へて蒙古人の來るを待つものと、反之、商品を携へて常に行商するものがある。前者は假に坐莊といふ習慣であるが、これは一朝一夕でなつたものではなく數十年の經營の間に得た特權である。例へば西烏珠穆王府に於ては數代この地で撥子を營むものも未だ固定家屋を建設することを許されず、王府を去る數町

の野原の中に蒙古包の建設を許された北平撥子が僅か二戸あるのみである。比較的新しい林西邊のものは王府に近づくことも得ずして、十數町を離れ河流を距て、僅かに蒙古包を設けらるにすぎない。

撥子は何れもその宰領たる掌櫃の一名、これを補佐する夥計數名よりなり、大規模なものは炊事夫をも携へてあるが、蒙古語を解し、現地の事情に通じた掌櫃的な家長とする一家のやうに働いてゐる點は、皆同一である。

その最初開業に際し準備する商品は信用借で仕入れ、これを蒙古人と交易して得た畜産品を搬出して決濟の資に當て、更に前と同一方法で商品を仕入れ行商するのを常とする。従つて仕入れのためには特別の資本を投下することはない。而して一撥子の携帶する商品數量は無限に増加するものではなく、又一期間の行商範圍は當然限られるから、その最大量は五、〇〇〇元位だといふが、多くは三、〇〇〇元乃至三、〇〇〇元を普通とする由である。

基礎の鞏固な商人に在つては數個の撥子を各方面に派し、これらの撥子は蒙古奥地の主要地點に坐莊を設けて更に附近諸地方に數個の撥子を分派し、蒙古全土に亘つて行商網を張り、一大勢力を有するものがある。山西省の大盛魁等がこれで、蒙古に撥子を營むこと既に三〇〇年に近く確固たる地位を占めてゐる。

撥子の扱ふ商品は一般對蒙古貿易業者の取扱ふものと同様であるが、各方面から蒙古奥地に入りこんで來るものがあるから、夫々根據地たる地方の特殊の事情により、又地の利に應じ、各地方獨特の色彩がある。例へば林西、經棚等の撥子は烏珠穆沁一帯に糜子、粥、小麥粉、蕎麥粉等を多量に携へてくる。

蓋し林西方面は地味肥沃で作物よく實り、安價に之を仕入れうるからで、多倫その他の撥子はこれらの商品を以てしては到底敵し得ないのである。又多倫、北平等の撥子は佛畫、木梳、長靴等の商品供給に特に有利な地位にある。同様に彼等の扱ふ移出物資にも自ら差異あり、滿洲方面のものは該地方の農耕に需要される牛馬を多く取扱ひ、北平方面は羊を、天津、錦州方面に連絡あるものは羊毛を多量に取扱ふ傾向のあるのは當然である。

撥子は、本來物々交換によつて取引するが、取引毎に互に現物を交付することは寧ろ稀で、大部分は掛賣による。双方の都合のよい時その對價として彼等の生産品を取立てその殘額は次期に残し、かくして彼等の取引は連綿として年々繼續して行はれ、圓滑に決濟されない場合は利子に利子を生み、蒙人の負擔は意外の巨額に上ることがある。撥子は商品を久しく手持ちし、これを蒙古奥地に於て運搬保存するには至大の不便と危険を負ふものであるから、その

高價なのはやむを得ない。他方蒙古人は商品に對する知識がないから、撥子の商品には公定相場といふものがない。而して商品價格は、布帛、茶等の一般的商品の外は、掌櫃的の取引の巧拙、蒙古人のその商品に認むる主觀的價值以外に規準がないのであるから、商品は質の善惡について考へられることなく、外觀が美しくて蒙古人の眼をくまますに足ればよい。要するに撥子は商品販賣に際し徹頭徹尾欺瞞を以てし、不當の利益を得るのみならず、蒙古人より受取る畜産品を非常に安價に見積り、或は蒙古人の數の觀念が貧弱なのに乘じて取引の數量をごまかし、受渡し双方より二重の利得を收むるのである。

撥子の根據地は概ね一定してゐるのであつて、例へば東部内蒙古の鄭家屯、洮南、通遼、開魯、赤峰等の撥子は附近蒙旗内に行商するもの多く、遠隔の地に進出するのは小庫倫、烏丹城、大板上、林西、經棚、多倫、張家口のものである。而して同一地を根據とする撥子はその地理的關係及び古來の取引關係より行商範圍が大體一定し、各々其處に優越せる地歩を築いて勢力範圍とするのである。それがやがて物資の集散にも影響し、蒙古貿易を研究する上に極めて重要な條件となる。

撥子の系統は前に一言した如く山西直隸系の外、滿洲系統があつて互に激しい競争をしてゐる。前者は古くからき

ついた鞏固な足場を以て、張家口、多倫方面より次第に東漸したもので、後者は逆に滿洲國內より西方に向つて勢力を伸長したものである。概して近年滿洲國內に於ける鐵道の發達と共に山西直隸系ものは次第に旗色悪く敗退のやむなきに至り、滿洲系の撥子は烏珠穆沁、浩齊特、阿巴噶方面にまで進出しつゝある如くである。

次に蒙地に於ける商業機關として看過すべからざるは販子である。販子は撥子の如く商品を携へて行商することなく、蒙古奥地に入つて畜産品の買付をなし市場に搬出するもので、對價たる商品を交付しないで蒙古人の生産品を先に受取るものであるから、蒙古人の間に信用の厚いものに限り、従つてその買付額も多額に上る。零碎な物資を廣く集めるのは撥子でなければならぬが、まとまつた數量を買出さんとするには是非信用ある販子の力にまつ外なく、販子は蒙古に於ける商取引上に極めて重要な地位を占めてゐる。

蒙古人の間に極めて勢力ある販子についてみるに、彼等は概ね蒙古王公等の債權者である場合が多い。債權者たる商人は強者の地位にあるから、彼等が貸金の決済に王府に來るときは至れり盡せりの待遇をうけ、これに乗じて有利なる地歩を獲得して畜産物をうけとる。彼等は數年乃至數十年間に廣く信用を勝ち得たもので、その取引は至極容易

である。之に依つてみても、蒙古に於ける商取引上の彼等の地位も知りうるわけであるが、要するに撥子よりも一歩進んだ大規模の取引を行つてゐるものである。

以上の外、對外商業機關としては地方集散市場に雜貨舖仲介業（全然商取引系統を異にせる蒙古市場とその他市場との仲繼として、取引の仲介のみを專業とするもの、蒙古人との商人との仲介をなすのを牛馬店、廣く一般商人の仲介をなすのを經紀といふ）、粮店等がある。

四、外蒙古

(1) ソ聯の經濟的侵略

外蒙古の經濟狀況を述ぶるに當つてソ聯との關係を無視することは絶対に不可能である。露國の對蒙經濟侵略は歴史上首尾一貫してゐる。戰前帝制政府が抱懐せる計畫理想等は過去十年間ソ聯によつて踏襲され實行されてゐる。而してソ蒙間の關係はソウエト政權出現後一變した事になつてゐるが、裏面の勢力が依然として存續してゐるのは皮肉な現象である。二十世紀の初期に初めて對蒙事業に著手したものは露國の商人や會社ではなく帝制政府其者であつたが、ソウエト政府も亦對蒙貿易の爲めには、同様に指導的役割を努め、その手先となつて、中央集權的の國營貿易機關が縱横に活躍してゐる。

政治及び經濟政策の巧妙な使ひ分けは、戰前戰後を通じ露國の對蒙政策の特徴であつて、戰前戰後ともに、政治的權謀術策は經濟的支配に對する桿杆の作用をなしてゐた。

- 一九二一年ソ蒙間に次の如き修好條約が締結された。
- 一、ソ聯の對蒙輸出に對しては最惠國待遇を與ふること
- 二、ソ聯市民に土地賣買の權利を附與すること
- 三、露國の對蒙債權を拋棄すること
- 四、舊露國政府所屬の郵便、電信設備に對する蒙古の回

收を認めること

- 一九二四年にはソ聯に範を採つた共和國憲法が發布せられたが、その憲法によつて、
- 一、一切の私有財産の否認
- 二、總ての天然資源の國有化
- 三、國家管理に依る統制經濟政策の採用

等が宣言され、外國貿易も亦漸次事情の許す限り獨占すべき旨聲明された。この外蒙古共和國とソ聯間には、カリニン及びチチエリンその他ソ聯政治家領袖が第一回外蒙古憲法會議で名譽幹部に選舉せられた一事に見るも密接な關係ある事は明白である。然し之より先、既に兩國間にはソ聯の經濟政策遂行に有力な桿杆となつた取極めが一九二三年に締結されてゐた。右取極めによれば、

- 一、貴族の土地及び財産上の世襲權を廢止し、而して國

家開發の爲めソウエト組織に依ること

- 二、無主の土地は蒙古及びソ聯の貧民に與へ耕作せしめ
- ること
- 三、天然資源の開發並びに産業及び貿易の發達に關する事項を、ソ聯専門家に委嘱すること
- 四、蒙古労働者と協同開發の爲め、鐵山を露國「コーペラティブ」へ引渡すこと
- 五、ソ聯代表が蒙古裁判所員となり、露國人關係の事件に付ては協議裁判の權を有す

他方貿易に關しては、一九一九年以來ソ聯のシベリヤ地方消費組合同盟が外蒙古で活動してゐたが、一九二四年に至る迄の貿易は微々たるものであつた。然し同年から「シエルスチ」(羊毛輸出部)「シア・ゴストルグ」(シベリヤ國營商業部)「ナフタ・シンサケート」等のソ聯會社が活動を開始し、更に「モン・ツェン・コープ」(蒙古中央消費組合)がソ聯貿易機關と同一の建前で開設された結果、ソ聯の對蒙貿易は急速な發展をなし、又同年には内外爲替業務を獨占する蒙古銀行が國立銀行と協同出資で開設された(資本の五割はモスクワ國立銀行に屬す)。

この銀行設立によつて、初めて外蒙古に通貨が現はれたのである。蒙古經濟生活の新しい試みとして制定された幣制は銀本位で、新通貨の單位は「トッゲリク」と稱し、品位は

十八瓦の純銀を含み墨西哥一弗(露貨九十哥)に相當するものであつた。此の制度の設置に付ては、ソ聯の經濟學者が大いに盡力したが、ソ聯はこの幣制々度を以て支那人高利貸の金融束縛に對する蒙古人の解放、國家豫算の確立、金本位採用の準備等の手段であると稱して大いに之を稱讚した。外蒙古の現状では蒙古銀行及び新通貨に關する信頼すべき情報を入手する事は頗る困難であるが、外蒙古人が右制度に依つて支那貿易商を驅逐した事は疑ひもない事實である。

かくして一九二六年以降ソ聯の商業取引は益々發展したが、之に反し、從來外蒙古で好調に貿易を營んでゐた外國商殊に支那商は、外蒙古政府の私營貿易壓迫の爲めに漸次没落の悲運に陥つた。

其の後一九二八年外蒙古の通商代表團がモスクワを訪れ更に「モン・ツェン・コープ」との合同強化に付て商議を進め、其の結果「ナフタ・シンサケート」を除く一切のソ聯貿易機關は「ソウ・モン」(ソ蒙會社)と稱する單一會社に合同されたが、この合同政策は觀面に效果が現はれ、ソ聯の對蒙貿易は急激な發達をなし、英米及び支那商は大打撃を受けるに至つた。即ち一九一八年當時には支那商は四百を算し露國商は僅かに五〇に過ぎなかつたが、一九二六年一七年度に至つては、六〇の支那商が没落し、又有力なる英

國の二商館も遂に退却を餘儀なくされ、外蒙古産羊毛の八〇パーセントはソ聯の手に歸した。その結果、外蒙古の輸出入總額に對するソ聯の割合は一九二四年の一七パーセントから一九二六年には二九パーセントに増加し、羊毛の輸入に付ても一九二四年の一八パーセントから一九二六年には七七・七パーセントに増した。羊毛貿易に就てはソ聯は一九二八年に事實上外蒙古よりの輸出を獨占し、最大の外國羊毛會社も遂にソ聯の手に買収されて了つた。

現在支那は對蒙貿易として、唯少量の茶を輸出してゐるのみで、従人支那商が取扱つてゐた外蒙古産の羊毛、毛皮、生皮及び鞣皮等の如き委託販賣品は支那の中央市場に殆ど見受けられぬやうになつた。ソ聯貿易の増進並びに支那貿易の衰退を示す一例として、チタ駐在支那領事の報告に依れば次の如くなつてゐる。

ソ聯及び支那の對蒙貿易(單位千「トウゲリツク」)

年	輸出	輸入	輸出	輸入
一九二七年	四、〇〇〇	一六、九〇〇	三七、六〇〇	一三、〇八〇
一九二八年	七、一〇〇	二一、〇〇〇	三五、四〇〇	一〇、七〇〇
一九二九年	二、三〇〇	三、五〇〇	八、七〇〇	六、〇〇〇

ソ聯の對蒙輸出中、穀物及び石油産物の輸出は特に他の品物を凌ぎ、然も大戦以來年次増加を示してゐる。而して

穀類は從來滿洲産の穀物殊に稷が外蒙古市場に相當輸入されてゐたが、現在では全くその影を潜め、之に代つてソ聯邦産の大麥、燕麥、稷等が市場に幅を利かしてゐる。此のソ聯邦産の穀物の輸出増加の状態は、露國が一九一三年以來外蒙古へ輸出した麥粉及び其他穀物に關する左記輸出統計に依つて明かである。

一九一三年	一、八〇〇噸
一九二五—二六年	三、二一〇
一九三一年	二〇、〇一三
一九三二年(自一月至十一月)	二二、五七一

同様に石油の輸出も亦穀類と等しいカーヴを描いて激増し、一九一三年當時は僅かに九十一噸を輸出せるのみであつたが、一九三二年度には二千噸餘に増加した。此の他織物、砂糖、セメント、電氣器具、金屬及びその製品、食品、煙草、化學藥品、糖菓、生及び乾燥果實、マカロニ、手工細工品、香水類、石鹼、フェルト、蓄音器、鶏卵、硝子及び陶器等の輸出も年々増加を示してゐる。在パリスソ聯通商代表部は、ソ聯一九三一年度の外國貿易に關し、『外蒙古はソ聯邦品を輸入する國家中で品目の多種たること第一である。』

と記述してゐる。統計によれば、一九二九年及び三〇年度に於けるソ聯の對蒙貿易は輸出に於ては六五パーセント

の増加であつたが、他國の輸出は之に比例して減少し、又一九三一年度のソ聯邦輸出は前年度に比較すれば左の如き躍進振りを示してゐる。(單位留)

年	石油及同産物	燐寸	糖菓及セメント	化學藥品
一九三〇年	四九、〇〇〇	二八、〇〇〇	三六、〇〇〇	一九、〇〇〇
一九三一年	一〇九、〇〇〇	一一、〇〇〇	九〇、〇〇〇	五八、〇〇〇

かくの如き状態で、外蒙古に對するソ聯の輸出總額は一九三〇年の一七、八一九、〇〇〇留から一九三一年の三七、三四三、〇〇〇留に増加し、かくて外蒙古は東方に於けるソ聯商品の最大輸出國となつた。戦前に於ては露國は對蒙貿易上常に入超であつたが、一九二九年—三〇年度に始めて状況好轉して出超となり、爾來貿易は引續いてソ聯に有利に展開し、最近一九三二年の一月から十一月に至る期間には輸出四一、三九五、〇〇〇留、輸入一九、二七八、〇〇〇留といふ好況を呈した。

ソ聯の對蒙貿易(單位千留)

年	輸出	輸入
一九二九年	一六、四〇〇	一五、三〇〇
一九三〇年	一七、八一九	一五、七四五
一九三一年	三七、三四三	二八、八三三
一九三二年	四一、三九五	一九、二七八

外蒙古は實にソ聯にとり二重に役立つてゐる。即ちソ聯は外蒙古を世界革命の重寶及び實驗室と見做し、又同時に

ソ聯へ必要な原料を供給する貯蔵所と認めてゐる。過去五ヶ年間に於ける英米會社及び支那商の外蒙古に於ける慘敗の歴史を見るならば、外國の對蒙貿易が將來見込み薄く且つ困難な事を示してゐる。尙ソ聯の對蒙經濟侵略は、積極的世界革命の國際的經濟反應が何んな結果になるかを明示するものである。事實自由競争の基礎に於いては充分確立してゐた支那貿易を斯くも短期間に驅逐する事は不可能であつたらう。

ソ聯は政變に依つて外蒙古の憲法及び經濟機關を自國の恩ひ通りに改造して、強敵である支那人や羊毛及び毛皮の競争購買者である英米商等の個人企業を非合法的なものとして貿易に従事する事が出来ぬ様にし、自國の貿易機關に對する邪魔者を一掃し、外國競争者の問題を解決したのである。

然し、かかるホルシエウイキ的政策は何時迄も永續して成功するものではない。支那商人の不滿は暴動勃發の機運を醸成し、ソ聯當局に於いても三ヶ條の妥協案を提出するに至つた事は上述した通りである。

又ソ聯の重壓に耐へ兼ねて滿洲里に逃亡して來たウラフ・パートル・ホタ消費組合の書記アリヤート人タバンなるものは、外蒙古の近況に關し次の如く語つてゐる。
『昨一九三三年に於ける外蒙古の經濟狀態は窮乏のどん底

ツアインシヤビ、ウリヤスタイ、コプトに支部、支店を置き、他の二十數箇所にも支店を置いてゐる。その他各族の中心百十個所に出張所を設け、又外國では、ノウオシビルスク、ウエルフネウジンスク(現名ウラメ・ウダ)、モスクワ、天津、張家口、海拉爾に事務所を設けてゐる。

「モン・ツェン・コオプ」の露蒙貿易上に於ける活動は一九二五年より急増加の一途を辿つてゐるが、此處に興味ある點は、ソ聯側が露蒙貿易に關するプランを建つるに當つて「モン・ツェン・コオプ」をソ聯機關なみに取扱ひ、そのパーセンテージを定めてゐる事で、之は露蒙の經濟關係及び政治關係を見る上に於いて重要な點である。ソ聯側の「モン・ツェン・コオプ」に對する援助に關しては、極東銀行が多額の援助をなしてをり、當地方當業者の言を綜合するに二百萬留位であらうといふ。其の他蒙古銀行の融通は百萬元位と推定されてゐる。

モン・ツェン・コオプの販賣先(百分率)

年次	内地	蒙古	ソ聯へ	諸外國
一九二四—五年	六	二五	一	六九
一九二五—六年	一六	三〇	一	五四
一九二六—七年	七	四五	一	四八
一九二七—八年	八	六〇	一	三二

商業

にあつたが、本年に至つて漸次緩和されて來た。以前は商取引は消費組合の手によつてのみ行はれて來たが、現在では個人の自由商業が行はれて居り、市場は貿易の商品で埋つてゐる。之等ソ聯の商品は一九三三年末庫倫に設立されたソウエート・モンゴル貿易商會の手によつて各地に配給されて居り、ソ聯の商品は全商品の八〇パーセントを占めてゐる二〇パーセントは支那商品である。

(2) 外蒙古中央コオペラチーフ

外蒙古政府は一九二一年外蒙古中央コオペラチーフ(外蒙古中央消費合同盟)略稱「モン・ツェン・コオプ」を設けることとした。その目的に就ては、財務省は外蒙古國民經濟を向上し、廉價なる良貨を購入し、原料品を直接賣却し、自國生産物を精製するため自國工業を起し、以て從來の外國資本家と戦ふべき旨をも示してゐる。然しこの中央コオペラチーフは、何れもソ聯の計畫に依るものであつて、外蒙古に於ける外國勢力の驅逐とソ聯勢力の侵入を終局に於いて目指したものであることを見逃すわけに行かない。

右の如く、外蒙古中央コオペラチーフは内外商業及び工業を督む國家的經濟機關で、憲法に規定せる内外貿易の國營は此の機關を通じて實現せんとするものである。
「モン・ツェン・コオプ」の機關としては庫倫に本店を置き

一九二八—九年	六	七三	一八	三
一九二九—三〇年	九	五〇	四一	一

五、ブリヤート蒙古

(1) 私營商業の凋落

ブリヤート蒙古共和國創建當初、小賣商業は殆んど私營商人の掌裡にあつた。社會化された商取引は、小賣商取引總額の僅か一八・六%を占めてゐたに過ぎない。共和國創建の第一年目は、社會化商業の發展に著しい進歩を見せ、その比率は前年度の一八・六%から一躍五七・一%となつた。その後の數年間に小賣商取引に於ける私營商の凋落は甚しいものであり、社會化の進むに伴つて、反比例的に私營商は益々その數を減じて行つた。この凋落を促進した決定的な原因の一は、都市と農村との生産的結合である。貧、中農民大衆の集團農場化が成長した結果生じた階級的勢力關係の根本的變化、資本主義的諸要素に對する斷乎たる攻撃は、都市と農村との關係に、根本的變化を生じた。この時以來、小賣商取引に於いて急速に發展し始めつゝある社會化に重點を置いて、商品流通の計畫的統制を確立し、同時に又、私營商業を飽くまで系統的に驅逐せんことを努めた。斯くて、私營商の漸減と共にやがてその完全な掃蕩とい

ふ問題が提起されるに至つた。一九三二年に於いて私營商人の取引の比率は、僅か一・二%になり、同年後半期には、殆んど之を掃蕩してしまつてゐる。

一九三三年より過去十ヶ年間に於ける小賣商取引の動向と、その社會化狀況は次の數字によつてこれを窺ふことが出来るだらう。

年次	取引高 (單位千圓)			對前年百分比	兩分野内の比率	
	社會化分野	私營	總計		社會化	私營
一九二二—二四	六、一五七	四、六三〇	一〇、七八七	—	五七・一	四三・九
一九二四—二五	一〇、四七九	四、九五三	一五、四三二	一四三・〇	六七・九	三三・一
一九二五—二六	一八、四七七	五、三九八	二三、八三五	一五四・四	七七・四	二二・六
一九二六—二七	一九、一九九	六、二五八	二五、三七七	一〇六・四	七五・三	二四・七
一九二七—二八	二五、八八六	二、二五九	二八、一四五	一一〇・九	九三・〇	八・〇
一九二八—二九	三四、八七七	二、二八八	三七、一四五	一三一・九	九三・八	六・二
一九三〇	三八、〇五八	二、〇三九	四〇、〇九七	一〇七・九	九四・九	五・一
一九三一	六四、六二六	一、一六八	六五、七九四	一六四・〇	九八・三	一・八
一九三二	一〇三、一八三	一、二七四	一〇四、四五七	二五八・八	九八・八	一・三

尙、商業全般に亘つての私營商企業數の比率は次の如くなつてゐる。

一九二二—二四年

七八%

一九二四—二五年
一九二五—二六年
一九二六—二七年

七〇%
六五%
六五%

一九二七—二八年

三二%

小賣商業網の展開に、最も大きい躍進を見たのは、消費組合の改造に關する黨及び政府の五月聲明(一九三二年)以後である。その結果、現在の商業組織による商業網が、「コモルト」のブリヤート蒙古支部及び消費組合方面に向つて進められていつた。然しながら、商業網の發展といふ點に於いては相當成功もしたが、一九三二年の終りに當つてのウラヌ・ウダ市に對する商業網は未だ不完全なものであつた。各農村に就いて觀るならば、私營商人網の入り込む餘地は殆んどないほど發達してゐた。

一般に、商業網發展の遅い理由としては、
(一) 小賣店型商業區の増大と、それに伴ふ取引貨物の増大

(二) 入荷便宜の増大
(三) 一方に於いて小食料品商業を兼ね、他方に公共食堂網が發達したこと
(四) 商業上の技術が幼稚であつたこと
等が挙げられる。

② 買付

買付活動の形式と方法とは、過去數年間に於いて根本的に變化した。この變化は農業生産の社會化を基礎として行はれたもので、買付の發展は、廣汎な大衆的教化活動と富農及び喇嘛階級との鬭争の結果、得られたものである。

イ 穀物買付

ブリヤート蒙古共和國の創建當初にあつては、穀物經濟は前述の如く、世戰大戦及びそれに續く革命による國內戰の結果、甚しい沈滞を來してゐた。當時レーニンの新經濟政策は、破壊された農業を或る程度まで立直すことが出来たが、この復興期の數年間に於ける穀物買付の増大は、それ自體、穀物經濟の昂揚を反映したものであらう。

新經濟政策最初の數年間に於いては、國家の買付をよそに穀物はどしどし私營市場へ向けて賣られてゐた。即ち最初の數年間に於いては、富農、富裕階級が過剩穀物を庫の中に藏して置き、それを私營市場へ賣出してゐたのである。買付に於ける穀物の種類の割合は、次表の如くである。

種類	年代	總額に對する百分率				絕對數 (單位千ツエ)			
		一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二
春	五七	五三	四八	四〇	二七・四	三二・四	四二・六	二七五・〇	
蒔									
裸									
麥									

小 燕麥及び大麥	一八	一八	二〇
全穀物	二五	二九	三三
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
三三	九一・〇	一〇八・三	一八一・三
三七	一三一・三	一七七・五	二八一・七
四八四・六	五九八・三	八七五・五	二五三・〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	六八六・三

一九二九—三〇年度に於いて、穀物買付は前年度に比して四六・九%だけ増加してゐる。

一九三一—三二年度が前年度と異なる特徴は、穀物買付の穀種別構成様式が著しく變つて居り、小麥及び燕麥の割合が非常に増加した事である。それと同時に農業の社會的各分野の比率關係に於いても非常な躍進振りを示してゐる。

年次	コルホーズ		個人	
	トツエン ナ	比率	トツエン ナ	比率
一九三〇	一一八・九	三〇	四七九・三	八〇
一九三一	六〇三・〇	六九	二七二・四	三三
一九三二	五四八・七	八〇	一三九・六	二〇

右の表は、一九三一年に於けるコルホーズよりの買付は既に一九三〇年の買付總額を超過してゐる事を示してゐる
ロ 畜産物買付

年次	肉類(トツエン)	獸毛(ドン)	脂肪(トツエン)	皮革原料(千圓)
一九四一—四五	一四・五	一八四・七	三六六	六九・三
一九三二—三六	一〇・一	二七・四	二六五	八一・六
一九三六—三七	七・六	一一三・六	一、一九九	四九・八
一九三七—三八	一一・八	二八・九	一、〇〇〇	八七・四
一九三八—三九	四五・五	四七〇・〇	五四三	一六九・九
一九三九—四〇	七一・二	六〇五・五	五三六	三三八・〇
一九三二—	一〇三・〇	三二二・五	二、七五六	二五五・七

復興期の數年間、畜産業の商品生産は國家買付のほんの一部分を充たすに過ぎず、生産物の大部分は私營市場に於いて取引されてゐたのである。
畜産物買付の動向は、次表によつて之れを観ることが出来る。

第一次五ヶ年計畫の最初の二年間に比し、一九三二年度に於いて獸毛の買付が減少してゐるのは、羊の頭数が激減したのに原因してゐる。

③ 消費組合

消費組合を發展せしめる上に重要な事は、住民の協同組合化と株式資本の集中による財政的基礎の確立とである。

消費組合の萌芽期に於いては、住民の協同組合化に基いて急テンポに成長していつた。この際注意すべきことは、共和國創建の初期數年間に於いては、株主の過半数はロシア人によつて占められ、ブリヤート人の株主は甚だ少なかったことである。その後數年間の活動によつて、この缺點は幾分改善されたやうだ。

又、共和國創建の初期數年間、都市に於ける住民の協同

組合化比率は、農村住民のそれを遙か凌駕してゐた。然しこれも漸次改められつゝある。既に一九二六—二七年度に於いて、農民株主は株主數總の四一%に達してゐる。農民の協同組合化に於いて重要な拍車をなすものは、利益中から特別一割基金の配當をなすことである。

一九二八年十月現在において、平均協同組合率は二六・五%、そのうち都市は四六・九%、農村地方は二五・六%であつた。

株式企業の平均數は、一九二三—二四年度に比して僅に倍したに過ぎない。

一九三三年一月現在に於いて、協同組合化の百分率は、共和國全體を通じて約九三%、そのうち都市は八三%、農村は九八%に達したといはれてゐる。
(後藤富男)

III 通貨及び金融

一、概況

対象を蒙古人に限定するかぎり、吾人はその間に通貨をこそ見出し得るが、金融を云ふことはできない。元來彼等はラティモアも指摘する如く自ら極めて健全な經濟を有し、生産より消費までの過程に流通手段たる貨幣の介在を絶対要件とすることがない。

「……漢人農民は猶額大の土地に束縛され、狭隘な、不安定な生活の足しとして、嚴寒でも何か仕事をしなければならぬ。彼は貨幣に縛られてゐるから、その提供するものに對しては代償をうけねばならない。然るに蒙人は若し必需品以外に何か欲しい場合には一、二回隊商の群に入つて働けばよい。かうした慾望をもたぬ限り彼は假令金錢を貰つても働かうとはしないであらう。斯る生活は一般には怠惰と呼ばれるが、實際は威嚴あり、時間的餘裕ある生活なのである。」(ラティモア、滿洲に於ける蒙古民族)

従つて先づ彼等の間に通貨的觀念の齎されたのはその生活に於ける必需品部面ではなく、快適品、贅澤品部面に於いてであつた。これ今日に於ても貨幣經濟の比較的知られてゐる部分が王公、貴族、喇嘛等の上流階級に限られてゐる。

る證左である。それは世界各國の經濟史に於て、封建(莊園)領主が漸次商人資本に屈伏するに至る過程に似てゐる。蒙古王公は北京に參觀して、その消費部面を激増すると共に漢人商人より借款を行つた事實は販子の項で述べた如くである。

従つて所謂貨幣に對する觀念も一般住民間には餘り發達してゐない。奥地に入ると紙幣は勿論通用せず、硬貨(現大洋)のみであるか、補助貨幣は貝子廟で銅子兒が用ひられるだけで、他處では全然見うけられない。東亞産業協會調査報告書に西烏珠穆沁旗では旗民より徵税の場合、その一部は必ず銀貨を以て納入することを要求してゐるといふ漢人の言をのせてあるが、その反面旗衙門の役人にそつと賄賂をおくつて却つて嫌な顔をされたり、包に宿泊した日本人が老婆に銀貨を與へて立去つた處、あとから追ひすがつて来て、もう一枚同じのをくれといふので、何故かと訊ねると、娘の耳飾りにするのだと答へたやうな話がよく傳へられてゐる。

然し所謂通貨が存在しないからといつて、蒙古に貨幣の存在を否定することはできない。牧民種族に於て畜群が私有財産に轉化するや否やこゝに個別的交換が生じ、それが遂には唯一の交換形態となる。この場合、牧民種族が交換においてその隣接種族に與へた主要品は、家畜であつた。

家畜はそれによつてすべての他の商品が評價され且ついたるところにおいて後者に對する交換において受取られる商品となつた。……要するに、家畜はこの段階において貨幣の職分を帯び、そして既に貨幣の役目を果たしたのである。」(エンゲルス、家族、私有財産及び國家の起源)

貨幣は固より商品の一種である以上、交換の尺度たり、一般的價值形態たるものがあれば當然これを貨幣とみなさなくてはならない。この意味での貨幣は家畜、鹽、曹達等に見出される。従つて物々交換といふ言葉は誤謬ではないにしても一種不正確なる概念である。

二、内 蒙 古

次に對蒙古貿易に従事する支那商人に就てみれば、勿論固有の意味での金融現象を認め得る。之を一々詳細に述べることには煩にたへないが、多倫、林西、烏丹城、經棚、張家口、歸綏、包頭、豐鎮、寧夏等に見うけられる錢莊、その他の舊式金融機關は所謂高利貸資本の利益を代表する典型的なものであり、之に對しこれら各地には巨大な商人資本が蓄積せられつゝある。而して商人資本に附隨する原始的蓄積、收奪は、かの東印度會社にも劣らぬ露骨さを以て行はれ、對蒙古貿易は蒙古人の無知に乗じて、それこそ収益一〇〇%の有利な取引をして居るのである。

所謂、舊式金融機關としては次の如きものがある。

- (1) 票號、票莊。普通山西票號と稱せらるゝが如く、票號の資本家は多く山西人であつて、各地間の爲替取扱を主業とし、預金、貸付等をも兼業としてゐる。
- (2) 錢舖。錢店、錢號ともいひ、各取引市場に存し、貨幣の兩替を主業とする。傍ら爲替、預金、貸付等を營むものであるが、その資力は票莊のやうに大きくなく、少きは四一五千元、多きも數萬元を出ない。
- (3) 金店。地金賣買を主とする。
- (4) 錢攤子。一定の店舖をかまへず、路傍に於て少額の兩替をするものである。
- (5) 錢行。一種の貨幣取引所であつて、金融機關としては看過し得ない。

三、外 蒙 古

一九一一年獨立宣言當時、外蒙古は独自の貨幣制度を有つてゐなかつた。從來の漢堡製銀塊、馬蹄銀、米銀等が主で、又地方では磚茶、皮革等が代用貨幣となつてゐた。蒙古人民共和國政府は、外蒙古が外國の貨幣を用ふるためその金融界が外國に左右せられるばかりでなく、外蒙古の經濟上にも非常な悪影響を及ぼすことを認め、独自の本位貨幣を制定するを必要とし、一九二四年の大ホラルダンもそ

の旨を決議した。

幣制改革の準備には人民政府組織後間もなく着手したが、その實行は遅れて一九二五年十一月初めて蒙古銀行の銀行券を發行し、銀銅貨は一九二六年三月から流通せしめた。外蒙古貨幣の本位は金本位を可とすと論ずる者もあつたが、政府は人民が銀貨に慣れてゐる事に顧み遂に銀本位を採用した。同貨幣の單位は「トゥゲリツク」で一トゥゲリツクは百ムングである。トゥゲリツクは純銀十八瓦である。外蒙古政府は組織當時既に自國通貨を制定する準備をなしたが、政府に資金なく紙幣發行の準備たる正貨を有しなかつたので、一九二一年ソ聯當局から紙幣發行の準備金とする條件で一百萬金留の借款を得、契約調印と同時に外蒙古政府は二十五萬留を受取つた。其の後外蒙古政府は、一九二三年人民から三百萬兩を徵集し、之を發行準備とする事に決定し、一九二四年官吏をして各地で右資金として家畜を集めさせたが、貧困又は飢饉を理由として滞納又は納付不能を申立てる者多きため、政府は徵集を中止する事とし、既に徵收済の一百萬兩に當る家畜の一部は露國に輸出し、債券償却に充て其の他は軍部の食料に利用し、其れより得た一百萬兩の銀は準備金として財務省に保管してあると言はれてゐる。

政府は一九二五年二月二十二日の決定で、蒙古銀行に對

し銀行券發行の獨占權を與へた。右銀行券發行に關する決定には、銀行券發行の目的につき前文中に外蒙古の通貨調節及び蒙古銀行の營業資金を増加する爲めなる旨を記載してゐる。右の決定に依る銀行券の種類は一、二、五、十、二十、五十及び百トゥゲリツクの七種で(第二條)、額面高の銀と兌換すべく其の旨を券面に記載してある。

右銀行券は、一九二五年末初めて發行された。又、蒙古銀行は政行の依頼を受け、一九二五年貨幣の鑄造方をソ聯に頼み、レニングラード造幣局で鑄造し一九二六年三月から流通せしめた。硬貨の本位貨は銀貨一「トゥゲリツク」及び五十「ムング」であるが、前者は純銀十八瓦、後者は九瓦で純分の目方は貨面に鑄出してある。

其の成分は銀・銅一の割合だから一「トゥゲリツク」銀貨の總重量は二十瓦、五十「ムング」は十瓦である。其の他小銀貨は二十、十五、十「ムング」の三種で、銅貨は五、二及び一「ムング」の三種である。(後藤富男)

V 交通

一、内 蒙 古

(1) 概 況

内蒙古地方は上述の如く資源極めて豊富なるに拘らず、依然數百年來の舊態を存し、天與の資源も敢へて開發されないのは一に運輸交通の不通の不備に起因する。運輸交通の完否が産業の開發、文化の普及に重大なる鍵をなすは論を俟たぬ。然るに本域に於ける交通機關を見るにその最も有力な武器たる鐵道がない。僅かに平綏鐵道がその縁邊をかすめてゐると、滿洲國側に數條本域に近く走つてゐるにすぎない。又舟楫を利用すべき河川も黄河の一部を擧げ得るに止まり、普通の水運は思ひもよらない。その他航空輸送の如きも極めて幼稚であつて、結局不完全な陸路による舊式車輛がその大部分であるから、資源の開發も亦その度に應じて未發達の段階にあるを免れない。要するに本地方の運輸交通は何ら組織を有することなき原始的なものと斷言し得るのである。

蒙古の道路はわが國に於ける道路とは頗るその概念を異にし、極めて原始的、自然發生的なものである。例へば自動車を以て旅行する場合など次の如き交通障害を見出だす。

(1) 湿地。多いのは主として滿洲國內であるが、察哈爾省に入つても、南部の多倫附近には往々存在し、雨季などには交通を阻害すること夥しい。昭和九年九月末、錫林郭勒盟西蘇呢特旗より多倫に向ふ途中、黃旗大營子といふ部落の附近でまる二日間立往生した經驗がある。自動車等がばまりこむと荷物を全部おろして、丸太棒でかつぎ上げるより仕方がない。ジャツキなどはめりこんでしまふので殆ど役に立たぬ。

(2) 石礫。砂利のやうな生やさしいものではない。地中深く根のはつてゐる岩石が所在に尖銳な頭角を現はし、車臺の低い乗用車はクランク・ケースを破り易い。湿地は車を損傷する憂はないが、石礫でクランク・ケースを傷めると、人煙稀薄の荒野で空しく他の救援をまたねばならぬ。多倫より熱河省圍場に至る間にはかゝる道路の模範的なものがあるが、概して陰山々脈地帯に多いやうである。

(3) 峻坂。これも前記地方に多い。輕量車は牛數頭を以て牽引することができるが、重量は終始ギヤをロツに入れ、漸く突破しうる有様で、操縦を誤つて斷崖より墮落した例も一再でない。

(4) 地裂。熱河省内に多いのはこの地裂である。小さいのは幅數米、大きいのは數十米に及ぶ地裂が斷崖の一端より、臺地上の平原に數米乃至數十米の長さまでくひこんで

ある。大なるものは寧ろ危険はないが、小地裂は頗る危険で、誤つて顛落すれば生命は固り危い。錫盟阿巴噶大王府より東蘇呢特旗へ至る間にこの典型的なものがあり、これを避けんとして急カーブを切つたため横倒しになつたが、危く助かつた経験がある。

(5) 砂道。沙漠は勿論自動車を通じない。昭和九年東亞産業協會は錫盟阿巴噶大王府より多倫まで一大砂丘地帯を苦心難行の結果漸く突破した。その旅行日誌に曰く、「砂丘地帯は一體に海拔一、二〇〇—一、四〇〇米の高臺をなし、その上に比高一〇—三〇米の砂丘が重疊連互し、炎熱の陽光をぎら／＼と反射してゐる。

砂丘は灰白色の細砂より成り風が砂を運んで来る一側は緩傾斜をなし、一草一木をも止めないが、反面は斷崖の如き急傾斜をなし雜草及び柳、榆等の倭木が生じ、稀に徑五六寸、高さ二丈位の榆の古木がある。掬ふことさへ出来ぬほどに熱してゐる砂中に自動車の轍は六—七寸の深さにめり込み、全力を出しての進むのであるが、登りにかゝる車輪は空轉し、機關部が左右に震動して忽ち前進不能となる。然も僅かに一、二條の牛車の轍の跡を頼つて登降曲折大部分新路を開拓しつゝ進むのである。百米進んでは車を推轉し、五百米進んでは道を切り拓く難行に加へて、炎熱灼くが如く且つ大氣が極度に乾燥してゐるため流汗徒らに多く、

心臓の鼓動は恐ろしいほど高鳴つて、水筒の水は幾千もなめて飲み干してしまふ」と。
錫林郭勒盟内部は滿洲國內に比し、稍良好で、土地概して乾燥し、人馬の交通亦頻繁でないから、路面は凸凹なく、緩傾斜をなす大波狀地で通行容易である。たゞ人煙稀薄一望千里の曠野中に迷路が縦横に通じてゐるので、旅行者は行進の方向に迷ふ。就中、不毛の砂丘地帯には大小の砂垣子四方に起伏して道路なく、時々颶風に遭遇するやうなことがあると、黃塵萬丈眞に咫尺を辨ぜず、全く前進不能となる場合がある。
かくの如き状態であるから、原始的交通機關としては特殊のものが發達してゐる。

② 交通機關

イ 原始的交通機關

(a) 駱駝

駱駝は車行の不便な地、若くは極めて遠隔な地、牛馬畜類の利用できぬ季節に最もよく使役される。その特性として暖暑に抵抗極めて薄弱なるに反し、寒冷に耐えること強く、剩へ飲食物の包蔵力は驚嘆すべきものがあり、半年間の勞役に依りて既に其の精力を消耗したる冬の終りに於てさへも、二日三日甚だしきは四日間全く飲食を絶ちて平氣に歩行を繼續し得るといはれる。

故に冬季嚴寒の候、氣温、飼糧等の關係上、牛馬の堪え難い處をよく飢渴持久の特性を發揮するから、この期間にあつては駱駝の來往頗る頻繁するのである。

駱駝は概ね隊商をくみ、初秋より翌年五月頃まで輸送に従事するのであるが、晝間は休息放牧せしめて、黃昏に至つて行を越し、翌朝まで夜間行進する。

その積載能力は二七〇斤乃至四六〇斤に及ぶが、長距離を往く場合には三六〇斤乃至四〇〇斤を普通とし、連日行程八〇—九〇支里を突突する。六—七歳の體力最も旺盛なものは一日よく一五〇支里位に及ぶといふ。

この地方の駱駝は通常漢駝及び蒙駝の二種に分つ。これは勿論駱駝の種類を異にするのではなく、支那人の飼養使役するものと蒙古人の飼糧驅使するものとの違ひであるが前者が比較的溫暖の地に近く生育し、後者が寒烈の地に育養される關係上、その性能に幾分の差異あるは止むを得ない。例へば積載能力について見るに、漢駝は略々二八〇斤乃至三二〇斤なるに反し、蒙駝は幾分出色の感があり、三五〇斤より四〇〇斤餘を馱載しうる由である。

駱駝の來往區域は極めて廣大で、張家口を中心とし、車行の便なき近郷は勿論、蔚州、尋與山等西北各地を始め、遼く、甘肅、西寧、寧夏、涼州、新疆方面にも往復する。これらは何れも漢駝が用ひられ、伊犁—張家口間の一往

には約五ヶ月以上の長時日を要するといふ。
反之、庫倫、恰克圖、烏里雅蘇台、科布多その他の内外蒙古地方には漢駝も勿論使はれるが、概ね蒙駝の方が多し。張家口—科希多間は凡そ九〇日を要する由であるが、大部分は歸綏より出發し、張家口を起點とするものは極めて稀のやうである。

旅行者が駱駝を雇傭する場合は概ね專業の周旋業者の手を経ねばならぬ。例へば張家口に於ては駱駝を雇ふには大境門外の碎小舖に赴く。碎小舖といふのは蒙古交易に従事する旁ら駱駝雇入の周旋を兼營する山西商人である。又漢駝は下堡の駱駝店(約八軒ある)に於て雇ふのであつて、何れも行先に依つて夫々繩張りが違ふである。

駱駝店は運送問屋たる一面、雇駝及び旅宿を兼業するものであつて、各自大庭に多數の駱駝を收容して草糧を給し、雇駝賃金、駝夫の雇用周旋、連賃の取決め商凡る附帶業務を幹旋する仲介業である。駱駝店の徵する手数料は通常二分で駝主が之を支拂ふこととなつてゐる。旅客賃銀は概して先拂ひであるが、貨物輸送の場合には法定運賃の八割を先拂とし、貨物到着地に至つて何らの損害故障のなかつたとき、始めてその殘額を支拂ふ。若し損害の發生したときは右の保留殘額を填補とし、更に損害の程度が大なるときは駱駝店又は駝主に追求するのであるが、彼等は何れも資力が

薄弱であるから殆ど回収の見込みはない。駝載運賃は漢駝、蒙駝兩者間に多少の差違があり、一頭につき大體左の如き標準である。

漢駝 (張家口より)

寧夏行 最高二〇兩 最低一〇兩

庫倫行 〃 三〇兩 〃 一五兩

蒙駝 (張家口より)

庫倫行 最高三〇兩 最低一〇兩

取扱ひ貨物の種類は各漢人都市より奥地に入るものは各種茶類、布帛類、酒類、燐寸、煙草その他一般雜貨とし、奥地よりは獸毛、皮革その他、張家口——庫倫間の所要日数は普通三五日、急行一日乃至二〇日、その他も距離に應じ、大體これを標準とするが、路上風雪等に遭遇した場合には無論延着する。

尙、この外、轎車を駱駝に輓曳せしむるものを駝車といふ。これは内蒙各地の近距離に使用されることは稀で、多く遠隔の地に赴く場合利用する。駝頭の曳車力は最高四〇〇斤を越えぬから寢具、食料品その他の貨物を搭載するには他に駱駝の準備を必要とする。

駝車の大きさは轎車(後述)の約二倍で、就中大型なものは室内廣く、數人分の食器等炊事道具をおき、僅に大人二、三名が横臥しうる位である。嚴寒期には車の外部を厚い絨

は平綫鐵道が開通したので殆どその跡をたち、張家口、萬全、張北、宣化、多倫その他の都市への連絡に用ひられるにすぎない。なかには二頭乃至三頭曳のものもある。

所要運賃は殆ど不定であるが、大體張家口——多倫間で最高一五元、最低一〇元、急行運賃は右の二倍である。この間普通七日、急行五日を必要とする。

轎車より一層大且つ頑強なのが大車で、車臺の自量のみで五—六〇〇斤至乃一、〇〇〇斤、如何なる難路をも通過し得るから、専ら大量の貨物輸送に用ひられる。

輓馬は積荷の重量、距離の遠近等に依つて一様でないが、二頭立位のものから多いのは九頭、十頭に及ぶものがある。積載量は四—五〇〇斤乃至一、〇〇〇斤で、張家口——庫倫間最長四〇日、同じく多倫まで七日を要する。この賃金前者に在つては荷物一〇〇斤當り五—七兩、後者に在つては一、九〇〇—二、五〇〇文であるが、油類、酒類、果物類等は大體四割高と見ねばならぬ。

この外、回々車と稱するものあり、構造は一般轎車に比し稍大きく、一臺二—三〇〇斤の貨物と乗客二人を搭乘することができ。轎車よりも速度のはやいのが特徴である。

(c) 牛

牛が乗用として用ひられることは殆どない。周知の如く

氈で覆ひ、途中旅舎のない場合には車内で充分就寝できるから、天幕は必要でない。

張家口、歸綏等を起點として烏里雅蘇台、科布多、新疆方面等の遠隔地に行商する者などは年中夫婦車中に起臥してゐる。

駝車の雇用周旋は碎小舖に於てするもの多く、駝店では餘り取扱はぬやうである。

張家口より庫倫行きの駝車運賃は、概ね最高七〇兩、最低四〇兩で、三四—四〇日を以て到着し得る。

(b) 馬

蒙古人の交通機關として馬匹が重大な地位を占めてゐるのは周知の如くであるが、主として近接地帯に限られる距離に用ひる場合は例へば驛傳等の制により途中何回も換馬の必要がある。

馬は之を乗用に用ひるより驕車、大車等の輓曳に使役することが多い。

驕車は主として乗客用で、その構造は二輪の車臺に蒲鋒型の蓋ひをした箱車である。普通一頭の馬に輓かせるが、この地方の道路は石頭露出して、凹凸劇しいから車臺は堅牢を旨とする。

驕車は從來張家口を起點として沿途比較的不便の少い山西省大同、歸綏方面に來往するものが多かつたが、今日で

歩行緩慢であるが、持久力に於ては馬匹などは到底足許に及ぶ程であるから、専ら牛車として用ひられる。

牛車は貨物運搬専用であつて、構造粗雑なる無蓋車である。積載量は牛一頭輓きで二〇〇—三〇〇斤、二、三頭立てはそれに倍加するが、車臺の構造粗雑なため屢々破損の憂があつて、搭載能率は頗る低い。

牛車は多倫、張家口附近では四季を通じて用ひられるが、張家口には駝車の使用できない夏季に専ら用ひられる。

牛車の輸送貨物は茶、砂糖、燐寸、布帛類、煙草、雜貨類で、奥地からは獸毛皮等の外、例のダブス・ノールの蒙鹽なども牛車を以て送り出すのである。

今、牛車運賃の大體を示せば張家口を基點として庫倫まで一〇〇斤約四兩、多兩多倫まで同約二、五〇〇文であつて、所要日数は前者五〇—六〇日、後者六—八日である。

以上畜類及び畜類を動力とする各種交通機關につき略述したが、更に各種畜類の積載斤量及び一日行程里數を一括表記すれば左の如くである。

各畜類積載斤量並に一日行程里數表(單位支里)

種類	積載斤量	日行程
漢駝	二八〇—三二〇	八〇—九〇

交通

種類	家畜數	積載量	日	程
蒙 駝	三五〇—四〇〇		八〇—九〇	
馬	二〇〇—二六〇		一〇〇	
騾	二〇〇—二六〇		一〇〇	
驢	一〇〇—一二〇		一〇〇	
牛	二五〇—三〇〇		五〇—六〇	

各車輛の積載量並に一日行程里數表

種類	家畜數	積載量	日	程
大 車	一頭	三〇〇	五〇—七〇	
同 車	四頭	一、〇〇〇	四〇—六〇	
牛 車	一頭	五〇〇	四〇—五〇	
騾 車	同	二〇〇	八〇—九〇	
同 車	二、三頭	三〇〇	八〇—一〇〇	
駝 車	一頭	四〇〇	八〇—一二〇	

尙、之等各畜類を取する馬夫及び駝夫等の給料、食費等について記せば、

二、馬夫、駝夫の給料

六〇四

支那 人 一〇、〇〇〇文 (銅錢)
 蒙古 人 三兩内外 (口平)
 支那 人 一日食費 三〇〇文 (銅錢)
 蒙古 人 一錢五分 (口平)
 といふのが普通である。

以上列擧した各交通機關にあつては、夫々一長一短を免れないけれども、蒙古地方の如く沙漠地帯多く且つ氣候嚴烈なる地域に於ては最も合理的なものといふことができ

る。乍併、産業の發達、經濟の進歩と共に交通機關に要求せらるべきは快速性、安全性、大量性並に低廉性の四條件である。資本主義的生産は汽車、汽船の活躍に依つて始めて可能であつた。

吾人は次に眼を轉じて蒙古地方に行はれる新式交通機關に一瞥を加へようと思ふ。

自動車輸送

内蒙古に初めて自動車輸送營業の開始されたのは民國六年十月、在庫倫の京莊商務總會と米商元和洋行とが張家口—庫倫間に定期路線敷いたのを嚆矢とする。

兩地の實距離は自動車里程計測定によれば一、三八〇哩當初は沿途地理の不明と道路の不完全に加ふるに機械の故

これらの汽車(自動車)公司の營業成績については全く窮ふべき術がないが、左に張庫汽車公司設立當時に於ける見積書を記してその營業損益上の参考としよう。

張庫汽車公司創業見積書	
一、資本金	一〇〇、〇〇〇元
車輛購入費(1)	三〇、〇〇〇
停留場設定費	七、〇〇〇
實地踏査費	六、〇〇〇
開業費	二、〇〇〇
設備費並諸雜費	五、〇〇〇
道路修繕費	五〇、〇〇〇
一、毎月支出	一二、三〇〇
社内諸費用	一〇〇
各停留場諸費用	九〇〇
運轉手給料	五〇〇
汽油入購費(2)	六、七二〇
車輛購入費月賦償却費	三、〇〇〇
車輛修繕費	六〇〇
通信費並雜費	四八〇
一、毎月収入	一四、四〇〇

六〇五

障類々として起り、沿途亦應急修理、汽油補充、乗客止宿等の設備もないので、一往一來夫々十七日(日程八〇哩餘)を費したが、その後漸次成績良好となり、現時では直行四日、故障を豫想しても六、七日を以て到着するやうになつた。これを駝駝の三十五日、牛車の六十日に比すれば洵に雲泥の相違といはねばならぬ。

その後翌民國七年定期輸送業者として左の三者が出現した。

- (1) 西北汽車公司 經營者 交通部直轄京綏鐵路公司
 資本金 一〇萬元
 車臺數 二〇餘臺
- (2) 大成汽車公司 經營者 在天津支那商(姓王)
 資本金 不明
 車臺數 二〇餘臺
- (3) 張庫汽車公司 經營者 在庫倫京莊商務總會
 資本金 一〇萬元
 車臺數 一〇臺

右の内、西北汽車公司是經營官辦なる上、使用車が優秀であつたので斷然他を壓してゐたが、張庫汽車公司もこの地方に古い歴史と確固たる地盤を有する山西省及び北京商人の指導機關たる京莊商務總會の經營であるので、兩々相峙して下らざる形勢であつた。

經濟

交通

乘車賃 収入(3)	一四、四〇〇
一、損益概算	
毎月純利益金	二、一〇〇
年末純利益金(4)	一二、六〇〇

備考 (1) 客車一〇輛、每車三、〇〇〇元

(2) 毎日八輛運轉に對し汽油二八罐、每罐八元の割

(3) 毎月往復三〇回、每次乗客四名、每客一二〇元

(4) 夏秋運轉六個月計算、春冬休業

これらの諸會社は何れも旅客輸送に限り、貨物輸送を行はなかつた。蓋し貨物輸送には多數の車輛を有し、かつ市價の變動により輸送量その他に變動を來す結果、會社損益の打算上より俄に之を實施し得なかつたものと考へられる。當時わが三井も張庫間自動車定期輸送の營業權を獲得したが遂に實施するに至らなかつた。

現在張庫間自動車輸送は外蒙古に於ける政治的變革の結果、旅客を主とするものなく、何れも貨物輸送が主體である。而してその經營主體も悉く一新し、張庫貿易に任ずる赤露系商會社の獨占に歸してゐる。即ちその名稱を舉げれば、協和官商合資貿易公司並に德

腦包間の七があり、その内、包頭——寧夏間二一六邦里(五四〇哩)は元來包寧鐵路建設の目的を以て修工されたのであるが、經費不足のため自動路としたもので、西北輸送幹線として毎日自動車を運行してゐる。

以上の自動車輸送網は、察哈爾省に於て八、二二二邦里、綏遠省に於て一六、一一〇邦里、合計二四、三四二邦里に上り、之に前者二二〇臺、後者二七臺、合計一四七臺の自動車が就行してゐるのが現状である。

ホーヴスの推算によれば、内蒙古及び西北支那に自動車輸送網を布くには同様の鐵道建設費の五分の一で足るといふ。當地方の地形に鑑みて自動車輸送は今後益々寵用されるであらう。自動車輸送による時は現時の隊商輸送費の二五%を節約し、これに附隨する諸關係を考慮すれば、四〇%の利益になる。

参考のため西北支那主要各地を結ぶ諸道路につき、自動車及び駱駝の輸送費用を比較すれば左の如くである。

路 線	秆 數	自動車運賃	駱駝運賃
哈密、肅州路	五五〇	一七・八九元	四五・〇〇元
肅州、甘州路	二〇〇	八・五〇	三〇・〇〇
甘州、蘭州路	四八〇	一五・六〇	三六・〇〇

經濟

華洋行二者であつて、前者は在庫倫、外蒙政府の官商公司、後者は在張家口、前者の出張所とみるべきもので、名義は獨逸人であるが實權は赤系露人にある。

之に使用する車はドツジ・アラザース及びシエフオード、合計九三臺、積載量は二噸、一噸半、一噸の三種があり、張家口汽車同業公會が委託をうけて運行してゐる。德華洋行は現在、一月延敷にしてトラック二〇〇臺、駱駝一、〇〇〇頭、牛車八〇〇臺を活動せしめてゐるといふ。

運賃は普通貨物毎一〇〇斤六〇元、旅客携帶品同四〇元、貴重品は不定である。

次に綏遠省城歸綏より新張省城迪化までは新綏長途汽車公司があつて昨年(昭和九年)六月より輸送に任じてゐる。兩地間は距離二、〇〇〇哩(九九七邦里)、沿途武工驛、百靈廟、海雅阿馬圖、賽虎頓、黑沙圖、克々陶賴蓋、古城子、哈密を經由するものであるが、國道も漸次完成しつつあるといふ。同社の總經理は白旭初と稱する新疆人である。その營業成績その他詳細については之を明かにすべき資料がない。最近の報道によれば平綏鐵道は同社に補助を與へ、積極的に救済して、共存共榮を圖りつつあるといふ。

外に比較的短距離間の定期自動車路には張家口——多倫間、平地泉——涉江間、興和縣——榮溝堡、包頭——寧夏間、歸化城——百靈廟間、集寧——涉江間、五原——烏蘭

蘭州、包頭路	九五〇	三〇・五七	一一八・〇〇
甘州、包頭路	九〇〇	二九・二五	一一二・〇〇
奇臺、歸綏路	二、〇〇〇	六五・〇〇	二五〇・〇〇
肅州、歸綏路	一、三〇〇	四二・二五	一八〇・〇〇

備考 運賃は夫々一噸當り、單位元。

要之、速度、安全性、輸送費用の三條件に鑑みて、内蒙古に於ける自動車輸送は今後の經濟發展に伴つて益々發達すると確信する。

ハ、鐵道運輸

内蒙古に關係を有する鐵道としては、滿洲國側に數條の蒙邊植民鐵道(今ではその機能を變ふるに至つた)と北支をつなぐ平綏鐵道とがある。

平綏鐵道は北平より西北に向ひ、河北、山西、察哈爾、綏遠の四省を過ぎり、黄河を套なる包頭鎮に達するもので軌間・四五八呎、幹線八一七・八六二秆、支線五八・六六九秆、専用線二五一・八〇〇秆、その他七・三四八秆を合し、延長總計一、二二八・三三一秆で、その内、察哈爾省境内に屬する部分は八達嶺(青龍橋)より西灣堡に至る二〇〇・七五〇秆、同じく綏遠省に屬する部分は豐鎮南方察綏省境より包頭に至る三七六・七一九秆である。

本鐵道は元來、西北の幹線たり、蒙新等邊疆地方を開發し、之を經濟的に北支に從屬せしめ、かつ軍事的意圖のものに敷設されたもので、張家口——北平間は支那自身の資本技術を以てなつた唯一の鐵道である。

今、この沿革を概観するに一八九八年露國は京漢鐵道敷設契約に成功するや、その極東經營を完璧ならしめんがために翌年恰克圖及び庫倫を経て直隸、山西に及ぶ鐵道の敷設を要求したので、先づ英國之に反對し、北平より張家口及び長城に至る線は清國自身の資本に依つて建設し、且つこれを他國へ擔保とせざることを勸告したのである。清朝としても邊疆政策上その必要を感じたので、一九〇五年英國の承諾によつて京奉鐵道の純益中より四年間年一〇〇萬兩宛並に關内外鐵路公司より一〇〇萬兩、合計五〇〇萬兩を借款し、同年起工、第一期計畫たる京張鐵道二一〇・一〇一〇斤を一九〇九年(光緒元年)完成した。

清國政府は第一期工事の完成を見るや、直ちに第二期計畫たる庫倫までの延長を行はんとし、まづ豐鎮、大同を経て長城を横斷し、豐鎮より綏遠城に至る線を敷設し、更に陰山々脈、蒙古沙漠を過ぎつて庫倫に北行する迂迴線を計畫したが、資金の關係で遂に畫餅に歸し、一九一八年(民國七年)漸く東亞興業會社より三〇〇萬圓の借款を得て工事を續け、一九二一年四月、綏遠まで四九一・四〇斤を新

設することができた。然るに鐵路局は更に寧夏まで延長を計畫し、先づ歸綏——包頭間一五四・三七斤の敷設を決定し、再び東亞興業會社より三百萬圓を借款して、一九二二年七月、その開通をみたのである。

而して包頭——寧夏間は同年 Société Belge d'Exploitation en Chine との契約の結果、前借金四〇〇萬法の資金を得たのであるが、之は遂に他に流用して一籽の鐵道も敷設するに至らなかつた。

乍併、支那政府としては邊疆諸民族壓迫同化の政策上、依然同鐵道延長計畫をすてず、昨年四月南京に於ける平綏鐵道債務整理協定が成立するや、張家口、平地泉兩驛より烏得經由庫倫に達する一線と、包頭より五原、寧夏、蘭州、西寧を經由して斯疆省迪化に至る一線とをしきりに畫策中である。尤も之はこゝ急速に實現するものとは思はれない。

本鐵道は植民線たると共に貨物輸送線で、輸送貨物の大宗は門頭溝、大同、下園花の石炭、察綏晉各省の粟、高粱、小麥、胡麻、甘庶、西寧、その他の獸毛、蘭州の煙草、寧夏の甘草、綏察兩省の家畜、宣化の果實等々であるが、平津地方で日常需用する多量の石炭は概ね本鐵道の吞吐する處である。

又西北向輸送品としては地織木綿(高陽)、磚茶(漢口)、紙捲煙草(天津、上海)、石油、洋廣、雜貨等があり、工業と稱すべきものはない西北地方に大量を送り出してゐる。平綏鐵道の重なる集貨驛は張家口、豐鎮、綏遠城、包頭であるが、その商業範圍は極めて廣汎に互り、張庫路(張家口——烏得——庫倫)、晋北路(大同——晋北各縣)、綏新内外兩路(綏包——甘新青寧)は何れも本鐵道に集中するものである。

同鐵道の營業成績を見るに一九二五年度の總收入一一、七五三、二一九・六二元、總支出六、一三八、五三六・六六元であつて、資本に對する年利五%、一、二三三・一三六元を支拂つて、純益四、三八一、五五〇・九六元、投資額一〇〇元當り一九・七七元の純益を生じた。

尙、最近の報道によれば一昨年度の營業成績は頗る良好で同鐵道最近十年間の記録を破つたといふ。即ち國民一二年(一九二三)以來最も良好な年次の純益が七七〇萬元餘、不振な年は僅に四五萬元にすぎなかつたに對し、昨年度の純益は一、〇五九萬餘元で、北支諸鐵道中の首位を占めた。斯る増收を見たといふのは同鐵道當局が業務改善、運賃低下等百方合理的經營に努力したことによるものであるが、他方最近西北地方の商路回復し、同地方の産物の北支市場に出廻るもの多く、加ふるに南京政府の西北開發策がその

緒についたに基くものといはれてゐる。例之、外蒙との通商であるが、同地輸送に従事してゐる德華洋行の業務も漸次舊觀に復し、蒙古人需要の磚茶の如きも張家口經由を以てドシ／＼漢口より發送され、同洋行の庫倫向自動車は毎便これらの貨物を滿載してゐる。

又新綏長途汽車公司も着々發展しつゝあるが、毎車の積載量が一噸半に限定せられる結果、とかく運載能力の過少を嘆ぜられてゐる有様である。新綏汽車公司の輸送貨物は羊腸、羊毛等を大宗とするが、平綏鐵道では特に同公司輸送貨對に對しては運賃割引を以て優待し、營業政策上同公司の業務發展を援助し、之を培養線として利用してゐる。

同鐵道は萬國車輛會社に四〇噸貨車一〇〇輛を注文し、昨年三月より増配したといふが、今後益々貨主客從の原則によつて、沿線物資の輸送に全力を注ぎ、内蒙古及び西北支那を北支市場に密接に結びつけ、以て北支廻廊とセントランドとの全經濟的統一に邁進するであらう。

ニ、河川 航行

前にも一言したやうに黄河は包頭より寧夏に至る約四〇〇哩の間、航行可能なる自然水路をなしてゐる。一九二八年、甘肅省當局は寧夏より更に上流二〇〇哩の地點にある蘭州まで航路を通すべく燥發、浚渫の大工事を行つたので現在では包頭——蘭州間六〇〇哩を上下し得るのである。

交通

兩地間の重要埠頭は横城堡(寧夏)、中衛縣(同上)の二者である。
 現在は未だ汽船の運航實現に至らず、次の如き該地特有の船筏を用ひてゐる。

種類	船の長さ	往復地點	所要日數
高幫船	三丈八尺—四丈	包頭—寧夏	上水二—三日、下水七—八日間
七站船	四丈	同	同
小五站	大小不同	五方—寺包頭	同
牛皮筏	牛皮氣球 一—二〇個	蘭州—包頭	同
羊皮筏	木編八個、氣球一—二個	同	同
木排	木編	同	同

尙、黄河はこの地方に於て一年の内、約四ヶ月間を結氷期間とする。
 ホ 航空輸送
 當地方は範域廣大なる關係上、航空輸送の荷ふべき役割は極めて重視さるべきものである。乍併、現状に於ては到底民間營業としてひきあふだけの經濟段階に達してをらず又それだけの需要もない。
 ドイツ系資本による歐亞航空公司は民國二三年十月以來、北平より包頭鎮に赴き、これより寧夏經由蘭州に達す

る航空路を開設したが、その營業成績その他は詳細に之を知ることができない。

(3) 道路網

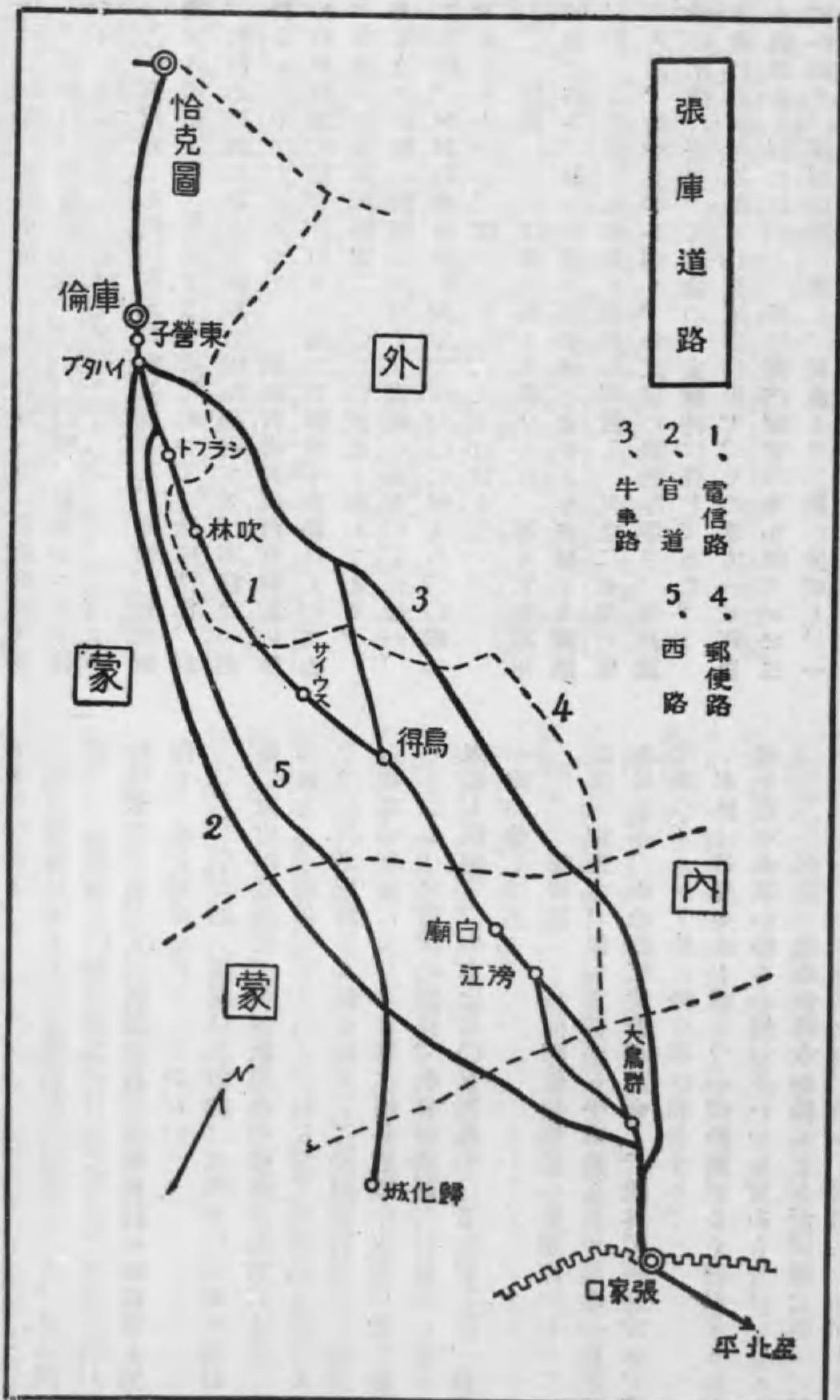
內蒙古地方に最近各種の新式交通機關が出現し始めたことは上述の如くであるが、大勢より見ればその勢力はまだ微弱なもので、牛、馬、駱駝等の畜類による隊商の獨り舞臺である。従つて道路も所謂歴史的な隊商路が今尙行はれてゐる。

內蒙古の中心は何といつても張家口である。張家口は平綏鐵道の沿線にあり、直接北支市場のみならず、天津を通じて歐米市場に連り、他方外蒙古及び新疆方面にひろがる幹線道路の焦點となつてゐる。

張家口を中心とする所謂歴史的隊商若くは舊大道には左の四者があつた。

- 1 阿爾泰軍臺路 西北方商都縣を経て、綏遠城、察爾烏蘇(外蒙古)、烏里雅蘇臺、科布多を通り、遠く新疆省承化等に至る。
- 2 張庫街道 恐らく今日の西路と稱せられるもので、張家口の西北方張北、康保二縣より綏遠省に入り、庫倫に至るもので、前者とは察爾烏蘇に於て交叉する。
- 3 張多路 東北方沽源、多倫に至る。更に之より東北し、經棚その他所謂東部內蒙古の地に及ぶ。

經濟



4 張綏路 興和縣、陶林縣經由、綏遠城に達する。先づこれ等の道路中第一に指を屈すべきは張庫街道であらう。張家口、庫倫間は約一、一〇〇哩、兩者をつなぐ道路は約五線をあげることができる。

(イ) 電信路 本路は張家口を基點とし、庫倫、恰克圖に通ずる電信線路と併進するものであつて、途中滂江、烏得、吹林の三電信取次支局所在地を通過する。本路は一名商路といはれるだけあつて、一般旅行者又は商貨輸送の隊商の往來頻繁で德華洋行その他の自動車も本路によつてゐる。支那人は張庫間距離二、〇〇〇支里と稱してゐる。

尤も之は正確な計算ではなく、滿鐵の調査によれば一、一二五哩、三井物産會社の測定では七〇〇哩と八〇〇哩の間であらうといひ、はつきりしたことは分らない。

(ロ) 官道 これは驛站路とも稱せられ、専ら官差専用の線路である。即ち外蒙の主要地と北平とを連絡する驛路で、約一日行程の地點毎に驛站を配置し、又之に必要な家屋、人馬、給養品等を備へ、公文書の遞送を掌り、官用旅行者の來往に資し、又沿途の治安維持に任じてゐた。

本路は北京を起點とし張家口に出で、その北方一五邦里なる廟灘より西に迂回し、察哈爾内蒙古の地を経てゴビ三二站を通り、賽爾烏蘇に達し、此處より二路に分岐し、一は北行して庫倫、恰克圖に至り、他は西北に走つて上記の

阿爾泰軍臺路と稱して、遠く烏里雅蘇臺より新疆省に達するものである。

北通庫倫に至るものは張家口を頭臺として、その間四六臺站、距離四六〇邦里餘といはれてゐる。本路は既に歴史的な遺物であつて、清朝時代の各種臺站の施設等も荒廢に歸し、殆ど利用されることがない。

(ハ) 牛車路 張家口北方約二五邦里の地點大馬群より遙に東方を迂回し、道を飲用水の便多き地方にとり、庫倫の南方二一邦里なるイハタア峠に於て電信路と合するもので、一に老根路とも稱される。この里程約四六七邦里、沿途牧草の有無により道は常に幅員數哩の範圍に於て移動するといふ。又同様の關係で牧草の繁茂した夏季に當つて往來最も頻繁で、牛車は五〇日乃至七〇日を費して、兩間を一來一往してゐる。

(ニ) 郵便路 これは郵便物輸送の驛遞路であつて、大馬群の稍東方、即ち電信路と牛車路との中間を一直線に西北に進み、中途滂江で前者に合し、吹林で再び分れ、東方に向ひイハタア峠に於て再び相合する。

本路は普通東路と稱し、一般隊商がよく利用するのは、蓋し途中水草を得るの便が多いからであらう。

(ホ) 西路 沿途飲料水を得ることが困難なので、近來利用されることは殆どない。恐らく電信路の地點より分岐

し、歸綏より庫倫に直通する商路と合するものと思はれるが、概況、距離共に不明である。

以上の張庫幹線の外、張家口を基準とする第二次的道路には左の如きものがある。

(一) 張多路

張家口より多倫に至るもので約六五邦里、東西の兩路があるが、沿途什巴爾台、沽源を經由するものを東路と稱し、里程西路に比し幾分か短いので、商旅の往來は多く東路によつてゐる。道路は陰山々脈(註)の支脈にかこまれた高原中に於けるもので、一般に平坦、良好である。

【註】 陰山々脈はこの附近に於て高度約一、五〇〇メートル、谷底一、三〇〇メートル内外であつて比高約二〇〇メートルである。

東路の路面は概ね堅固なる上、礫石を交へてゐないから、車行は容易であるが、唯張家口北方約一里半なる營城子附近に峻坂あり、又多倫近傍に沙漠地があるので稍難行する。

本道路は卡路に於て獨石口よりくる道路と合して北進してゐるが、張家口、多倫、西烏珠穆沁、海拉爾その他を通ずる主要路であるから、交通量は比較的多い。

現在北平文林洋行があつて、隔日に定期輸送を行つてゐる。その他駱駝、馬車、牛車等で物資の運搬は頻繁である。

が、最近落潮にあるを免れぬ。

沿道の住民は半農半牧で、牛馬の外穀類(特に麥)はこれを求めうるが、野菜類は僅かに自家用となる位で求めにくい。又飲料水は各部落とも殆ど井水を用ひてをり、水質良好である。

尙、張北といへば元來張家口のことであつたが、現在では什巴爾台西南方の部落を指稱し、民國二三年宋哲元軍は張家口——張北間に立派な軍用道路を完成した。

(二) 張貝路

現在では錫盟内部に達する通路商としては張家口より北方張北、四里崩、滂江を経て、西蘇呢特に至り、これより東進カオグスタイ・スーム、ヤント・スームを経て貝子廟、西烏珠穆沁に達するものが最も樞要の地位にある。蓋し多倫は、對蒙貿易起點としても、中斷地としても衰退し、直接張家口より奥地に向ふ傾向があるからである。張家口、貝子廟間は約一〇〇邦里である。

(三) 張百路

張家口より張庫路に沿ひ、四里崩に至つてこれと分れ、西行して綏遠省ダルハン地方の百靈廟に達するもので、約一〇〇邦里である。百靈廟は民國二三年來、かの内蒙自治政務委員會所在地であるので、一躍内蒙古に於ける政治的中心地となつた。従つて本道路は産業上よりも、政治的に

重要なるものである。道路概況については、詳細な資料がないので分らない。尙、百靈廟は綏遠の北方約六五邦里、陰山々脈をこえた沙漠地帯にある。

以上、張家口を中心とする各鐵道について述べたが、更に察哈爾省内蒙地を連絡する數條の地方道路が走つてゐるから、その主なるものにつき若干概説を試みる。

(四) 多倫——東阿巴噶——西烏珠穆沁王府道

この間約一三〇邦里、多倫より東阿巴噶王府附近に至るまでは殆ど沙漠地帯であつて車馬の通行頗る困難である。昭和九年東亞産業協會が自動車を用いて辛うじて突破したことがあるが、それ以外この間を自動車で通行した例をきいたことがない。

同王府以北、西烏珠穆沁旗に至る間は地盤概して堅く道路良好であるが、克什克騰旗(興安西省)のオーホロよりシリフ・ゴール(雞林河)の河谷に沿ふ道路には、興安嶺南側に迫つて車輛の前進を許さぬ部分がある。

沙漠は砂の深さ尺餘、下層は少量の粘土を混じり多少の粘着性があるので砂層の深い割合には車輛を没することが少ない。飲料水は主として河池の生水を使用し、利用すべき井水は稀である。

(五) 林西——西烏珠穆沁——東烏珠穆沁——阿魯・科爾沁王府道。

約一五〇邦里。林西より東烏珠穆沁王府に至る間は純遊牧地で、興安嶺主脈附近を除き一般に大緩斜地である。興安嶺主脈附近と雖も多くの支脈に分れ、その幅二〇里乃至三〇里であつて最高點の海拔は一、五〇〇米に達する所もあるが、比高は餘り大でない。

又、烏珠穆沁附近は一般に砂壤土よりなり處々に沙漠地はあるが岩石などは見當らない。到る所草原であつて、殊に興安嶺以北には全く耕作地を見ることができない。

道路は概ね良好で、河川の大きいものもないが、砂丘などで多少通過の困難な箇所も二、三ある。阿魯科爾沁旗附近に至つて行進困難な砂地があるが、これは路外の草地を行けば容易に通過しうる。

林西の撥子は本道路に依つて、東、西烏珠穆沁旗並に貝子廟方面に出かけるが、事變後林西自體の經濟活動が鈍つたので、この道路も今では昔日の盛もなくなきびれた。

(六) 大巴林・チョン・スーム——西烏珠穆沁王府道
本區間の道路は概して山間の大小谷地を通じ、路質堅く車馬の行進に支障がない。

チヤガン・ムーレンの原流に沿つて、興安嶺を通り、烏珠穆沁旗と巴林旗との境に至り、これより北進すれば、漸次眼界開けて廣漠たる草原に成る。西烏珠穆沁に至るまで沿道には大部落なく、戸數四、五戸乃至二〇戸位の蒙古包

集團をみうけるにすぎない。従つて物資は家畜のみで、飲料水は河沼のものを使用する。

(七) 林西——西浩濟特——コシアンダ道

本道は林西より大興安嶺をこえて内外蒙古接壤地域に進出する唯一の捷徑良道で、從來交通量は少ないが漸次發達するものとみられる。従つて道路の幅員等も狭いけれども、所謂大陸的な緩斜大波狀地又は高原大草地を往くもので車行は容易である。唯沿道に部落の少ないのが缺點で、宿泊、給養何れも不便である。

(八) 經棚——大王廟——東阿巴噶王府道

經棚を出て兩側に迫る山脈の溪谷を縫つて八、九里西進すると達里泊平地に成る。これより更に西し、トール・スム、大王廟を経てダライ・ノールの西側に達し、北折してシリフ・ゴールを渡り、東阿巴噶王府に至るもので、約六五邦里。沿道處々に濕地、砂地があるが、車行に支障はない。

經棚は將來支那領分蒙古に對する滿洲國側基點として重きをなすに至るべく、之と共に本道路は重要性をおびてくるであらう。

(九) 洮南——圖什業圖王府——東烏珠穆沁王府道

大興安嶺を横斷するまでは所謂漢蒙混合地帯で、坂路をこえて錫盟に入ると蒙古包がその姿を現はす。概して交通

容易で、奉天の白露系商人瓦利洋行はこの地方に活躍してゐる。この間約一〇〇里である。

その外、西烏珠穆沁より東浩濟特を経て外蒙古車臣汗部の哈爾哈王府に達するもの(約一四〇邦里)、西烏珠穆沁よりダブズ・ノールを通りユクジュル・スームに至るもの、東烏珠穆沁と滿洲里をつなぐもの(約一九〇邦里)、西浩濟特より東阿巴噶、東蘇呢特經由、西蘇呢特に至るもの(約一四〇邦里)、多倫より沙嶺河を経て經棚に出るもの(約五〇邦里)等があつて、各地の連絡に任じてゐる。

次に綏遠省内には左の如き諸公路があつて、内蒙古及び平津地方と西北支那とをむすびつけてゐる。

(一) 幹線

路名	起點	終點	里數(邦里)
綏張路	歸綏、涼城、豐鎮、興和、張家口		一三五
綏蒙路	四子部落、武川、茂明安、外蒙		二二〇
綏晉路	和林、清水河、山西省境		八五
包寧路	包頭、大奈太、五原、臨河、寧夏		二一五
包東路	包頭、東勝、榆林(陝西省)		八七

路名	起點	終點	里數(邦里)
綏托路	綏遠城	托城	
東天路	東勝	天臺	

陶涼路 陶林、涼城
陶隆路 陶林、占賚山、集寧、隆盛舖
集滂路 集寧、滂江
張庫路 蘇治滂江、博羅理治
包固路 武川、固陽
五烏路 五原、烏蘭腦包

國民政府はかねて西北支那の重大性に鑑みてその開發策を考究しつゝあつたが、新疆省地方離反の形勢と共に政治的の必要にも迫られ、一九三三年、有名な瑞典探險家スヴェン・ヘディン博士を首班とする大規模の調査團を派遣し(同博士は昨年二月長途の旅行を終へて南京に歸來した)、宋子文自ら視察にのり出す等のことあり、大規模の西北建設方案を發表した。同方案中、西北各省の道路建設は頗る重要な地位を占めてゐて、その面目一新を期してゐる。

尙、さしあたり豫算二、〇〇〇萬元餘を以て、包蘭路(包頭より五原、寧夏を経て甘肅省城なる蘭州に至る延長三七三邦里、現在寧夏までは改修を終り、自動車輸送路としてゐることは前述の如くである)、包塔路(包頭より外蒙古賽爾烏蘇、烏里雅蘇臺、科布多、新疆省承化寺を経て同省塔城に至る延長一、〇〇七邦里、この公路は外蒙古を通過するものであるから、恐らく實現は困難であらう)、西包路(包路より陝西省榆林、延安、延長經由、同省城西安に至る延長三一五邦里)、包庫路、包頭とは外蒙古共和国首府ウランバートル・ホタを結び、〇〇七邦里、これも計畫倒れの憂がある)の諸幹線を改修し、以て所謂西北大公路の完成實現に努力してゐる。

この地方に於ける通信網は多く支那側の設設によるものであるが、何れも幼稚の域を脱してゐない。

まづ電信施設としては察、綏兩省並に蒙古地方(熱河を含む)に五、二四三杆の路線あり、左の如き電線路網がはられてゐる。

4) 通信

- (イ) 張庫自動車路に沿ふもの(張家口、滂江兩電報局)
- (ロ) 平綏鐵路に沿ふもの(懷來、宣化、柴溝堡、豐鎮、歸綏、薩拉齊、包頭各電報局)
- (ハ) 張多自動車路に沿ふもの(張北、沽源、多倫各局、但し多倫には滿洲國郵政部の電報局がある。)
- (ニ) 涿鹿電報局
- (ホ) 包寧自動車路に沿ふもの(五原、臨河兩局、大奈太仲繼所)

次に無電臺は古くより張家口及び綏遠城包頭に在つて、支那各地と通じてゐたが(註)、最近包頭のものに寧夏に移され、且つ更に一躍内蒙古の政治的中心地となつた百靈廟には近時強力な無電臺が設置された。張家口無電局の電力

は一〇〇ワット、綏遠城一五〇ワットで何れも短波長なことは分つてゐるが、その他の詳細不明である。

尙、ソ聯及び支那側に於て内蒙各要地に一、〇〇〇キロ乃至五〇〇キロのものを設置する計畫があるらしいが、未だ實現してゐない。

その他、張家口、豐鎮、歸綏、包頭に夫々民營電話公司あり、長距離電話としては察省に張家口——北平間の連絡ある外、綏遠省には左記の如く路線網をしいてゐる。

起點	終點	距離(支里)	管理機關
綏遠城	武川縣	九〇	綏遠電話局
同	托林縣	一六〇	同
同	和林縣	一一〇	同
同	清水河縣	一一〇	同
同	固陽縣	一一〇	同
同	陶林縣	一一〇	同
同	殺虎口	一一〇	同
同	興和縣	二〇〇	綏遠電報局
同	集寧縣	一一〇	同
同	薩縣	二七〇	同
同	包頭縣	九〇	同
同	安北縣	一四〇	同
同	五原縣	一八〇	同

五原縣 臨河縣 一八〇 同

尙、綏遠省政府は北方武川縣、南方和林格爾、西南方托克托、清水河、西方包頭、五原縣、臨河縣、寧夏に至る長距離軍用電話を有してゐる。

次に郵便機關としては察、綏兩省に夫々左の郵便局が設置されてゐる。

(イ) 察哈爾省

- 一等局 張家口
- 二等局 宣化、懷來、多倫
- 三等局 獨石口、新保安、西合營、陽原、懷安、延慶、涿鹿、南口、柴溝堡、赤城、張北、沙城堡、商都

多倫には現在滿洲國郵政が布かれ、同國郵局が設置されてゐる。

(ロ) 綏遠省

- 一等局 歸綏城
- 二等局 豐鎮、薩拉齊、包頭、綏遠城
- 三等局 興和、隆盛莊、集寧、貞賚山、陶林、涼城、河口鎮、隆興長、臨河

一、外蒙古

(1) 道路網

外蒙古の道路は、總て庫倫を中心として各方面に通じてあるが、その主要なるものを挙げれば次の通りである。

- 1 庫倫—張家口
庫倫—平地泉
庫倫—歸化城
庫倫—五原 一千二百キロ
- 2 庫倫—恰克圖(アルタンブラク) 三百二十キロ
- 3 恰克圖—ウエルフネウジンスク 三百四十キロ
- 4 庫倫—滿洲里 九百キロ
- 5 庫倫—海拉爾 一千キロ
- 6 庫倫—烏里雅蘇臺 一千キロ
- 7 烏里雅蘇臺—イルクーツク 九百キロ
- 8 烏里雅蘇臺—ヒメンベチル 五百キロ
- 9 ヒメンベチル—ミメチンスク 二百五十キロ
- 10 烏里雅蘇臺—古城 八百キロ
- 11 烏里雅蘇臺—科多布 四百キロ
- 12 科布多—ビイスク 五百キロ
- 13 科布多—セミバラチンスク 一千キロ
- 14 科布多—古城 六百五十キロ
- 15 科布多—烏蘭克穆 二百キロ

(2) 鐵道

大正十四年夏、外蒙古政府はその中央執行委員長タンバ

(3) 自動車

自動車のなかつた頃は十月初めから四月末まで七ヶ月間は駱駝、駱駝の脱毛期である夏期五ヶ月間は牛馬車を使用するのであつたが、大正六年庫倫總務總會が始めて庫倫—張家口間に自動車の運轉を始めてから、支那商人は盛んに做つて自動車業を始め、次いで英米人の同業者も出て來た。大正七年徐樹錚の入蒙と共に支那交通部が十數臺の自動車を直營することになり、總計八十臺を運轉するに至つたが、尙旅客用に止まつてゐた。その後外蒙古の動亂となり、自動車は影をひそめ、昔の牛馬車駱駝の時代に返つた。然るに大正四年春、馮玉祥の西北國民軍が察哈爾、綏遠に入るに及び、蒙支貿易復活して張家口に自動車業十七、八、車數百五十、平地泉でも同業者二、三現はれ、十數臺の自動車を運轉したが、間もなく馮玉祥が勞農露國と結ぶやうになつて露國より供給を受ける武器を運ぶことになり、自動車を強制買収して西北汽車公司を設立した。

この外に外蒙古の購買組合所有の自動車も二百五十臺に及び、民間にも五十臺あり、一時總數五百臺と稱せられたこともあつた。

經濟

ドルヲを全權として、勞農露國技術員會全權ウラムニフ及びクキスキーと恰克圖庫倫滂江鐵道條約を結んだ。

この條約に據れば、外蒙古は三期に亘り勞農露國から一億元の借款を得て、これが擔保には鐵道に屬する一切の財産を以てし、又材料の多くは露國から購入することになつてゐて、第一期には土工費二十萬金留、第二期には運轉材料代六萬金留を借り、第三期は、第一期と同様二十萬金留、償還期限二十年、第一回は無利息、第二、第三回は六分二厘の低利である。勿論、この借款は露國の外蒙古經營の過程であるか、その他尙多くの豫定線があつて、兩國の間に着々話が進んでゐる。

この鐵道中、庫倫、恰克圖、ウエルフネウジンスク間は既に完成してゐるが、その他目下既に工事に着手し、又計畫を進行してゐる路線は、

- 1 露領ミメチンスク(烏梁海首都)—ヒメンベチル
- 2 露領ビイスク科布多
- 3 ヒメンベチル—烏里雅蘇臺
- 4 科布多—烏里雅蘇臺
- 5 チタ若くはダウリヤ—庫倫
- 6 庫倫—桑貝子

鐵道政策は右の通りである、現在は從來の牛馬車、駱駝の外、自動車に據る外はない。

内は二十ムング、國外へは二十五ムング、新聞紙などはハムングである。

檢閲は頗る嚴重で、開封されるころが少なくない。張家口—庫倫間は未だ郵便連絡が開けず、自動車に託送したり、隊商を利用したりしてゐる。

(4) 通信

電信電話も相當に出來てゐるが、料金が高いので一般公衆は殆んど使用せず、官憲の専用になつてゐる。有線電信は各都市間に設けられてゐる。

尙、ソ聯は最近南京政府を説き伏せて庫倫から察哈爾省の張家口に至る交通網を確保する爲め、平地泉から烏得に至る大自動車道路を開設、駐車場の設置連絡、無電臺の新設を計畫した。この計畫は全線に大型バス八十臺を定期運轉せしめ、裝甲自動車四輛でこれを保護せんとするのである。而して、一朝有事の際は軍用に供せんとする用意に出たもので、あるが、その後立消えとなつた形になつてゐる。

尙、無電臺並びに自動車連絡は左の如くである。

- 無電臺
- 平地泉(五百キロ一臺) 烏蘭哈達(五百キロ一臺)
 - 明安(一千キロ一臺) 伊林霍羅斯(一千キロ一臺)

交通

尙、烏得その他にソ支間の交通々信絡の中心となす爲め十八の無電臺を新設

自動車路

- 1、烏蘭哈達より察綏省界に至る線
- 2、明安より察哈爾省の蘇尼特及び綏遠省の四子部落各旗に至る兩線
- 3、伊林霍羅斯を起點とし鄂倫治巴特を経て海山布留特に至り將來は烏珠穆沁に至る線
- 4、烏得より遠里崗厓に通ずる線

特に注目すべきは外蒙古自動車企業のソ聯獨占であつて到る所自動車網の發達を見つつある事上記の如くであるがその目的とする所として特異の點を列記すれば、次の如くである。

- 一、全蒙古の自動車の運行及び貨物輸送をソ聯人の手に收め、以て外蒙古貨物移動及び商業状態を精査する外、貨物輸送の利益及び優先的にソ聯商業機關の貨物を輸送せしめる。
- 二、支那赤軍に對する兵器資金被服等の供給を行ひ、之を外部に秘匿する手段とする。

三、プリアート蒙古

1) 概説

資源の開發、産業、工業及び商業の發展と交通網の發達とは、密接不離の關係を持つてゐる。然るにプリアート蒙古に於ける交通運輸の現状は、全く未開發状態にあると云つてよい。共和國々民經濟の立遅れの原因として種々なる理由を擧げ得るであらうが、就中、

- (一) プリアート蒙古がソ聯の經濟的大中心地から遠いこと(ウラヌ・ウダ市からモスクワまでに五千五百十八軒、最も近いソ聯の港ウラヤオストツクまでは三千六百五十軒)
- (二) 敷設鐵道が甚だ少ないこと
- (三) 水路の使用が尙ほ不充分であること
- (四) 空中運輸の發達の緩慢なこと

等が要因をなしてゐる。

プリアート蒙古に於ける交通路網を表示すれば、左の如くである。

種類	鐵道線路 (基本幹線)		總延長 (キロ)	面積千平方キロに付	人口一千に付
	總延長	譯			
水路	總延長	船舶航路内利用中のもの	八、五〇〇	二一・五一	一五・〇九
	譯		三、五〇〇	八・八七	六・二一
道路	總延長	聯邦道路	二、〇八四	五・二五	三・七〇
	譯	共和國道路	二一、三九〇	五四・一八	三七・九六
航空路	總延長	州道路	七六〇	一・九三	一・三五
	譯		二二〇	〇・五六	〇・三九

(2) 鐵道運輸

プリアート共和國の鐵道は、總延長五百三十一軒にして、東部シベリヤに於ける鐵道總延長の七分ノ一を占めてゐる。而して、このうち三百八十七軒はシベリヤ鐵道幹線、残りの百四十四軒は北滿洲鐵道支線で、カレム驛附近でザバイカル鐵道と連結してゐる。

鐵道通過アイマクは次の四つに過ぎない。

- アラール・アイマク(三十四軒、複線)
 - カバン・アイマク(百七十二軒、複線)
 - ウラヌ・ウダ・アイマク(百八十一軒、複線)
 - アギンスキイ・アイマク(百四十四軒、單線)
- 而して此等の鐵道は、トムスク鐵道の一部とザバイカル

鐵道の一部とから成り、延長五百三十一軒の間に二十三の驛が在る。うち三つの驛はトムスク鐵道に、他はザバイカル鐵道に屬してゐる。驛間の最短距離は八軒、最長距離は五十八軒、平均二十三軒である。

上述の鐵道本線の他に、經濟上の目的から數本の支線が敷設されてゐる。その中最も延長線の長いものは、木材運

搬に使用されてゐるタレツカ支線(二十七軒)である。共和國の貨物總取引に於いて比率の最も高いのは、ウラム・ウダ驛であつて、全鐵道驛の取引總額の四二・一%を占めてゐる。ウラム・ウダ驛の貨物取引に於いて主位を占めてゐるものは、蒙古との輸出入貨物である。

出入荷の狀態は次表の如し。(單位噸)

年次	各驛全體に亘つて		ウラム・ウダ驛		ウラム・ウダ驛比率	
	出	入	出	入	出	入
一九二七	三〇〇、一五九	一四〇、四四四	四四、〇六〇	七九、四二二	四一・二	三二・四
一九二八	三四一、〇三三	一五七、八九〇	四二、八二四	一〇三、三三三	四二・九	二七・一
一九二九	四〇八、〇九七	一七六、四三二	四三、四六	一四七、九七四	四六・八	二四・四
一九三〇	五三〇、六五二	二三六、四八九	六〇、四一	一七四、〇一六	四四・一	二五・四
一九三一	六八五、九六二	三三四、五六二	八三、〇六	二二七、三三四	四三・六	二六・四
一九三二	七六九、二七二	三三二、七〇六	七九、五四五	二二九、五七八	四〇・二	二二・九
						五二・六

ウラム・ウダ驛に於ける主要貨物別に見た出入荷の狀態は次の如し。(單位噸)

種類	出					入				
	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二
穀類	一七、二四九	二〇、一〇五	二二、七三四	三七、四一六	三四、四六三	二九、八六八	五二、二五九	三八、四三八	五〇、八三二	五八、六〇四
肉類	一、五八六	二、二三八	七、五三八	一四、五一〇	一五、〇六七	二六二	三六九	六四三	六五一	二八七
家畜	一、九八七	三、五〇二	一三、四九八	一八、三九九	一五、九四一	四九	五〇五	一、〇〇五	八〇七	二、一六八
木材	五五、三五六	六四、三六四	六一、七二五	九三、二五二	一二三、六九八	三二、四五二	三一、一五七	二九、五二一	二八、九二六	五〇、一〇六
薪炭	二六、三二六	二七、一六六	三七、四〇七	四八、二七〇	二八、四二一	一〇、四三二	九、一〇五	一七、一七八	二二、八三四	一四、九一九
石油	四八九	二、二七四	二、七五八	一、七八三	一〇、三六〇	四五、一八七	六一、六九六	九二、五九七	一四一、四四六	一五三、二八七
礦物性油	三二五	四七九	六五〇	一、〇八六	二、三三九	二、六八〇	四、〇九五	四、九八二	九、八八五	一七、九九五
建築材料	四、八九九	一二、六四九	一三、九三八	二七、三〇四	三〇、八二四	七、二三五	一四、三九六	一三一、九六一	三〇、一七六	三三、三二〇
其他貨物	四九、七〇一	四三、六五四	七七、二五二	七二、五四一	七二、六〇三	五四、九九〇	一五八、〇八五	九六、六二二	八六、八四五	一〇五、八九〇
雜貨	一五七八、九〇	一七六、四三二	二二六、四八九	三二四、五六一	三三二、七〇六	一八三、一四二	二二一、六六六	二九四、一六二	三七三、四〇一	四三、六五六

一九三二年度各貨物出入荷の總計に對する百分率

貨物	出荷	入荷
穀物	一〇・四	一三・四
肉類	四・五	〇・一
家畜	四・八	〇・五
木材	三六・九	一一・五
薪炭	八・五	三・四
石油	〇・七	四・一
礦物性油	九・三	七・六
建築材料	二二・八	二四・三
其他	一一・〇	一〇・〇
總貨物	一〇〇・〇	一〇〇・〇

國境外への出荷に於いて第一位を占めてゐるものは、主として西方へ向ふところの木材建築材料、次に薪木、穀物、肉類及びその他の食料品である。國境外よりの入荷で第一位を占むるものは石炭及び工業製品である。木材と薪木と

は、貨物總取引中最も主要な地位を占め、總取引中二八・二%に達してゐる。ウラメ・ウダ驛に次ぐ各驛の一九三二年度に於ける貨物取引状況は、次の如くなつてゐる。

驛名	ムイソフ	デイグイシ オンナナ	タリツイ	セレンガ	アイルカ	ザイグラ エゾオ	タタロゾオ	共和國全體
絕對數(噸)	九五、六一八	四三、六〇四	三八、五五六	三三、五七五	三〇、九〇四	三三、三三四	一三、三七〇	七六九、二七二
總數に對する百分率	一一・四	五・七	五・〇	四・四	四・〇	二・九	一・七	—

右表によつて観るならば、ウラメ・ウダ驛に次いでムイソフ驛が貨物の出入荷量に於いて第二位を占めてゐる事が分る。

(3) 水上交通運輸

ブリヤート共和國の水上運輸は、一八四五年バイカル湖に於いて初めて行はれた。セレンガ河の航行が開始されたのは一八六四年に至つてからである。革命前に於けるバイカル湖及びセレンガ河の船舶航行は、個々の商工業會社の手で行はれ、これ等諸會社にとつてこの船舶航行は商業上の利益獲得の手段であつて、水上運輸を唯一の業とするのが目的ではなかつたのである。

汽船會社を、かかる私人資本家の手から没收して之を國有化して以來、水路の使用はバイカル及びセレンガ船舶局

によつて行はれるやうになつた。一九二二年より一九二四年に至るまで、バイカル湖航行は、國營船舶局の西シマリア支局、セレンガ河の航行はアムール支局が管理してゐたが、一九二四年末以後共和國の水上運輸事業は、全部セレンガ國營船舶局(局の所在地はウラメ・ウダ市)の管理下に集中されることとなつた。

ブリヤート共和國に於ける水路の全延長は八千五百軒、そのうち約三千五百軒は航行可能である。然し、現在實際使用されてゐる航行路は二千八十餘軒である。

共和國創業以來十年間に、水路の増加率は二三%に達した。水路の分布状況は比較的均等に共和國領土内に普及し従つてその利用は運輸經濟上、前途極めて有望である。

一九二四年より一九三二年度に至る九年度に於ける水運貨

物取引額の増大の動向は、次の如くである。(單位千噸)

年次	總數	曳船によるもの	河によるもの	セレンガ河の總額	曳船によるもの	バイカル湖によるもの	上のうち曳船によるもの	上のうち曳船によるもの
一九二四	一三・九	一〇・八	六・三	一〇・二	六・三	六・六	四・五	四・五
一九二五	一七・五	一五・三	一〇・二	九・四	一〇・一	七・三	五・一	五・一
一九二六	三一・三	一四・一	一八・五	一八・五	九・三	二・九	五・八	五・八
一九二七	三五・六	二四・三	一八・八	一八・三	一八・三	一七・一	六・〇	六・〇
一九二八	四七・〇	二四・〇	二二・一	二二・一	二二・一	二七・九	五・四	五・四
一九二九	五八・七	三〇・六	二二・一	二二・一	二二・一	三三・五	七・八	七・八
一九三〇	一〇三・三	三七・八	三二・五	三二・五	二八・八	七〇・四	七・八	七・八
一九三一	一六五・五	七〇・六	五九・七	五九・七	五九・四	一〇三・九	九・三	九・三
一九三二	一〇三・八	七四・六	六四・三	六四・三	六五・〇	三七・八	八・九	八・九

右表に於いて見るが如く、セレンガ河の水運に依る貨物輸送量は、バイカル湖の輸送量を遙かに凌駕してゐる。貨物取引額の増大率も亦セレンガ河はバイカル湖を凌いでゐる。セレンガ河の貨物輸送量の増大したのは、

- (1) 此河に沿ふセレンギンスキイ、キヤフンスキイ、ザガメンスキイ各アイマクへ向けての國內輸送の増大
- (2) 内外蒙古との輸出入企業の發達

以上三點が主としてその因をなしてゐる。

(4) 自動車輸送

ブリヤート共和國の運輸界に於いて、水上運輸について重要な意義をもつてゐるものは自動車運輸である。共和國創業以來、自動車網はすばらしい發達を遂げてゐる。

輕自動車の數は一九二七年—一九三二年度間に七倍になり貨物自動車も亦同期間内に百五十四倍となつてゐる。貨物

積載量に於いては實に三百倍に増加した。然し、この數的増大は過去に於いて自動車が全然無かつたため、現在と雖も未だ尙ほ發達の餘地が充分あることは推察するに難くない。貨物自動車の約七十二%は「合同運輸」の管理下にその一〇%は國家工業の下に在る。

無軌道陸上運輸の問題は、工業及びソフホーズ、コルホーズ建設の成長に伴つて、極めて大きな國民的經濟問題となつてゐる。自動車運輸と關聯して考察するべき事は、機械トラクター配給所の増加したことである。(後藤富男)

G 蒙古學

I 最近に於ける蒙古史研究

古來「蒙古」の地方に興亡した諸族は、支那人によつて「北狄」と總稱され、南のかた支那における漢族と對峙し、東洋の史的變遷の上に大きな役割を演じてゐる。白鳥庫吉博士の「東洋史に於ける南北の對立」(東洋史講座)は、小篇ながらその事情を語つてゐる。彼等北狄は、いふまでもなく氐帳に住み、畜に隨つて水草を追ひ、畜牧、射獵を以て務となすものであるから、支那人その他の農耕民とは全然生活様式を異にする。従つて「東洋」の歴史的把握のためには、支那に於ける諸事情の探究が必要であると同等の意味で、かゝる遊牧民の社會やそれから派生された一切の事情を闡明し、彼等の興亡の跡を追ふことが絶対に必要な筈である。それにも拘はらず、今日我國の東洋史學界において「蒙古」は「中央アジア」等と共に殆ど視野の外に置かれたかの如くであり、そしてアジア北族の「秘密」は依然「秘密」のままに閉ざされてゐるのは、何としたことであるか。我國、我國ばかりに限らないが、における蒙古史學の成果を顧るとき、そのあまりにも貧弱な有様に驚かざるを得ない。

蒙古の高原に天幕の生活を營み、彎弓と騎馬とによつて縱横に活動した北狄の諸族は、今日人種的に見ると、モンゴル族に屬するものがあり、トルコ族と認められるものがあり、またツングース系の血を混へたものもあつたらしい。白鳥博士はこの問題に關する我國唯一の權威であり、多くの業績を公表されたが、「匈奴は如何なる種族に屬するか」(史學雜誌、八編)及び「支那の北部に據つた古民族の種類に就いて」(同、十一編)はそのスタートをなした論文である。また「亞細亞北族の辨妄に就いて」(史學雜誌、廿七編)匈奴・東胡・鮮卑・鐵勒・突厥・女眞・蒙古等々の場合を攷へ、この習俗の起源・傳承などを論證された一篇もある。

さて「蒙古」といふ名稱が西曆十三世紀の初めにオノン・ケルレン兩河の畔に興つて遂に支那をも併呑した有名な部族の名に負つてゐることは、今更ら喋々を要しないが、今日の史學界では、この種族の祖先を匈奴に求めるのが普通である。白鳥博士の「蒙古民族の起原」(史學雜誌、十八編)はこの點において特に紀念すべきである。從來西歐の東洋學者は殆んどすべてが匈奴を以てトルコ種と認めてゐた。博士もまた前掲「匈奴は如何なる種族に屬するか」において、トルコ説を採つてゐられたが、この論文に至つて漢籍に傳はつてゐる匈奴語十數語を摘出してそれらを蒙古語を以て解釋し、そして匈奴を蒙古族と斷じたのであつて、

同趣の議論は補訂されて「西域史上の新研究」(東洋學報、三卷)にも掲げられてゐる。先秦の古典に見えてゐる獫狁(猯狁)・葷粥(獯鬻)などが、匈奴の前身であるか否かの問題は姑く措いても、匈奴の名が始めて史に現はれたのは實に支那の戰國時代のことである。そして彼等の南侵は、既にその頃、支那北邊に位した燕・趙・秦の三國をして早くもそれぞれ長城を築設せしめるに至つた。秦の始皇帝の大事業として名高い萬里の長城は、それらを修理・聯結したもので、勿論現在の長城とは位置において構造において甚しく差異があるけれども、遊牧アジア北族と農耕漢族との接壤線は、こゝにほゞ具體的に示されることになつた。これについては市村瓊次郎博士の「長城の起原」(地理と歴史一卷)や橋本增吉博士「支那古代の長城に就て」(史學、五、六卷)があり、また藤田豊八博士の「烽燧につきて」(劍峯遺草)は長城の要所に設けられた亭障(烽燧)の制を研究したものである。

秦末・漢初にあつて、匈奴に冒頓單于が出現した頃、北狄の諸部落は匈奴を盟主とする一つの國家的組織にまで到達した。爾來漠北においては、有力部族が次々に擡頭し交替する現象が繰返されることになつた。元來氏族社會の名残を特に強烈に留めた遊牧諸族の間に、國家的統制が如何にして形造られたか。その國家形態の考案は、社會組織

の研究と共に蒙古史學者の重大な任務であらう。松田壽男の「匈奴の僮僕都尉と西域三十六國」(歴史教育、八・九卷)は未熟乍らかゝる問題に多少の關心を示しつつ匈奴と西方との關係を取扱つたものである。更に、匈奴の歴史を案ずるに、彼等の一部が南遷して支那北邊に土着する傾向が著しかつたのを見逃せない。南匈奴はその代表的なものであり、同様な經過は後の鮮卑においても見る事ができる。かの五胡の侵入に際し、その重要な一因子となつた山西の匈奴(劉氏)やオルドスの匈奴(赫連氏)などは、孰れもかやうにして長城以南に移り住み、且つ時と共に遊牧民の本質を失ひ、農耕土着の生活に入つたものである。本來牧畜生産を基礎とする北狄が、何故にかゝる變化を見せたのであるか。彼等が支那社會に順應するに至つた事情如何。蒙古史學の大きな宿題はこゝにもある。この宿題に對して孜々たる努力をつゞけてゐるのは内田吟風學士であつて、「後漢光武帝の對南匈奴策に就て」(史林、十七卷)「後漢末期より五胡亂勃發に至る匈奴五部の狀態に就て」(同、十九卷)「五胡亂及び北魏に於ける匈奴」(同、二十卷)の三篇によつて斯界に獨自の存在を明かにしつゝある。なほ史記や漢書に残つてゐる匈奴の地名については駒井義明學士の「前漢匈奴地名略考」(史林、十五卷)がある。次に前掲白鳥博士の辨髮考と共に異色ある研究として江

上波夫學士の「匈奴の食物に就きて」(東洋學報、二十卷)を挙げなければならぬ。これは、匈奴人の主食たる肉食を初めとし、乳及び乳製品などを文獻的に調査し、更に匈奴における穀食の事實を指摘した雄篇である。江上氏はまた蒙古考古學者としても大きな足跡を印してゐる。同氏と水野清一學士との協力に成つた「内蒙古・長城地帯」(東方考古學叢刊乙種第一冊)は最も注目されるべき精華である。そこに取扱はれてゐる内蒙古の細石器、また綏遠方面出土の青銅器、また支那北疆の宣化や張家口などから發見された土器の類は、歴史家に對しても無限の興味と大きな問題を提示するものであり、著者たちがそれらに關聯して有意義な暗示を與へてゐるのを閑却できない。蒙古考古學の歴史への關與を一層強調したのは江上學士の「考古學上より觀たる遊牧民と農耕民」(歴史學研究、一卷)である。歴史におよそ對蹠的な兩存在を取立てた點に將來の飛躍が展望される。但しこの一篇は同氏と駒井和愛氏との共著「東亞考古學」(平凡社、世界歴史大系二)にも結論として轉載されてゐることを附記しておく。

支那戰國時代に匈奴が陰山地方に興つたのに對して、その東方、南部興安嶺の東西には「東胡」が住んでゐた。白鳥博士の研究によると、これはモンゴル種にツングース種を混へたものである。その多數の部落は、漢代に至つて鮮

卑・烏桓の二部によつて統制されたが、中でも鮮卑は匈奴瓦解の後を承けて漠北の諸部にも支配權を確立し、ついで五胡の亂に當つてその地盤を北支那に移した。陰山鮮卑の拓跋氏によつて支那北朝の基が礎かれたことも周知の事實であらう。その後、興安嶺の方面に據つた契丹や奚も同種に屬する。これらの東胡系諸族については、白鳥博士に「東胡民族考」(史學雜誌、廿一・廿二・廿三編)と題する精細な研究があり、主として比較言語學的論證が中心となつてゐるのは、博士の學風から見て當然なことである。

さて匈奴以後、突厥・回鶻時代に至る間の漠北史は、現在全く未開拓の狀態にある。拓跋氏南遷と共に蒙古に興つたのは柔然(蠕蠕)であり、オルホン・トゥラ兩河の方面に勢力を樹立したが、その北に當るセレンゲ河畔には高車(勒勒・敕勒)が據つて、これと對峙するに至つた。白鳥博士はロシアのラドロフ W. W. Radloff 氏の假説にヒントを得て、前記東胡民族考において柔然の國號「可汗號」人名などを蒙古語又は滿洲語を以て解釋された。しかるにやゝ遅れて藤田豊八博士が「蠕蠕の國號及び可汗號につきて」(東洋學報、十三卷・東西交渉史の研究、西域篇)をもつしそれらを全部蒙古語で説明されるに及んで、柔然が純然たるモンゴル種であることが決定的となつた。とはいへ我々が今日柔然に關して持つことのできる報告は單にこれだけ

にすぎない。しかも高車に至つては更に遺憾の念を深くする。高車は鐵勒すなはち大トルコ族の一部として古くから西北蒙古に據つてゐたものである。鐵勒は隋代の史乘によると、東はバイカル湖の南から西はアルタイ山脈を越えてアラル・カスピ両海の附近にまで及んでゐた。従つて高車の勢力圏は必ずしも當時のトルコ族の全住域を含めてはゐなかつたが、少くとも大トルコ族の古い中心部分であり、突厥・回鶻などによつてトルコ族最初の盛時を現出する源流ともなつたものであるから、トルコ古史の研究には當然閉却できぬ大きな意義をもつのである。それにも拘はらず今日東西の學界においては、羽田亨博士や松田壽男などが他の問題に聯關して概観を試みてゐるほか、何等取立てゝ紹介すべき業績も見當らぬ。トルコ史研究のためにも、また蒙古史（漢北史の意味である）學界のためにも惜まざるを得ない。

西曆第六世紀の中葉に、アルタイ山麓から突厥が勃興した。高車によつて漸次に昂められつゝあつたトルコ族の勢力は、これによつてアジア北部に急激なる伸展を見せることになつた。モンゴル系に屬する柔然が彼等のために滅ぼされたのみならず、西方ではアルタイ山西の鐵勒族が糾合され、エフタルが征服され、こゝに大突厥帝國が成立するに至つた。松田壽男の「鐵工としての突厥族の發展」(歴史

教育、五卷)は、突厥が鍛鐵に巧みであつたといふ點からその勃興の意義を明かにし、併せて高車・鐵勒・契骨(キルギス)等との關係をも考慮したものであり、同人の「西突厥王庭考」(史學雜誌、四十編)は、西突厥の由來を案じ更にその初代の可汗が主として天山山中の大ユルドウス溪谷に治したことを論證したものである。突厥が柔然の勢力を掃蕩したのち、蒙古は大帝國の東半をなす東突厥の統制に歸した。東突厥は一時支那唐朝の羈縻を蒙つたが、間もなく復活して、カバガン Kabağan ビルゲ Bilge 兩可汗による掉尾の活躍を演じ、次いで支配下の鐵勒族のうちから回鶻(廻紇)が擡頭するに及んでこれと交替することになつた。近時外蒙古オルホン河畔から當時の突厥や回鶻の手によつて殘された數種の碑石が発見され、所謂オルホン碑文として紹介され、トムセン V. Thomsen ラドロフ W. W. Radl F. ンクアルト J. Marguart ムネト F. Hirth 諸氏の考説も續々發表されて頗る學界の注目を惹いたことは未だに世人の耳新しい事件であらう。かゝる東洋史學史上の劃期的事業に我が白鳥博士が參與され、キエウテギン Kieuten 碑のうち漢文を以て刻まれた部分を解讀して「突厥關特勤碑銘考」(史學雜誌、八編)を公にされ、我學界のため萬丈の氣をはかれたことを記憶すべきであらう。また最近岩佐精一郎學士は「突厥碑文の Eöki 及び Aprum に

ついで」(東洋史同好會雜誌)新説を發表し、從來未解決のままに置かれてゐたベクリを高句麗に、アブルムを蕪荊(フルム)すなはち東ローマに比して一躍才名をおげ、大いに將來を服待されたのであるが、不幸にも夭折された。まことに惜しい人であつた。回鶻に關しては羽田亨博士の功績を忘れてならない。博士の「九姓回鶻と Toquz Oryuz との關係を論ず」(東洋學報、九卷)はその代表作ともいへよう。この論文でまづ九姓回鶻の組織とされ、ついでオルホン碑文中に見えるトクズ・オウズ、またそれから轉化したと認められる九世紀以後のイスラム教徒の使用したトゥウズウズが、果して九姓回鶻と同一であるか否かが論議されてゐる。しかし博士は結論としてトクズ・オウズは九姓回鶻に非ず、むしろ九姓鐵勒に相當すべき旨を主張されたのみでなく、或は回鶻と鐵勒との關係を致へ、或は鐵勒を以てトルコの音釋とするなど隨所に卓見を盛り、同博士の「唐故三十姓可汗貴女阿那氏之墓誌」(東洋學報、三卷)の解説と共に、漢北史に對する深い理解と蘊蓄とを示されてゐる。また同博士の「漢北の地と康國人」(支那學、三卷)は康國すなはち中央アジアのサマルカンド地方の商賈が遠く突厥や回鶻などに通商し、兩者の間に密接な關係が結ばれてゐた事實を指摘されたものであり、「回鶻文の佛典に就きて」(史學雜誌、廿五編)や「西域文明史概論」の中には、

晩唐に至つて回鶻の統制が崩れ、族人の一部が西方に轉住した事件の輪廓が述べられてゐる。桑田六郎學士の「回紇衰亡考」(東洋學報、十七卷)にも、やはり回鶻西移が取扱つてあり、併せて遼史・金史・宋史などに見える回鶻についての解説が試みられてゐる。

次にいよいよ蒙古帝國時代に就いて紹介の筆を進めるに當つて、一言しておきたいことがある。それは世人往々にして蒙古といへば蒙古帝國史の意味と解し、蒙古帝國の支配の及んだ所ならば、支那であらうと、滿洲であらうと、朝鮮であらうと、またイラン地方であらうと、すべて「蒙古史」の中に入れてしまふ場合があり、またチンギス汗の出現以前の蒙古地方の歴史は蒙古史でないかの如く過するもののあることである。筆者はこゝで事新しく蒙古史の定義を述べようと思はぬ。しかし蒙古史は決して蒙古帝國史(又は元朝史)と一致するものではなく、また蒙古部族の發展史でもない。それは太古以來、興安嶺の西、アルメイ山脈に及ぶ地方の情勢を取扱ふものでなければならぬのである。さて西曆第十三世紀の初頭にかのチンギス汗の出世によつて導かれた新興蒙古部の勢力は、忽ち漢北・漢南の諸部落の統一となり、西は中央アジアから南ロシアやイランに進み、東は滿洲を含め朝鮮を隸下に置き、南は支那をも服屬させたのである。外蒙古の一隅に起つた旋風の

偉大なる成長は、まさに刮目すべきものがあり、農耕國家や都市生活者に對する蒙古遊牧民の支配は、歴史家に様々の興味ある問題を提示するに充分であつた。従つてこの時代の研究に精進した學者が極めて多數に上つたのも無理ならぬ次第で、箭内互博士の遺稿集「蒙古史研究」の卷末に附載されてある「元史研究資料並に参考書目略」を一見したものは、誰しも二百篇（それにはなほ箭内博士による四十篇が除かれてある）にも達する日本人の著作に接して一驚を喫するであらう。しかし乍ら繰返していふ。蒙古史は蒙古帝國史或は元朝史（元史）と同一であつてはならない。蒙古帝國史或は元朝史の各部門に互つて二百四十を數へる成果を持つ日本においても、蒙古帝國時代の蒙古地方の事情に關して果して何程の研究が残されてあるか。心細いことである。

蒙古帝國の創業を傳へた記録としてモンゴルン・ニウチア・トブチアンの名はあまりに名高い。これは元來ウイグル（回鶻）文字を以て書記されたものであるが、のち漢譯されて「元朝秘史」と名付けられた。我國東洋史學の先達となつた那珂通世博士は、蒙文の秘史を基礎として、それを流麗なる和文體に譯出され「成吉思汗實錄」をものし我國蒙古史學のために一大光明を投ぜられた。この書の序論には「元朝秘史の來歴」について詳しい考證が載せてあ

り、また本文中には割註を以て蒙古の地理・慣習・制度などに關する博士の該博な知識のエッセンスが組込まれてゐるし、「那珂通世遺書」の中にも同題の研究を見出すことができる。那珂博士が元史研究に傾倒されつゝあつた頃、内藤虎次郎博士もまたこの方面に注意を向けられてゐた。「蒙文元朝秘史」(史學雜誌、十三編)の紹介は、その片鱗を示すものといへよう。更に同博士には「蒙古開國の傳説」(藝文、四卷、また讀史叢錄)の考證がある。かの「蒼き狼」と「慘白き牡鹿」との交配傳説や阿蘭婦が「男無きに三人の子を生め」る説が取上げられ、その様な傳説が決して蒙古族のみに限らず、且つ蒙古の傳説には突厥の影響の多い點を論じてある。同題の論文として一層の注意を要するのは羽田亨博士の「元朝秘史に見ゆる蒙古の文化」(藝文、八卷)である。それは、蒙古の文化に突厥や回鶻などのトルコ系のを傳承した部分が少なくない事實を、その開國傳説、十二支紀年、或は言語などの點から證明したもので、次に述べる蒙古傳説に關する研究と共に博士の元史に對する深い關心を窺ふことができる。羽田博士には「蒙古傳説考」(東洋協會調查部學術報告)と「元朝秘史傳説考」(東洋文庫叢刊、第一)の二篇が數へられる。後者は昭和五年に東洋文庫で永樂大典の站赤に關する部分を複印するに因んで上梓され、右の史料を用ゐて前著を補正されたものと見るべく

驛站に關する資料の紹介と解説に初まつて、驛站の管理、站官、急遞鋪、海青牌などに及んでゐる。

元史研究者の必ず忘れることのできない大きな存在は、那珂博士の高弟箭内互博士である。博士の殘された四十篇に近い論文のうち、直接蒙古本部と關係あるものを選んで紹介する。まづ「韃靼考」(滿鮮地理歴史研究報告、五、この論文は遺著蒙古史研究にも收められてゐる、以下同様)である。唐の頃興安嶺西に遊牧し、三十姓を數へたタタル族は、元來モンゴル系に屬するが、唐末には陰山方面にもタタルが現れ、これはトルコ系である。後者はすなはち白達達と呼ばれたオングイトで、沙陀の後裔であり、遼・宋・元三朝の史に見える賀蘭山方面のタタルも同様に沙陀の後裔である。これは宋人の所謂白韃靼であつて、黒韃靼といはれたものこそモンゴル系の蒙古に他ならない。以上が博士論旨の概要であるが、博士は滿洲朝鮮方面に對する歴史地理的考證を多數に發表されたにも拘はらず、蒙古方面については殆どこの一篇を殘されたのみであつた。それは博士の研究の主眼が元朝制度史に置かれてゐたためのものである。従つて例へば、チンギス汗がナイマン國を征する際に創設したといはれる宿衛・侍衛の制度すなはち怯薛(番士)を對象とした「元朝怯薛考」(東洋學報、六卷)、また行帳の制を究明した「元朝幹耳朶考」(東洋學報、十卷)、更

に前述羽田博士の調査された驛傳制に關した「元朝驛符考」(滿鮮地理歴史研究報告、九)や「蒙古の國會即ちクリルタイに就いて」(史學雜誌、廿八編)などが主要業績の大半を占めてゐる。なほ博士には「元代の東蒙古」(滿鮮地理歴史研究報告、六)の闡明や「海都の叛いた年次」(東洋學報、八卷)の考定、または「蒙古の詐馬宴と只孫宴」(白鳥博士還曆記念東洋史論叢)に關するものもあるが、漠北史研究上、最も重大な問題であり、またそれだけに數多い論文中出色のものといつてよいのは、クリルタイについての意見である。クリルタイとは聚會の意味である。那珂博士の言を拜借すると、それは「遊牧の諸部落には大抵有れどもその部落大きくなり、君權強くなるに隨ひて、聚會の勢力衰ふるは常の事なるに、蒙古にては、國はいやが上に太りたれども聚會は中廢れずして永くその勢力を保ち」支那に君臨するに至つた後と雖もなほ形式的ながら存續してゐる。しかも「牛飼羊飼どもの寄り聚ひたる平民の相談會は王侯將相の列れる威儀堂堂たる貴族議院となつたのである。博士はその精緻な頭腦によつてクリルタイの一々の場合を詮索究明し、またかゝる合議制の存在が決して蒙古部にのみ限らず、古來漠北諸族の間に嚴として行はれてゐたことを指摘された。これは確かに蒙古史學にとつて最上の贈り物であつたが、愁をいへば、大人(部落長)選出の合

議制が如何にして蒙古國會の如く變じたかの説明を、一層詳しく知りたかつた。

上述諸博士の業績のほか、なほ若干の名篇を紹介する必要がある。その第一は蒙古語の知識による元史への寄與であつて、白鳥庫吉博士の「高麗史に現はれたる蒙古語の解釋」(東洋學報、十八卷)と鴛淵一學士の「成吉思汗の挽歌に就いて」(史林、十一卷)とである。前者は高麗史から四十數語を摘出してその由來を述べ、後者は「蒙古源流」に見える挽歌を蒙文から邦譯し、漢譯蒙古源流やシユミツド氏のドイツ譯を補正したものである。ついで箭内・羽田兩博士に見られた如き元朝諸制度の研究を繼承した新進の著作として秋貞實造學士の「元朝札魯忽赤考」(桑原博士還曆記念東洋史論叢)が挙げられる。蒙古帝國初期の行政機關としての斷事官について詳放を得たのは大きな喜びでなければならぬ。また石田幹之助學士も「モンゴルの西侵に關する二三の疑問」(史學雜誌、廿五編)「蒙古文字の起源と沿革」(東亞研究、三卷)などによつて屢々その博識の一端を提供され「歐人の支那研究」の中にも豊富な指示と暗示とが含まれてゐるのを忘れることができない。

元の時代を過ぎて明代の漢北・漢南に就いてながめてみると、古く原田淑人學士によつて「明代の蒙古」(東亞同文會報告)が研究されてゐるが、その後殆ど和田清學士の

獨壇場の觀があり、かの「内蒙古諸部落の起源」一冊は氏の學的地位を決定した大作である。以下和田學士の近業について紹介しよう。

元朝を仆した明が、北方の殘元に對して特別な注意と努力とを拂つたことはいふまでもないが、明朝の方略はそれを東西南の三方から壓迫するにあつた。そこで、東方では滿洲女直の住域を征略し、また進んでは興安嶺東の地を收めて、そこに泰寧・福餘・朵顏の三外衛を設けた。これが所謂兀良哈三衛である。三衛の地は、古く東胡の住地であり蒙古・滿洲間の中間地帯として注意さるべく、明の征服した頃は、すでに住民は遊牧をすて、農業に従事してゐたと傳へられる。和田學士の研究はまづ「兀良哈三衛の本據について」(史學雜誌、四十編)開始され、三衛が元末の臺州・灰亦兒・桑因三千戸所の後で、それぞれ今の洮南・齊々哈爾及び洮兒河の上源地方に當ることを明かにし、次いで「兀良哈三衛に關する研究」(滿鮮地理歴史研究報告、十二・十三)においてはこれら三衛と蒙古との關係を主として取扱ひ、成化・弘治の間に蒙古を統一した有名な達達汗の際にまで及んでゐる。また「正統九年の兀良哈征伐について」(東洋學報、十八編)の考察も行はれてゐる。かやうに明朝は、東方經略によつて蒙古の左臂を斷つたのであるが、同時に西方においては青海・河西方面の經營を行つて

その右臂を斷ち、その間には、屢々中間(正面)から勁兵を以て北のかた蒙古の本據を衝くことに努力した。「明初の蒙古經略」(滿鮮地理歴史研究報告、十三)は、かゝる明軍の行動を觀察したものであるが、特にその地理的研究とサプタイトルが付けられてゐる如く、明軍の蹂躪した地域を歴史地理的に調べるによつて、明代蒙古の情勢を窺はうとした用意を認めるべきであらう。學士の論文は一體に極めて地味である。氏の研究が専ら歴史地理的であるのは氏自身「筆者の嗜好」と告白して居られる通りであるがそれだけに他の方面に未だ多くの宿題を残してあるにせよ何等危ない歩みを示して居られる。從來不詳のまま

におかれてゐた「豊州天德軍の位置について」(史林、十六卷)豊州を歸化城東に、天德軍を包頭の西に比定された一篇の如き、また明の中葉に甘肅邊外の部族として知られた七克力を唐代の墨離とし、天山の東端哈密の北山地方に宛てた「七克力考」(桑原博士還曆記念東洋史論叢)の如き、正に氏の學風の一面向を表するものといへよう。「明末清初に於ける蒙古族の西征」(東洋學報、十一卷)は、蒙古オールドス部の酋長クトウクタイ・セツツェン・クングタイアの二弟が中央アジアに威を張つてゐたアクザル汗を討つた事件を初めとして、蒙古族の中央アジア侵入が蒙古帝國時代以後においても屢々見られたことを指摘紹介されたもので

あり、「土默特趙城の戦に就いて」(東洋學報、八卷)は歸化城方面にあつた土默特 Tumed 部と清朝との關係を論じ、前著内蒙古諸部落の起源に對する補正の一つと見られる。なほ同學士の「明代の蒙古と滿洲」(世界歴史大系、東洋中世史第四篇所收)は學士の數多い研究のエッセンスが盛りれてゐるから、甚だ便利である。

清朝の時代に入ると、蒙古の情勢も次第に變化を來した。支那人の蒙地への進出と開墾が顯著となり、清朝の植民實邊策が力強く作用し始めた。世襲の牧王の繩張りであつた旗(Hoshun)は全く清朝の統制下に置かれ、牧畜の民は無氣力化されてしまつた。しかるにロシアの勢力がこの地に加はつて來るに及んで、蒙古は露清間の組上に置かれ、急轉して最近における外蒙古共和國の成立に至る。これらの事情を傳へたものとして矢野仁一博士の「近代蒙古史研究」を挙げなければならぬ。固より近世蒙古は、民族的遺制の濃厚な社會と、資本主義・帝國主義・共產主義との複雑なる關係において幾多の未開拓の問題を残してゐる。また矢野博士の著書以外にも若干の研究書乃至報告書も數へられよう。しかしそれらは一切省略すると共に、蒙古史研究の紹介をも、この邊で打切りたいと思ふ。

最初、筆者は筆を執るに當つて、必ずしも目錄學的に周到な準備をしなかつた。従つていま氣付いてみると、東胡

や兀良哈の如き東蒙古の事情に立入り乍ら、同じくこの地に勃興した契丹に關する松井等學士の幾多貴重なる研究を擧げず、また中島竦氏の苦心に成つた「蒙古通志」も詳しく紹介できなかつた。まことに遺憾であるが讀者の寛容を乞ひたい。更に付言しておきたいのは、この一兩年來、平凡社が「世界歴史大系」を刊行し、誠文堂新光社においても「世界文化史大系」が續々上梓されつゝあることである。普及を目的とするこれらの叢書のお蔭で、從來やゝもすれば特殊の研究に偏つてゐるかの如くに見られて敬遠され勝ちであつた東洋史に概説時代が出現した。特に見透しをつけるのに甚で困難であつた蒙古・滿洲・中央アジアなどに關する知識が、平易に提供されるに至つたのは特筆に價しよう。勿論概論のことであるから、精細を望み得ないが、當面の蒙古史關係のみに限つてみても、それらは何れも單なる概觀の程度に止まらず、宛かも大部の著述を壓縮したかの如きものであつて、新研究や新説は隨所に見出すことができよう。筆者もその或部分を受つたものであるから手前味噌の嫌ひがあるかも知れないが、それは容赦して頂きたい。舊に和田清學士のもを紹介したが、一々の氏名や題名は煩を厭ふまゝにこゝでは述べない。讀者の宜しく原著について一見の勞を賜はらんことを望む次第である。

(松田壽男)

II 各國に於ける蒙古語研究

佛國ではレイ十四世が東洋研究に注目し、宣教師中の俊秀を選んで支那に送つて以來その資料の多いことその報告研究の類の多かつたことは他國の追隨を許さず、隨つて東洋研究の學者も多く、殊に佛國には天才的な言語學者が輩出して蒙古語に關する研究は尠くはないがそれは蒙古語の研究と云ふよりは寧ろ言語學の一部として研究が多く、何と云つても露國は地理的にも密接な關係にありシユミット T. J. Schmidt の昔より專賣物の觀があり、ヘルスツンスキー Golstunskii, ナンフスキー Kovaljevskii, ボズネフ Pozdniev, ニードネフ Rudnev, ツィユノフ Tsyhikov (ブリヤート出身)等の大家が踵を接して輩出して最近ではウラザミルツォフ Vladimirzov の如き俊秀が活躍し依然として斯界のリーダーシップを握つてゐる觀があつたが、先年ウラザミルツォフを失ひ、芬蘭に一大脅威を感じるに至つた。芬蘭の學者は母國人の祖先及びその原住地であると思はれるアルタイ、ウラル地方を研究する事が熱狂的と云へる程盛であり、元來この國の人々は人種が複雑である爲言語に對しては特別な興味を有してゐる。芬蘭の生んだ偉大なる蒙古學者ラムステット博士は之等の學者を引率ひて宛然露國の一大敵國の觀がある。

蒙古學

高級洋服
學校制服
婦人コート
一切調製



西澤洋服店

東京市豊島區巢鴨七ノ一六四三
電話大塚(86)三一六番(呼)
一四二二番(呼)

顧みて我國を見れば恠に寥然たるものがあり僅かに嘗ては東京帝大の宮崎道三郎博士、藤岡勝二博士、陸軍大學の鈴江萬太郎氏、滿鐵の大鏡鉦太郎氏、東京外語の田村良一先生によつて現在服部四郎氏、大阪外語の精松源一氏、東京外語の神谷衡平先生により代表されてゐる情態である。歐人の蒙古語研究は随分古く、邦人の想像以上に進歩してゐる。シユミットは「蒙古源流」の蒙古本を校正し獨譯を加へ時のザイ・ニコラス一世に奉つて有名であるが此の書の巻首の上表に特に莊嚴の文字を撰み、露國が蒙古の覇を脱し壓抑を離れて隆々勢威あるを頌し此の書を獻ずと見れば、此の書出でて百年現時露國の優勝の位置にあるを見れば、シユミットは恐く地下に微笑してゐることであらう。

歐洲に最も早く出版された蒙古語文法書はテヴノイ Thavenot の「蒙古語文法精萃」(一六七二年)である。當時の文法書が如何なるものであるか研究したら面白いことであらう。蒙古文法を基礎づけたのは上述のシユミットであつて「蒙古文法」(一八三一年)があり、又ホアロヴニコフ A. Bobrovnikov があつて彼には「蒙古・カルムツク文法」(一八四九年)の著がある。兩者共今から見れば發音の取方等に缺點もあらうが、今でも優れた著であると云ひ得やう。尙古くはガメンツ Gabelentz の「三合便覽」による「滿

蒙古語研究には大體二通りの系統があつて、その一はシ
Stalybrass のものがある。

蒙古語研究には大體二通りの系統があつて、その一はシ
ユミットの一派でヒール T. Feer, フイニ G. Puhli, プ
ンツ J. Budenz 等これに屬し、その二はボアロヴニョフの
系統でボズニエフ、カトヴィチ Kotwicz が居つた。

カトヴィチやルードネフ、コヴレウスキーの近著に至つ
てはズツと學術的な研鑽を経て非常に進歩した。ルードネ
フの「蒙古語文典」は山口茂一氏により邦譯され我々も直に
之を利用できる。以上の兩者はフォネチックに於て舊套を
遙かに脱し優れたものである。フォネチック研究で興味
あるのは古くはあるが、トルコ學の大家ラドロフ翁 W.
Radloff の「北方トルコ語の比較文典」とシユミットの「滿
蒙語の音韻變化」とがある。

芬蘭のラムステット博士は前に駐日代理公使として我國
にも却々知己が多い。その蒙古語研究は種々の角度より進
められ、蒙古の言語學史を綜合し、現代最も功績の多い人
である。その研究は彼の主宰するフイノ・ウゲル協會の雜誌に
載せられてゐる。今その二三を挙げれば「蒙古文語と庫倫
方言の發音の比較」或は「喀爾喀蒙古語の動詞變化に就て」
其他アフガニスタンの蒙古語を論じたかと思ふと、蒙古語
の代名詞を研究し、又は或方言の比較研究に迄論及し、最近

ではアルタイ諸語と朝鮮語や日本語との比較迄論及し「朝
鮮及日本語の二單語に就て」を發表してゐる。

二十世紀に入つて言語學は益々科學的になり、比較言語
學は頗る進歩して方言・土語或は他の言語との比較研究の
領域迄入つた。蒙古語の方言土語の研究は幾多の困難を伴
ふことは蒙古語の「方言」の所で述べたが、隨つてその研究
は未だ資料蒐集の域を出でず而もその得たる材料は僅かで
あつて未だ知られない所が多く、列底印歐諸語の如く華々
しい科學的研究には進めない。今茲に今迄調査された方言
の大體に就て述べよう。

先アリヤート語に就てシベリア研究の權威カストレン
M. A. Castrén, 一八五七年に書いたのを始めとして、バ
ント G. Bahlint, オネロフ A. Onov, ウオロシノフ N. A.
Voloshinov, ネードネフ、ツビエフ等により書かれたもの
があるが、新らしくはゴッス N. N. Puppe の諸研究、サ
ンシエフ G. Sanjev の「南アリヤート語の發聲」、等が見
えて此地方の言語の研究は次の喀爾喀語と共に最も研究さ
れてゐる。

普通蒙古語の研究と云へば從來喀爾喀方言を主としてゐ
たやうである。特に喀爾喀語として早くヴィタル Vialle
とセルセー de Bercey の簡易文法書、ラムステットのもの
(上述)、ウラザミルツォフの「庫倫、肯特地方の土語の研究」

(一九二七年)は新しく興味あるものだ。

西方蒙古のカルムツク語に就て古くボアロヴニョフのも
のは蒙古文法と比較したもの(上述)で、次にツウイツク N.
A. Zwick の「西方蒙古語文法」(一八五一年)、或はカトウ
イチのものが見える。

其他餘り推賞出来ないがスリーエ Surlie の南部蒙古の
オールドスの方言を書いたもの、北滿の達乎爾族の言語に關
しボツペとイワノヴスキーが簡單な研究を發表してゐる。
モステルト Mastert のオールドス方言の研究は簡單である
が教へる所が多い。最近に於て最も價值ある研究はウラザ
ミルツォフの「蒙古文語とハルハ語の比較研究」(一九二九
年)で蒙古語の學術的研究は彼を中心として新しく生れ出
ると見えて、先年忽焉として亡くなつてしまつたのは惜し
みても尙餘りあることであつた。

我國に於ては蒙古語研究は殆ど實用一點張りで大研究は
ない。文法書では村川清平氏の「蒙古語獨習」(明治四十
一年)が一番古く、次に橋瑞超氏の「蒙古語研究」、佐藤富江氏
の「蒙古語」其他で、比較的要を約した神谷先生の「蒙古語
入門」がある。

蒙古語の研究では大藪鉦太郎氏の「日本語と蒙古語」は
日蒙對照文法で興味ある研究である。伊徳鈞氏の蒙古語の
動詞語尾の研究は矢張り文法的研究の中に入るものであら

う。方言の研究として松岡、伊藤兩氏共著の「東部蒙古俗
語集」及び宮崎吉藏氏の「蒙古語旅行會話」は殆ど唯一
のものと云ふべく、下永憲次氏の察哈爾語に關しての研究
とが僅かに此方面を代表してゐる。學術的研究としては我
國史學界の最大權威たる白鳥庫吉先生の「朝鮮語とウラル・
アルタイ語との比較研究」(大正三年)及び出村先生の「滿洲
語及び通古斯語に於ける動詞轉化の接尾語に就いて」の中
に蒙古語との比較研究を發表し、我國のため氣を吐いてゐ
る。

我國は滿蒙との交渉が繁くなつて蒙古に關心を有するも
のが多くなつたが、扱て蒙古語を研究したくも良書が却々
手に入らない。實用を主とした會話書は篠崎軍吉氏の「日
華蒙」、韓穆精阿氏の「蒙古語初歩」、其他があるが之又却々
入手が出来ない。僅かに上述の神谷先生、下永憲次氏のも
の、竹内の小著「實用蒙古語會話」が市上に散見し、外書
ではワイメント Whyment の「蒙古文典」、施雲卿氏の「蒙
古語會話篇」等が入手出来るだけである。

次に蒙古語と所屬のアルタイ諸語との關係に就て十九世
紀の後半にシエット W. Schott, マン W. Banz, ウインク
ラー H. Winkler, グルンツヘン J. Grunze, ミューラー
F. Müller 等が研究を發表してゐるが、何れも不完全な基
礎の上に比較した結果今から見れば不十分な點が多い。最

近では寧ろその基礎となる音韻の比較研究がラムステット
 ネメット J. N. meth ホツペ等により促進された。我國に
 於ては上述の白鳥、田村兩先生の研究の外、東京帝大の小倉
 進平先生がアルタイ諸語と朝鮮語に就て研究されてゐる。
 最近ドニー Denny が蒙古語の言語の系統に就て「世界の
 言語」といふ叢書の中に極めて要領よく説明してゐる。我
 國では石濱純太郎の「滿蒙語の系統」の中に詳細に述べて
 ある。

蒙古語と其他の言語の關係に就て特にアリア語とに就
 てムンカーシ Munkacsi, フェネルホフ B. Finckhof の研究
 がある。或は粟特語の影響に就て米國の偉大なる唯一の東
 洋學者だつたラウフェル B. Laufer, ウラヤミルツォフ、尙
 ラウフェルはイラン語の蒙古語への影響を述べてゐる。ミ
 リオランスキー P. Milioranski はアラビア語の影響を考
 へた。其他古く影響したスキヤテン、干闥其他の諸言語の
 ことは省略し、茲に我が田村先生の「アルタイ語に及ぼせ
 る支那語の影響」を御紹介し次に移らう。

蒙古辭書の歐洲に於ける最古のものは瑞典のストラレン
 ヘル Strahlenberg の「蒙古・カルムツク字彙」(一七三〇
 年)、次に前述したシュミットの辭典が一八三五年に出てる。
 次に最近影印版として普及してゐるコワレヴスキの
 「蒙露佛辭典」(一八四四年)が出た。此の辭書は佛教用語を

入れ、西藏語、梵語を對照してゐてシュミットのものと共に
 現在でも最も良いものである。清瀾ゴルツンスキーの蒙
 露辭典は完全なものであるが石版刷で見難い。其他古く
 はツウィツクの「西方蒙古語彙」(一八五三年)、或は近時の
 ものとしてはポドゴルプンスキー J. I. Podgorbunskii
 の「露蒙アリアト語辭典」、ビムバエフ B. Bimbayev の
 露蒙及び蒙露の辭典、ボズニエフの「カルムツク露語辭典」
 等がある。最近ではモステルトの「甘肅の蒙古方言辭典」
 の大著の刊行を見た。

支那の一番古いものは明代の「華夷譯語」の中に蒐めら
 れた蒙古語の語彙、清代に入つては可成澤山の辭書が出た。
 その主なるものを挙げれば「蒙文彙書」「蒙文總彙」「三合便
 覽」或は蒙藏漢回五體合璧の辭書や漢音引きの「五方元
 音」等が見える。最近出たもので我々が容易に入手できる
 のは「五方元音」又は「蒙古分類辭典」「蒙漢辭典」であら
 う。

我國では東京外語の「蒙和辭典」を最初として大阪外語
 の「蒙和辭典」が出て、最今では鈴江萬太郎氏苦心の大著
 「蒙古語大辭典」が氏の中絶後は下永憲次氏の努力により出
 版された。その語彙の豊富の點全くコワレヴスキのそれ
 に優り蒙和、和蒙三冊の大本は洵に誇るに足るものであら
 う。鮮語對譯の「蒙語類解」は李朝の朝鮮より出てゐて珍

らしいものである。

文集に編まれた蒙古文獻の多くは露國より出版されてゐ
 た。支那では十八世紀已に木版のものが出されてゐる。歐
 洲で一番古いのはポポフ A. Popov の「蒙古文集」(一八
 三六年)とコワレヴスキの「蒙古文集」(同年)で、コワ
 レヴスキのものはボズニエフの「蒙古文集」(一九〇〇年)
 と共に貴重な文獻を含み、内容は佛教、歴史、法令の各部
 に亘り、兩者共簡単な解説が付してゐる。カルムツク文集
 ではボズニエフのもの、ホンホ Khenkho のものが見え、ボ
 ズニエフのものは非常に浩瀚で御伽話風のものを集め對譯
 が附されてゐる。アリアト語のものではトルコフのもの
 が見える。我國では鈴木萬太郎氏の「蒙古文範」は諸種の
 文例を挙げ専ら蒙古語學習で便利である。茲では其他教科
 書、公文集、會話書の類を省略する。

蒙古では大體三種の文字を使用した。

- 第一、回紇文字。チンギス汗一二〇四年より。
- 第二、八思巴文字。フビライ汗一二六九年(至元六年)よ
 り。

第三、現行蒙古文字。一三一一年(元の至大四年)より。
 尙今でも蒙古のラマ僧は文學語として西藏語を使用して
 ある。

第二の八思巴文字は言の成生の個所で大體述べたやうに

Sa-skya 族の h phas-pa h Lo-gros rgyal-mchan が元
 の世祖フビライ汗の時招聘され、西藏文字より蒙古新文字
 を製作した。これは敕書により公用文字として使用され、
 その新文字の教育のための學校が開かれ、大都の翰林院に
 於て此の字によつて支那の文書が澤山翻譯されてゐる。

回紇文字に書かれたもので現存してゐる最古のものはオ
 ノン河の支流ハルヒラ河で発見されたものでチンギス汗石
 とか、ハルヒラ石とか云はれてゐるものでシュミット、ア
 リヤト出身の學者バンザロフ D. Banzarov の研究があ
 る。碑文は當時の競馬に就て書いたものである。

十三世紀に十字軍が聖地脱還を試みた時それに應じた伊
 兒汗國のアルゲンとウルサエイト兩可汗の歐洲と交通し
 た蒙古文書が残つてゐる。之は最初佛のアベル・レミユザ
 Abel-Rémusat により翻譯され、シュミットが新しい蒙
 古文字に書き直して出版したのを最近露のクリューキン
 I. A. Kryukin が之を研究した。

同じく回紇文字で認めてゐる銀牌がダニエフ河の近く
 で発見された。之は欽察汗 Abul-laxan のものでバンザロ
 フが之を讀解した。又欽察汗 Toxtamés の一三九三年の敕
 書が発見されてゐる。

最近熱河で至元年間の回紇文字の碑文を京都帝大の羽田
 亨先生等により學界に齎された。

八思巴文字で書かれたものには一二八三年の藏漢と合璧の安西王の碑、二個の至元年間の碑、至大三年の武宗の敕書の碑等の外居所關碑が有名である。蒙古字韻」等はその文字が傳へられてゐて寺本婉雅氏がそれに就て書いたことがある。西人の研究にはワイリール A. Wylie やユット G. Huth 其他がある。

蒙古開國の歴史として貴重な文獻「元朝秘史」Houan-tsun ninchiha topohan はチンギス汗の時撰せられ太宗エゲテイ汗の時に續集が撰せられ、現在残つてゐるのは漢字で蒙古語の發音を取つたもので明代の譯が附してある。之は恐らく明代に蒙古語研究に用ひられたものであらうと云はれてゐる。之は我國では東洋史の鼻祖那珂通世先生により校註邦譯され「成吉思汗實錄」として出版されその文獻價値を發見した不朽の名著がある。「蒙古源流」は蒙古の緣起より蒙古の世系に就て並びに元明の帝王の事蹟を書いたもので、蒙文のものは一六六二年の編で當時の蒙古語を窺ふことが出来る。又同じ頃の蒙文史書 Man + pehi (黄金の書)が見える。蒙文の文法書に Jinkin-i to'ia と云ふのが傳られてゐる。清代の erdeni-eribe (寶の數珠)と云ふ清朝の活佛史、或は「ゲセル汗物語」、「英雄ヤンギル」等は蒙文の文獻として屢次利用されてゐる。其他多くの佛教經典があつて蒙古文學は殆ど總べて佛教的なものより成ると云は

れても過言でない。其他醫學、天文、言語に關するものがあり、稀には歴史、物語、詩話等がある。

尙茲に附言して置かねばならぬのは朝鮮に於て高麗朝より李朝の末期まで蒙古語學が研究された。元朝が朝鮮に大きな影響を與へたことは今更云ふ迄もないが、元朝が高麗の恭愍王の時に滅亡したにも拘らず、蒙古語學の研究は依然として續けられてゐたのは隣接の滿洲で蒙滿漢三族が常に其後も三つの大きな勢力であつたからであらう。而かも朝鮮文字譯文の制定は滿洲文字と共に多分に蒙古文字の影響を蒙つてゐると之はされてゐる。李朝の外國語の機關として司譯院は漢、倭(日本)、女眞と共に蒙古を併せて四學と稱し研究させ譯官を養成させてゐた。該蒙學譯官の採用試験には「王可汗」以下十六種の讀本が使用され、辭書として「蒙語類解」があり、「蒙漢韻要」や「捷辭蒙語」なる書もあつて蒙古語の要素が朝鮮語にも大分見える。

最近言語學界では比較言語學が頗る進歩し、從來のやうに蒙古語研究と云へば文章の分解研究或は文語的の文法や方言の獨立的研究は舊式となつて、古い文獻的研究や方言土語の比較研究の領域迄進んだが、蒙古語の古文獻は上述したやうに印歐語のやうに古くより明瞭には殘されてゐないし、方言、土語には澤山の外來語の分子があり、而かも調査未完のものが多いため充分なる活躍を示してはゐない。

隨て共通原語の研究は全く將來の課題として殘され、現在ではその資料の研究、調査等が主たるものである。

- 今茲に最近に於ける研究に主なるものに就て挙げれば、
- A、ウラザミルツォフ「庫倫、肯特地方の土語の研究」(一九二七年)
 - B、同「古代トルコ語及び古代蒙古語の接尾語」(一九二九年)
 - C、同「蒙古、土耳其の古代語の母音に關して」(一九二四年)
 - D、同「蒙古文語と喀爾喀語との比較文法」(一九二九年)
 - E、ボツペ「チュワシ語と蒙土語との關係」(一九二五年)
 - F、同「アキンスキー地方のアリヤート語」(一九三二年)
 - G、同「達乎爾方言」(一九三〇年)
 - H、同「蒙古語の數詞に就て」(一九二七年)
 - I、クリューキン「チンギス汗」の石碑に刻せられたる古代蒙古文字に就て」(一九二七年)
 - J、サンシエフ「蒙古語と滿洲語の類似に就て」(一九三〇年)
 - K、ラウフェル「女眞語と蒙古語の數詞」(ツーマ回教經典第一卷中)(一九二五年)
 - L、ラムステット「アルタイ語の蓋口音化に就て」
 - M、サウヅジヨ Saivagot「ウラル・アルタイ語の語彙に關する研究」(一九三〇年)

- N、シロコフ S. Shirokogorov「人種學及び言語學上より見たるウラル・アルタイ語の傳説」(一九三一年)
- O、ウラザミルツォフ「十四世紀のゲルヤ人の蒙古語に關する著述」(一九一七年)
- P、ペリオ Pelliot「蒙土語に表はれたる動物名」(一九三一年)
- Q、モステルト「甘肅省の蒙古人とその言語」(一九三一年)

以上はその一斑を示したに過ぎない。最近蒙古語研究に就て最も活動してゐる研究機關は露國ではレーニングラードの學士院で、その報告 Izvestiya Akademii Nauk には多くの論文が載つてゐる。次に浦鹽の極東大學の東洋學部で種々の單行本、論纂 Trudy を出してゐる。又イルクーツクの國立大學では論叢 Sporniki Trilov が出てゐて、教授の研究が澤山發表されてゐる。以上の機關に對して大きな對立的存在は芬蘭のヘルシンキのフイノ・ウゲル協會で、その雜誌にはラムステット博士等の多くの研究を發表してゐる。最後に我國に於ける最近の興味ある蒙古語研究に關する著作では、東京外語の千葉勉氏の音聲學上の研究「蒙古語」(實驗音聲學上より見たるアクセントの研究)七三―八〇頁、一九三五年)及び航空研究所の小幡重一博士の矢張り音聲學上の物理的研究が發表されてゐる。(竹内幾之助)

III 蒙古考古學

一、緒言

蒙古は興安嶺によつて、東方の現在滿洲國に屬する熱河蒙古と、西方の内外蒙古の高原とに二大別される。而して古來蒙古民族は蒙古高原を中心に勃興した場合と、熱河興安嶺地方を根據として興起した場合とあつて、その各々の場合の民族的特質に稍々相違が認められる。即ち寧ろ地理的歴史的に觀る時、熱河蒙古と高原と北支那との中間地帯として認識さるべきものである。また考古學上より見ても、古代文化に於いて熱河蒙古のそれと蒙古高原のそれとの間にはかなり相違した點が存する。然し廣く東亞全體より論ずれば、蒙古には蒙古全域に共通な特異な文化即ち遊牧民の文化が古代より主流をなし、支那本部及び南滿洲の農耕民の文化とも、東部並びに北部滿洲及び西比利亞の狩獵民の文化とも異つた事實が窺知されるのである。以下、私は主として考古學上の遺蹟遺物により、また文献によつてその缺を補ひつゝ、蒙古の古代文化を略説しようと思ふ。

二、蒙古の新石器時代文化

興安嶺以西、陰山以北、サーヤン、ナプロノイ山脈以南、

アルタイ山脈以東の廣漠たる蒙古高原は殆ど一面に沙漠草原的地貌を呈し、其處には河川沃野地帯たる支那中原、南滿洲とは全然異り、森林河川地帯たる北滿、西比利亞とも稍々趣を異した新石器時代文化が存した。

その蒙古高地の新石器時代文化の探査は一九〇六年（明治三九年）より同八年に亘る我國の鳥居博士のそれを始として、一九二〇年以降内外の學者探檢家によつて競つて行はれ、今や殆どその第一期の豫備的調査を完了した状態に在る。而してその結果は略々全蒙古高原が共通な、然かも頗る單純な新石器時代文化の普通した地であることを推測せしめた。

蒙古の新石器時代遺蹟は所謂砂丘遺蹟で、多くは砂丘表面に遺物が散布してある純然たる散布地である。而してかくの如き砂丘遺蹟は蒙古高地上至る處に弘布してあるやうであるが、就中湖畔、河邊、或は往時の湖畔、河邊に沿つて濃密な分布を示してある。恐らく蒙古の新石器時代人も水草豊かなオアシスの如き水邊を選んで居住したのであらう。例へば外蒙古のシャバラク・ウス谿谷や、内蒙古錫林郭勒のフールチャガン・ノール、シャラ・ノール湖畔等の遺蹟は新石器時代人住居址の顯著な例である。其處には谿谷に沿ひ、湖畔をめぐる砂丘上の風蝕窪地に常に夥しく彼等の殘した土器石器類の散布が見出される。また錫林郭勒のチャ

イタム・ノール遺蹟の如きには、石皿を利用して作られた爐址もあり、その周圍から伸展葬の骨も發見されてある。これら蒙古高原より出土する石器は、滿洲支那方面のそれと異り、細石器と云はれるものが主體をなしてある。それは瑪瑙、碧玉、玉髓等を材料として製作された極めて小形の石器で、その形式の種類として石刃 (Jame)、尖石 (Pointe) 石匙 (Grattoir et racloir)、石核 (Nucleus) 等があり、石刃の如き小なるものは長さ一、二釐、大なるものでも五、六釐程に過ぎない。(一圖)かゝる細石器の分布こそは蒙古高原に於ける新石器文化の特色をなすものであるが、その分布區域は獨り蒙古の高地に限らず、實はその西方に連る支那領トルキスタン、續いて露領トルキスタンにも、更にペルシヤ各地からメソポタミア、パレスチナ、エジプト、サハラ沙漠に至るまで弘布してある。また北は蒙古高原の北方に連るシベリア一帯の地方に發見され、更にウラル山脈を越えて中露、南露、ポーランド、ハンガリーに分布する。かくて細石器の分布區域はユーラシア、アフラシアの極めて廣大な地域を掩ひ、その中には森林地帯及び沃野地帯の一部をも包含してはゐるが、その中心地がユーラシア、アフラシアに楔形に横はる彼の大沙漠草原地帯にあり、細石器の見出される森林及び沃野地帯がその大沙漠草原地帯に隣接した地域であることも容易に觀取出来るのである。かくて細

石器は地理的には沙漠草原地帯に、歴史的には遊牧民の居住移動した一帯の地域に分布するものであつて、要するに蒙古高原の細石器文化は實にそれら沙漠草原地帯を馳驅した遊牧民族によつて構成された一種の新石器文化の最東端に當るものに外ならない。かくしてこの細石器は恐らく牛馬羊等の大群を飼ひ、羚羊鹿兎狼等を狩つて食用に供した遊牧民が、その食事の際獸類の肉を割り、皮を剥ぎ、骨を切るのに主用したものであらう。石刃の如きは骨或は木の柄に一列に嵌入されて、鋸、ナイフ等に使用されたことが既に西南蒙古に近い甘肅省西寧縣朱家寨に於いてアンダーソン氏によつてその例が發見されてあるのである。

次に細石器に伴出するものに石皿、環石、石棒等の磨製大形石器がある。これらの磨製石器もユーラシア、アフリカの沙漠草原地域に多い磨製石器類であり、こゝでも細石器と共に同一文化圏の東端に屬することを物語つてある。土器には三種類ある。一は粗質で種々の線紋ある赤褐色、黒褐色の土器、二は漢式土器或は漢式類似の硬質土器、三は櫛目紋土器である。第一類に屬する粗質土器は細石器に伴ふ本來の土器で、蒙古高地に廣布してある。第二類の漢式土器、硬質土器と云ふのは普通の漢式黝色土器、或は六朝時代の所産と思はれる土器と甚だ類似したもので、屢々押型紋が施されてある。かゝる土器の出土は蒙古高原の細石

器文化が一つには甚だ古い時代から、漢、六朝時代までも續いてゐたことを示すものであり、また一つには漢代に至つて支那文化の影響を受けたことを示すものに他ならない。更にシヤラ・ノールからは少數の兩形土器片が出土する。この兩形土器は支那先秦時代の特色ある所産であるが、それが蒙古高原から出土することは早くも漢式土器の蒙古高原に入る以前に、兩形土器を主體とする支那文化が入つてゐたものと見ることが出来る。然しながら蒙古高原から出土する兩形土器の紋様は支那から發見されるそれと趣を異にし寧ろ北方的な要素をもつてをり、これは器形を支那から得たにしても、尙ほ紋様に於いて彼等獨特の北方的要素を加へたものと認められる。第三類の櫛目紋土器とは、土器表面に櫛目様の平行點線の幾何學紋様がつけられてゐる土器で、この種の土器はロシアを中心には北歐、東は中露よりシベリアに及んで、その新石器時代、青銅器時代の初期を特色づけてゐた土器であるが、蒙古に散布する櫛目紋土器もこの系統に屬することは明瞭である。かくする時には蒙古の新石器時代文化には支那文化の波及と等しく、シベリアを經由しての北方ユーラシア文化の流入も認められるのである。

さて、以上述べたところを綜合すれば、蒙古高原の新石器文化は古代東方に起原を有ち、それより東方メソポタミ

ア、バルシヤ、トルキスタンと沙漠草原地帯に行はれて來た細石器文化の東端に位し、獨特の遊牧民的新石器文化を形成してゐる。然しながら地域的に支那、滿洲、シベリアと隣接した蒙古の文化は純粹に細石器文化のみではなく、多くの外文化が入り込んで特殊な新石器文化を構成したのである。即ち南に連る支那内地文化の影響は兩形土器、漢式土器の廣布で知ることが出来、また北方文化の影響は櫛目紋土器の伴出で明白である。而して蒙古高原に於ける細石器文化の年代の上限は何時頃であらうか。一體細石器の發現は歐洲では舊石器後期に屬し、所謂中石器時代に至つて極盛したが、東移するに従つて次第に年代を新しくしたやうである。蒙古高地に於ける細石器文化年代の上限は露領トルキスタンのアナウの遺蹟に於ける細石器文化が、その層位的研究の結果、前十世紀とされてゐるのを參考とし、それよりも若干遅れるものと見なければならぬ。然しながら、この細石器文化が土器を伴ふようになつたのは、伴出する粗質土器の性質から見て、大體支那の新石器時代に相當のものであらう。而して蒙古の細石器文化は近隣諸地方の文化の發達を他所にその後も依然として繼續した。かの漢代或は六朝時代のものとも考へられる土器片が細石器に伴出するのは、この頃までも一般には細石器の使用が行はれてゐたと見るべきである。もとより、この間、後述する

如く内蒙古綏遠地方を中心に、蒙古高原と黃河流域平原との中間地帯、所謂長城地帯に於いてスキート・シベリア式青銅器の使用が起り、また匈奴の貴族は前漢末後漢初頃即ち西曆紀元前後既に鐵器を主用し、漢文化と西域文化との粹を受入享樂して自ら別天地を作つてゐたことは、かのノイン・ウラの匈奴の墳墓發掘の結果闡明されたところであるが、一般遊牧民には王族の示すやうな豪華な生活はもとより、青銅器の使用も行き渡らず、依然として遊牧生活に便利な細石器を生活の主要な用具としてゐたものであらう。一方興安嶺以東の熱河の新石器時代文化は如何なるものであつたか。その考古學的調査は鳥居博士によつて初められて以來、リサン師・テラール師等による林西の遺蹟の調査濱田博士主宰のもとに行はれた東亞考古學會の赤峰の遺蹟の調査等があつて今日稍々闡明された。而してその結果、熱河には蒙古高原よりの細石器文化の波及と共に、早くより北支那及び南滿洲の磨石器文化の直接的影響が濃厚で、其處に前者の遊牧的な文化と後者の農耕的な文化との錯雜した特殊な文化相を現出したのである。然かも細石器文化の遺蹟が比較的低い砂丘上に多く見出され、磨石器文化の遺蹟が比較的高い黄土の堆積した丘陵上に普通發見されることは、兩文化の享有者の住居地に相違があることを暗示するものとして注目に値する。私は私自身が少しく調査し

た林西の遺蹟によつて、熱河の兩石器文化の様相を略説しよう。

林西の新石器時代遺蹟は、リサン師とテラール師によつて發見され、其處の示現する文化に農耕的なものがあることは夙にその「支那新石器時代の二の農具に關する紀要」(Note sur deux instruments agricoles du Neolithiques de Chine, l' Anthropologie, tome XXXV)に於て論じられ、其處より出土した特異な形式の大形石器を擧げて、それが鋤犁の用途を有つた耕具であると考説した。私が調査した限り、林西には砂丘上の遺蹟と黄土の堆積した丘の上の遺蹟との二種類の遺蹟が存し、その出土遺物にも互に相違があるやうである。即ち林西城南の砂丘遺蹟に於いては細石器その他の打製石器が多數存在するのに對して、城西の黄土丘上の遺蹟に於いては不思議に細石器が稀少で、之に反して磨製石器或は半磨製石器が大形打製石器と共に極めて豊富に發見され、そのうちにリサン師・テラール師等が認めて耕具となした鋤犁用石器も存するのである。斯くて林西の隣接した二遺蹟に於いて、互に異つた遊牧文化的な遺蹟と農耕文化的な遺蹟とを觀ることが出来、然かも兩遺蹟よりは共通した遺物も出土してをり、兩者が或る年代併存したことは明瞭である。而して農耕文化的遺蹟よりは前述の鋤犁用大形石器の他石庖丁、石斧等農耕用具と認

められる多くの石器を出土し、而してこれらは支那本部・南滿洲に於ける新石器時代文化と林西のそれとの間の密接な關係を指示してある。かくて林西は興安嶺の東側中腹にあり、熱河蒙古の最奥地に位置してあるに拘らず、其處に堆積した黄土の丘の上には、蒙古高地上の沙漠草原地帯の遊牧文化とは其の本質を異にし、寧ろ北支那・南滿洲の新石器時代の農耕文化と連絡ある文化が存在した事實を示してあるのである。而してそより出土する土器はその事實を一層明確にするものがある。即ち第一に彩色土器が出土する。その量は比較的少いが、多くは碗形土器で、上縁部を赤色の紋帯で飾つたもの、黄橙色の地色に黒色で平行斜線の畫かれたもの等があり、またこれ等と共に赤色を土器面に施したのみのもも出土する。而してそれらの彩色土器が赤峰の紅山、錦州の沙鍋屯、山西の萬泉縣、西陰村、河南の仰韶、秦王寨等出土のそれと同類で、遠く古代東方の農耕文化に起源するものであることは論を俟たないのである。然しながら、林西の彩色土器が比較的簡単な紋様を有ち、その色彩も美麗でないのは、その發達の北支那に於ける程著るしくなかつたことを示めし、その點朝鮮雄基貝塚出土の彩色土器に近い。第二にこの彩色土器に伴つて黒褐色或は黄褐色の粗質手捏製の土器が出土するが、それらは多くは鉢形、甕形、筒形の土器で、その文様は繩文系統の

文様を示めし、そのうちに沙鍋屯發見の彩色土器伴出の粗質土器の紋様と全く一致したものがあつて、林西の農耕文化的遺蹟の示現する新石器時代文化が北支那及び南滿洲のそれと近似して、寧ろ後者の新石器時代文化圏の一分派と認むべきことを明示する。一方沙丘上に見出された遊牧文化的遺蹟は蒙古高原上のそれと全く同似して、熱河に於いては農耕的遺蹟と遊牧的遺蹟とが、宛かも今日その黄土地域に於いて漢人が耕作し、その砂丘地域に於いては蒙古人が牧畜し、農耕地と遊牧地とが相並存錯綜してあるが如き状態が古くより存した事實を示めすのである。而してシラ・ムレン河以南の熱河の蒙古に於いては益々北支那・南滿洲のそれと同似した新石器時代文化が優勢になり、其處に彩色土器のみならず、甕形土器の夥多な存在が認識され、かくてシラ・ムレン河、殊にラオ・ホ河以南の熱河蒙古は殆ど全く北支那及び南滿洲の農耕的新石器時代文化圏に屬するものゝやうである。然し、その處々に於ける細石器の存在は蒙古高原よりの遊牧的新石器文化の波及を示めし、その南端は今日知られてある限り北平附近まで及んであるのである。一方その東端は未だ明白でないが、少くとも鄭家屯附近までは蒙古高地の細石器文化が東漸してゐた確證があるのである。

なほ呼倫貝爾の新石器時代遺蹟に就いては、海拉爾附近

その他に於いてトルマチョーフ氏、ルカシエキン氏、駒井和愛氏、水野清一氏、三上次男氏等の調査があり、其處に細石器文化の繁榮した事實を闡明したが、同時に蒙古高原に於いては全く見出されず、西比利亞に於いては寧ろ普通な骨角器類(骨針、骨銛等)の夥多な併出は、其の使用者が牧畜と共に魚獵に従事したことを示めし、その文化系統が寧ろ西比利亞の新石器時代文化と親縁な關係にあることを思はせるのである。

要するに蒙古の新石器時代文化は遊牧的な細石器文化を基本とするが、その純粹な様相は蒙古高原に於いてのみ見出され、熱河或は呼倫貝爾等にあつては隣接した地域よりの異質的文化の流入混在が認められ、其處に民族としても恐らく單一でない、即ち遊牧民族と農耕民族、或は遊牧民族と魚獵民族との雜居の状態が既に古く新石器時代に溯ることを推測せしめるのである。

参考文献

- 1 R. Torii; Populations primitives de la Mongolie Oriental, Tokyo 1914.
- 2 N. C. Nelson; The Dune dwellers of the Gobi (Natural History, vol. XXVI, no. 3,) 1926.
- 3 R. Ch. Andrews; The New Conquest of Central

Asia (Natural History of Central Asia, vol. 1) New York 1932.

- 4 E. Licent; Les Collections neolithiques du Musée Hoang ho Pai ho, Tien Tsin 1932.
- 5 Sven Hedin; Rätsel der Gobi, Leipzig 1931.
- 6 B. Petri; Altertümer am Kosogol in der Mongolei, Irkutsk 1926.
- 7 V. G. Tolmatcheff; Ruins of Neolithic Age in the Vicinity of Harlar, Harbin 1928.
- 8 水野清一氏江上波夫「蒙古細石器文化」(内蒙古長城地帯第一篇)昭和十年。
- 9 小牧實繁氏、水野清一氏、駒井和愛氏、江上波夫「蒙古多倫淖爾に於ける新石器時代の遺蹟」(人類學雜誌第四十六卷第八號)
- 10 江上波夫「石器時代の東南蒙古」(考古學雜誌第二十二卷第四・五號)
- 11 水野清一氏「鄭家屯西北砂丘地帯の一遺蹟」(人類學雜誌第四十七卷第八號)
- 12 八幡一郎氏「熱河省南部の先史時代遺跡及び遺物」(第一次滿蒙學術調査研究團報告)昭和十年刊
- 13 原田淑人氏「滿蒙の文化」(岩波講座東洋思潮所收)昭和十年刊。

14、水野清一氏「滿蒙新石器時代要論」(考古學増刊)昭和十年刊。

右の原田、水野兩氏の著作は蒙古の新石器時代文化を要領よく説述したものととして最も擧ぐべきもので、拙稿も多くそれに據つた。記して謝意を表す。

三、綏遠長城地帯・熱河の青銅器文化

蒙古高原を中心に、かくの如くその住民の間に新石器の使用が未だ盛行してゐた頃、一部では青銅器の生産、使用が始められた。その青銅器文化は綏遠を中心に長城地帯に弘布し、熱河に及んでゐた。かくてその文化に綏遠(式)青銅器文化なる名稱が與へられてゐる。而してその青銅器文化は支那古代の青銅器文化とは本質的に異り、所謂スキト・シベリア文化の系統に屬するもので、その器形、意匠、鑄造等に甚だ顯著な特異性を具有してゐる。

先づその青銅器の主なる種類を擧げると、刀子、劍、斧、鏃、馬具、飾金具、鏡、容器等で、何れもスキト・シベリア文化的特色を示し、次の如きものである。(2圖)

刀子。刀子は全青銅利器のうちでその數最も多く、大部分は刃部が内そりになつてゐるが、なかには刃部の先端のみが急激に外曲してゐるものもある。柄頭には多く圓環がつき、然らざるものには孔が穿たれて懸垂に便となつてゐる。この柄の部分及び柄頭には獨特の紋

様が附され、それに動物紋と幾何學紋とがある。而して柄頭には寫實的動物形、或はその頭部の形をつけた優品がある。

劍。兩刃の短劍で、その鏑・柄及び柄頭には小刀より一層複雑美麗な裝飾があつて、柄には透彫りのものがあり、柄頭には特に寫實的な動物紋がつけられ、時には二匹の動物が對稱的に置かれてゐる場合もある。かく綏遠青銅器の劍は形式・紋様何れも獨特であるが、なほ支那の銅劍と類似した様式を有つたものもあつて、遠青銅器文化と支那青銅器文化との間に交渉連絡の存在した事實を暗示してゐる。而してこれらの劍は幾何學的透彫紋様のある特異な劍鞘を有つてゐる。

斧。斧は袋穂のある矩形のそれで、大體幅の廣い厚手のものと、細長い薄手のものと二種ある。斧の上縁部は屢々幾何學形紋様で飾られてゐる。

鏃。鏃は三角錐形の所謂スキタイ式鏃が大部分を占め、その他に柳葉形鏃、三角形鏃等の古式の鏃がある。

馬具。馬具は馬面・鞍・鐙・革金具等種類極めて多い。而して革金具としては筒形金具、辻金具、釧等があつて、綏遠青銅器獨特の形式と紋様とを有ち、何れも馬具の革紐を裝飾したものであり、かくの如く馬具類の豊富なこと、この文化の享有者が馬匹と最も縁の深い遊

牧民たることを明證するものである。

飾金具。飾金具は非常に多く、そのうちには藝術的作品として頗る高く評價さるべきものを含んでゐる。ち馬、馴鹿、駱駝、羊、山羊、牛、猪、食肉獸等の動物の姿態がそこに或は生き生きと自然に表出され、或は巧妙に圖案化されて鑄出されてゐる。殊に、動物の争鬪を現はした特異な圖紋、例へば猛禽が四足獸を襲撃してその腹部に喰ひついてゐたり、或は食肉獸が野馬を喰み殺してゐたりする圖紋はスキト・シベリア系藝術に特有なもので、如何にこの藝術の創造者が動物の生活に興味を有つてゐたかを示めすものである。而してこれらの飾金具には何れも革具その他に縫ひつける爲に鉋座がついてゐる。

鏡。鏡には素紋の平板鏡と漢式鏡の仿製鏡とがある。何れも縁が高くなつてゐないのが特色である。

容器。銅容器の銅質は著しく粗悪であり、特に鑄造技術は拙劣で鑄損の孔を上から不細工に修理してゐる。器は専ら深鉢形のものが多いが、稀には支那の銅器即ち爵、盃等の形式を模倣したものも見られる。これらの銅容器は圓環或は方形、兩耳を有ち、圓足のついたものもある。表面の裝飾は何れも幾何學紋で、二條の浮線を以て胴部を飾つてゐるのは北方式土器の紋

様と類似してゐる。この形式の銅器のうち圓環耳のものには南露からシベリヤを経由して綏遠に流傳したものであり、方形耳のものは逆に綏遠からシベリヤ、露西亜を経由して、シベリア、ハンガリーに及んだもので、ユーラシアに於ける民族の東西移動を暗示してゐる。

以上の如く、綏遠を中心に長城地帯一帯、更に熱河に及んでゐる所謂綏遠(式)青銅器は概して器形が小さく、薄手の製件であり、紋様に非常に巧みに動物を使つてゐるのが特色である。然しこの動物意匠の施された青銅器の使用は決して綏遠に於いて始められたものではなく、最初南露に住したスキタイ人等によつて好んで用ひられ、その後シベリアの曠野に入るに及んで、イェニセイ河上流のミクシンスク附近を中心に益々發展し、所謂スキト・シベリア文化なるユーラシアの遊牧民の金屬文化を構成するに至り、綏遠青銅器文化は實にミクシンスクを経由して蒙古南邊に波及したその文化の東端を示すものに外ならないのである。

然し、綏遠青銅器文化は決してミクシンスク文化の單なる模倣ではなく、そこには前者と異つた地方的特色が存し、また支那の青銅器文化との交渉によつて幾分その影響をうけてゐる點も認められる。然らばかかるスキト・シベリア青銅器文化を將來し、また綏遠・長城地帯に於いて之を發展せしめたものは何民族かと云へば戰國漢代蒙古に強盛を

誇つた匈奴族であつたらうと考へられる。また熱河に於けるこの系統の青銅器文化は匈奴と對立した東胡の所産と推測される。而して綏遠青銅器の盛行した年代はミ×シンスク或は支那の青銅器等との比較研究によつて、大體西紀前五〇〇年から一〇〇年頃までの間と思はれる。

また一方ではこれらの銅器の研究によつて、その所有者たる匈奴或は東胡等の日常生活も窺はれる。即ち彼等が銅斧、短劍、鐵などの利器を盛んに使用したことは、即ち武器として飛兵と短兵とを主用したことを示し、彼等が弓矢を主とする騎戦の巧者であつたことを物語る。然も馬具類の豊富なことは、益々彼等が騎馬の民族であつたことを裏書きし、殊に各遺物の顯著な磨滅は馬上常用の器具として適はしい。また内反りの刀子の夥しい發見は肉食の遊牧生活を想はせ、その革金具の豊富なことから遊牧民らしい皮革細工の發達を推測することも出来る。容器としても雙耳の銅鏡のみが流行したことは確かに携帯に便で、彼等の遊牧的移動生活に適したからと解せられる。動物意匠の隆盛——殊に多く現れて來る馬の圖紋は彼等が如何に馬匹に深い關係を有つてゐたかと云ふことを示し、その他牛、羊、山羊等が紋様として普通に見られるのは、これらの諸動物が當時家畜として飼育されてゐたことを物語るものに外ならない。また動物争鬪紋の如きは彼等が日常見聞したこと

の如實な反映であり、鷹鷲が野獸を襲撃してゐる構圖の如きは、後世漢北一帶に盛行した鷹狩と考へ合されて興味をそよるものである。また綏遠青銅器文化が本質的に北方ユーラシアに廣布した文化と類似してゐることは、その所有者たる匈奴或は東胡の文化乃至生活様式がユーラシアの他の遊牧諸民族のそれと根本に於いて大差なかつたことを肯定せしめるのである。然しながらこの青銅器文化が蒙古高原一般に行はれてゐたのではなく、高原一帶の地では依然として細石器使用の文化が主として行はれてゐたことは前述した如くである。

参考文献

- 1. J. G. Andersson; *Hunting Magic in the Animal-Style* (The Museum of Far Eastern Antiquities Stockholm, Bulletin no. 4) 1929.
- 2. M. Rostovtzeff; *Le Centre de l'Asie, la Russie, la Chine et le Style animal*, Prague 1929.
- 3. A. Salmons; *Sino-Siberian Art in the Collection of G. T. Loo*, Paris 1933. 但しこの書は綏遠青銅器の圖録として見るべきもので、その所説は誤謬に満ちてゐる。江上波夫「ザルモニー氏、支那西比利亞美術」(東洋學報第二十三卷第二號、參照)。

- 4. J. Werner; *Zur Stellung der Ordosbronzes (Eurasia Septentrionalis Antiqua IX)* Helsinki 1931.
- 5. 水野清一氏江上波夫「綏遠青銅器」(内蒙古長城地帯第二篇) 昭和十年。

三、漢代匈奴の貴族文化

北狄の雄として東亞に最初の大勢力を形成し、漢民族と對立して或は抗争し或は和平し、常にその大患となつた遊牧民は即ち匈奴である。彼等は戰國の世より蒙古高原の南邊を中心に漸く興起し、秦が六國を滅して中國を統一する頃、頭曼單于出でて諸部を總帥し、その子冒頓單于に至つて、東は熱河に據つた東胡を討ちてその王を殺し、西は祁連、敦煌の邊に蟠居した月氏を征してこれを破り、南はオルドス附近に居た樓煩、白羊、河南の王等を服し、北は渾庖、屈射、丁靈、隔昆、薪犁等の地即ちオルコン河畔よりイニシセイ流域地方一帯を服屬し、更に南のかた燕、代の地に侵入して之を反撃せんとした漢の高祖を平城に圍み、大いに漢軍を苦しめた。ついで文帝前元六年に彼が死んで老上單于が嗣立し、月氏を擊滅して之を遠く西方に追ひ、河西即ち甘肅地方を經略し、匈奴と羌(西蔵族)とが聯合して漢を犯す機縁を作つた。斯く戰國末より漢の初めに亘つて匈奴の勢力は大いに伸張し、東は熱河蒙古より、南は山西

北部を含めた長城地帯及び河套地方、北は外蒙古・シベリアの一部、西は甘肅地方までも掩有し、西域諸國もその隸屬下に立つに至つたのである。實に前述の綏遠青銅器文化の極盛期を歴史的に見れば、この頭曼、冒頓、老上三單于時代に相當するものと思はれる。

然るに斯く興隆に赴いた匈奴を挫き、その頽勢を致したものは武帝の外征であつた。實に武帝は北邊の宿敵匈奴の討滅を以て畢生の大事業となした。固よりこの事は一朝にして就らなかつたが、元朔元年間に衛青、霍去病等をして匈奴の左翼を斷ち、河南、河西の地を殆ど漢の領有に歸せしめ、單于庭をして遠く漠北に轉移せしめたことは、獨り匈奴の威力に大打撃を與へたのみならず、その文化にも一大轉機を與へる結果となつた。即ち、それまで綏遠地方に繁榮した匈奴の青銅器文化が今や凋落衰微の運命となつた。而して單于庭が漠北に移つてから漢南、漠北の匈奴諸部族の間に漸次分解分離の傾向が現はれ、宣帝の時呼韓邪、郵支兩單于が對立抗争したのを劃期として、漢南の匈奴は漢に稍々歸服し、その文化を享受しようとする趨勢になつた。そしてこの趨勢は間接に漠北の匈奴にも影響したやうである。即ちこれより以後の匈奴間に漢文化が浸滲することになつた。一方匈奴は東方の烏桓鮮卑——東胡の後裔——から毛皮類を徵稅し、西方の西域諸國から馬畜旃罽の

類を得て、斯くて前漢中期より後漢光武帝の時南北匈奴の分裂に至るまでの匈奴はその物質的文化に於いて外國の所産を多く享樂し、その風は彼等の貴族階級に於いて特に顯著であつた。而して北蒙古ノイン・ウラに於ける匈奴の墳墓よりの出土品は當時の彼等の貴族文化を遺憾なく窺知せしめる。

この古墳の所在地は庫倫の北方百軒ばかりのノイン山脈中に在つて、古墳は三つの古墳群に分れ、その總數二百餘基に及んでゐる。而してカズロフ氏に率ゐられた蒙古西藏探検隊は一九二四年そのうち約十基を發掘して、その木柩の構造を明にすると共に、其處より絨氈、毛織物、絹布、漆器、玉器、銅器、黄金飾板等頗る貴重珍稀なる遺物を多數採取した。墳墓は丘陵の中腹を三十五尺乃至五十尺掘り下げ、その墓壇の下部に木柩を安置し、その中に木柩及び副葬品を入れたものである。木柩は漢式のそれに類似すると共に、シベリアの大丘墳の木柩とも同似し、その形式の系統を何れとも決し難いが、木柩は全く漢制に出でてゐる。即ち木柩は木材を組合せて、その合目を千切で留め、外面に漆塗したもので、この種の漆棺は朝鮮に於ける漢代の遺蹟即ち平壤樂浪の古墳に於いても見られるが、ノイン・ウラ發見のものゝ如きは表面に飛禽等の漆畫すら畫かれてゐる。また柩内には種々な副葬品が入つてゐたが、

この副葬品こそ當時匈奴の貴族が如何なる物質文化を享受してゐたかを如實に現示するものである。以下これら古墳出土の遺物に就いて略説しよう。(3圖)

先づ第一に顯著なものに織物類である。それに絹布と毛織物との二種があり、何れも多くは美しい刺繡、或は織出紋様が施され、これらの紋様或は織法等によつて、それが當時の何れの地方の所産であつたかを明確にされる。即ち絹布は明かに漢代の支那製品で、當時繡、錦、羅、刺繡等と呼ばれたものに相違なく、就中繡は多彩にて山雲鳥獸神僊等の複雑な紋様を織出したものであり、刺繡は同様の紋様を多彩の糸で刺施したものである。而して、そのうちかの流雲神僊の織出紋様の間に「新神靈廣成壽萬年」の銘文が織出された繡は殊に著名で、銘文によつてこの絹布が新の王莽によつて匈奴の王延へ贈遺されたものであることが推測され、同時に出土した漢の漆器に建平五年の銘のある事實と相俟つて、ノイン・ウラ古墳及び出土遺物の年代が大體前漢末後漢初、即ち西暦紀元前後に在ることを想はせるのである。一方毛織物にはイラン式の植物文・鳥獸文・人物文等が刺繡によつて表現され、それが西域の所産たることが明瞭である。かくて織物類によつても漢の所産と西域の製品とが匈奴の貴族の間に愛用された一端が窺ひ知られるのである。

第二に絨氈及びフェルト(旃)の類がある。これは何れも匈奴自身の作品で、前者には渦卷文と動物闘争文とが表出され、その動物闘争文の一は二頭の怪獸が正面より抗争してゐる圖文であり、他は山猫の如き有翼の怪獸が背後から疾驅逃走してゐる馴鹿に咬みついてゐる圖文で、これは前述した綏遠青銅器の飾金具に見るものと等しく、匈奴自身が愛好した意匠である。

第三に青銅器がある。然しそこにはも早や青銅の利器は見出されず、各種の銅壺、三脚附燭臺、銅鏡、馬面、車軸頭、傘骨先端の飾具等で、殆ど皆支那製器である。

第四に金銀器の類があり、その主なるものは棺を飾つた飾金具で、それには動物文が槌起によつて浮出され、匈奴の製品たること明瞭である。

第五、馬の轡その他の鐵製品がある。それには恐らく支那製品と匈奴の作品との両者があらう。

第六、木器。それに木獸、飾金具の木座、發火器等があるが、何れも匈奴の所作である。

第七、漆器、玉器。前者に漆案、漆杯、漆盤等があり、何れも明瞭な漢の漆器で、漆杯には「建平五年」或は「上林」等の銘文が見出される。後者には双龍の相對した圖紋を透彫にした飾玉等がある。支那製品。

第八、なほこの墓よりは匈奴の衣服即ち所謂袴褶服の實

物、帽子、靴、彼等の辮髮等も出土してゐる。

斯くて紀元前後にノイン・ウラの墳墓を築造した匈奴の貴族が如何に豊富に外國の文化的所産を享樂したか、然かも一方彼等自身の遊牧民的特色ある文化もなほ若干保持してゐたことが明瞭にされたのである。換言すれば、彼等は遊牧生活のうちにも、南方からは漢文化を取入れ、西方よりは西域のイラン文化を受入れ、更に北方のスキート・シベリア系統の文化も前代の匈奴に引續いて享受したのであつた。彼等ばかり豪華なる物質生活を營んでゐたが、後漢初明帝の時賢固・耿忠等の討伐に會つて匈奴の勢漸く衰へ、和帝の時賢憲等が深く北匈奴の本地を衝くに及んで遂に全く瓦解し、一部は遠く西方に逃がれ、その餘衆は鮮卑に服屬することになつて、匈奴の貴族文化も自然消滅した。即ちかゝる匈奴の貴族文化は匈奴の暴力によつて周圍より略奪採取して構成された特殊な文化であつて、その勢力の衰亡と遂に運命を共にしたのも自然である。

参考文献

- 1. P. K. Kozlov ; Comtes rendus des expéditions pour l'exploration du Nord de la Mongolie, Leningrad 1925.
- 2. W. P. Yetts ; Discovery of the Kozlov Expedition.

tion (The Burlington Magazine April 1926.)
3、梅原末治氏「北蒙古ノイン・ウラの遺蹟」(史學第八卷第四號)

四、六朝、隋、唐代の蒙古の文化

匈奴衰亡の後、後漢末三國の頃、蒙古には鮮卑の力が強大となつた。鮮卑は烏桓と同じく東胡の後である。而して西晋末その内亂に乗じて五胡(匈奴、鮮卑、氏、羌)が南下し、江北の各地に割據して所謂十六國の隆替を見、それが鮮卑の拓跋珪によつて統一せられ、後魏の建國、道武帝の即位となつた。この頃蒙古には新に蠕蠕興り、西はカラシヤールにより北はバイカール湖に至り、南はゴビに臨む大領土を開拓し、塞を距て、後魏と對立することになつた。ついでアルタイ山南麓に住した突厥が、その部長土門に率ひられて鐵勒を破つてからは次第に漠北に勢力を占め遂に蠕蠕との主阿那瓌を討つて彼を自殺せしめ、土門の子木可汗に至つて全く蠕蠕を滅絶し、西は嚙唃を擊破し、東は契丹を走らし、北は契骨を併合して、東は遼東より西は遠く裏海にまで及ぶ大疆執を掩有した。その後突厥は東西に分離して、東突厥は隋に歸屬したが、隋の滅亡と共に再び突厥の勢力回復し、兵を送つて唐の創業を援けた程であつた。ところが太宗の時東西突厥の間に内紛を生じ、加ふに

東突厥は北方から薛延陀(鐵勒の一部)の進出を蒙つて内蒙古の方面に移り、太宗はこれに乗じて貞觀四年(六三〇)李靖李世勣等に命じて、東突厥の頡利可汗を討たしめ、これを破り、次いで顯慶二年(六五七)には高宗蘇定方を派して西突厥の沙鉢羅可汗を擒にしたので、これより突厥の勢力は全く衰ふるに至つた。

突厥についで漠北に威を張つたのは鐵勒の一部回紇である。回紇は初め獨樂水(土拉河)上に居り、同部薛延陀と共に東突厥を攻めたが、部長に吐迷度出るに及んで鐵勒諸部を合せ、ついで玄宗の頃その會長懷仁可汗は黑龍江岸よりアルタイに至る東突厥の故地を併呑した。更に玄宗の末年安史の亂には兵を出して唐室を助け、その後婚を通じてその勢大いに振つたが、唐末、吐蕃、黠戛斯等に破られてその餘衆は河西或は天山方面に逃がれ、甘肅回鶻或は西州回鶻となり全く昔日の佛を失つてしまつた。

併せて、以上の如く魏晉南北朝時代より唐代に至る間に蒙古を中心に興亡した遊牧諸民族には鮮卑、蠕蠕、突厥、回紇等があるが、彼等の遺蹟遺物は未だ充分開明されてゐない。殊に南北朝時代の蒙古の文化は殆ど不明である。唯だ一九二五年パロフカ氏がトラ河畔のナインテ・スムに於いて發掘した所謂馬の副葬された墳墓からは鐵製の刀子、鐵轡、銜等と共に漢鏡斷片、支那ササン朝式圖紋ある絹布

等が出さして、それらが四、五世紀頃に屬することが明確で、蠕蠕の遺物ではないかと推測され、また立石を周圍に繞らした墳墓しその立石には屢々鹿その他の動物子、稀には辨髪した人物像が陰刻されてゐるが(4圖)西蒙古のウリヤスタイ地方を中心に處々に見出されて突厥所築の古墳ではないかと謂はれ、今日までに蒙古に於て見出された南北朝頃の遺蹟遺物と云へば右の如きものに過ぎない。これに比較すれば唐代の突厥、回紇の遺蹟は稍々學問的に調査されてゐる。即ち所謂オルコン碑文の發見によつて企劃された、露芬兩國の北蒙古探査の結果である。(5圖)

オルコン碑文とは一八八九年オルコン河畔に於いてヤドリツエフ氏によつて最初發見され、ついでラドロフ氏を主班とする露西亞學士院調査隊、ハイケル氏を主班とする芬蘭考古學會派遣隊によつて調査され、その結果が前者の「蒙古考古圖譜」、後者の「一八九〇年芬蘭探査隊によつて探訪されたオルコン碑文」等となつて詳細に報告されたオルコン河流域に存在する數個のトルコ碑文である。そのうち特に著名なのはキユル・テギンの碑でオルコン河の右岸コシヨ・ツタイダムに在る古墳の傍に建てられてゐる。キユル・テギン(關特勤)とは突厥の苾伽可汗の弟で、兄弟相扶けて東突厥を統率し唐朝の藩屏として大功あつた人である。碑石は緻密な石灰岩で、高さ三・三〇米、正面の幅

一・二二米、東面には突厥文、西面には漢文で碑文が刻されてゐる。このうち漢文面に「故關特勤碑御製御書」以下「大唐開元廿年云々」に至る十四行の刻銘があり、その内容は唐朝が關特勤の死を聞いて、これを悼み、またその生前の勳功を表頌したものである。碑陰の突厥文の方は發見された當初には全く解讀不可能であり、世の東洋學研究家を擧げてこれが開明に没頭した結果、一八九九年に至つてデンマークのトムセン氏によつてまづ讀解の鍵が見出され、氏處ラドロフ氏の努力で遂に解明された。而してその文面によれば、これは關特勤の兄苾伽可汗が特勤の武功を臣下に告ぐる形式で物語つたものである。而して一方苾伽可汗の碑文も同所から出てゐるが、これは不幸にして斷片しか見出されてゐない。

突厥碑文に次いで擧げられるものは回紇の毗伽可汗の碑である。この碑文はオルコン河左岸なるカラ・バルカスンに於いて發見されたもので、碑文の漢文の部分に「(九)牲廻乾登里囉泪沒密施合毗伽可汗聖文武碑」と書かれてゐる。而してこの碑文の存在によつてこの土城址が回紇の都カラコルムの遺址に相違ないことが確證された。

以上の如くオルコン河畔に突厥及び回紇の遺蹟の現存することが知られ、それによつて唐代の突厥及び回紇の失はれた史實が拾綴されたのみならず、突厥文の解明は、實に

十八世紀以來イェニセイ河谷にその存在の知られた古代トルコ文字の讀解に鍵を與へ、アルタイ語族研究に重要な資料を提供したものとして重大な意義があつた。數個の碑文の發見が當時の東洋學者に最大の關心事となつた所以も實にこゝにあるのである。

参考文献

- 1) G. Barovik; Arkeologicheskoe obsledovanie Srednevo techeniya r Toly (Severnaya Mongoliya) M) Leningrad 1927.
- 2) A. Pozdnyeh; Mongoliya i Mongoly, St. Petersburg 1896, 1898. A. von Le Coq; Steine mit Menschen und Tier Darstellungen aus der Mongole (Ostasiatische Zeitschrift, 6 Heft 1929)
- 3) A. O. Heikel; Inscriptions de Yorkhon recueillies par l'expedition finnoise 1890 et publiés par la Societe Finno-Ougrienne, Helsinki 1892.
- W. Radloff; Atlas der Allertümer der Mongolei, St. Peterburg 1892-96.

五、遼の文化

興安嶺以東の熱河の蒙古には古くより契丹族が住し、遊

牧の生活を送つてゐたが、中原に於いて唐突が衰へ、漠北に於いて回紇の勢力が失墜するに及んで、契丹族は漸く勃興の機會に恵られた。即ち耶律旗保機なるもの出で契丹族の酋長となり、武力を以て諸部を併せ、唐哀宗天祐四年(九〇七)には遂に契丹族統一の業を成就したのである。彼はその後、近隣の室韋、女眞等に勢力を伸長して版圖を擴張し、九一六年には自ら帝位に即いて國號を遼と定め、神冊を建文した。即ち遼の太祖である。かくて彼は河熱の地方を席卷し、神冊四年(九一九)都城を今の林東縣に築いたのみならず、天顯三年(九二六)には兵を東隣の盛岡游海に出して忽ちこれを討滅し、遂に滿洲をも遼の版圖に加へたのである。その後遼の勢力は一時衰へたが、聖宗出づるに及んで南は宋を征して境を擴め、また東方の高麗、女眞、西方の吐谷渾をも討服して、その疆域は東は日本海より西は天山にまで及び、北は外蒙古に、南は河北、山西二省の北半を掩有して遼代に於ける黄金時代を現出した。然し聖宗に繼いだ興宗の時代には遼の勢力も漸く傾き初め、その後をついだ道宗、天祚帝の頃には北邊の諸部背叛するもの多く、天祚帝の天慶四年生女眞叛するに及んで、遼軍は敗れ保大五年(一一二五)天祚帝は天山の西方で女眞軍に捕へられて、こゝに遼の社稷は亡んだのである。さて遼代の遺蹟として、まづ擧ぐべきものは都城址であ

る。それらは東蒙古の各地に現在もなほ多く残存してゐるが、就中顯著なものは上京臨潢府址、中京大定府址、慶州治址等である。そのうち上京臨潢府は永く遼の國都であつたのであるが、その遺蹟は今の興安西分省林東縣に在る。こゝは興安嶺中の一盆地で、都城址は盆地の南邊に位し、土壁を以て圍るれ、ほぼ正方形をなし、一邊の長さは約十八町である。土城壁は總て土埽を積み上げて造つたものであつたが、現在では高さ約五間、厚さ約三間あり、各壁とも外側に向つて約一丁の間隔を以て突出部が作られてゐる。城内の中央部及び兩壁に沿つた高臺に宮殿址と思はれる遺蹟があり、其處に礎石、龜趺、綠色の釉藥のかゝつた瓦片等が散在してゐる。なほ土城外には北方と東方とに磚塔が遺存し、なほ石製の巨大な觀音像等があつて、往時の繁榮を物語つてゐる。

中京大定府址は老哈河の上流、現在の熱河省大名城にあり、土城は廣い平原中に残り、老哈河によつて東部及び南部が洗はれてゐる。この城址は内外二城に分れ、外城はほぼ正方形、その南壁は老哈河に對して居り、城壁は土煉瓦を積み上げ、高さ約三間、厚さ一間弱ある。内城は東西十七、八町、南北十二、三町の東西に長い長方形の土壁に圍まれ、壁の高さは現在高低不一であるが、大體五間——二間半である。城壁には約三十間毎に外方に向つて突出部が

あり、城門址は悉くは認められないが、東門址はよく残り、鑿城の跡も見られる。この内城内には石獅子及び礎石が諸所に殘存して宮殿のあつた事が推知される。この内城の東北、西北及び南方には各一基の八角佛塔があり、往時の佛教盛行の跡を殘してゐるが、この内東北に存する十三層塔は最も立派であり、高さ三十二丈、周廻百二十尺と稱される。而してこれらの佛塔の各面には、中央に佛陀、その左右に脇士、上部に天人等の浮彫がはめこまれてゐる。

最後に慶州治址は遼の皇陵たる慶陵の守陵の邑として著名な遺蹟であるが、今興安西分省林西縣白塔子にあり、一邊約十二町位の方形の土城で、その西北隅に、七層磚塔が巍然として周圍を壓して屹立し、附近に往時の堂宇の礎石や佛蹟等も散在してゐる。而してこの城址が近時殊に世今に注目された所以は、この遺蹟の西北山中に遼の皇陵の發見された處である。即ちラーリ・マンハにある聖宗、興宗、道宗三帝の陵墓がそれで、何れも山腹を坑鑿して地下に構築されてをり、内部は齊整な瓶築にて、玄室の平面は圓形或は八角形をなし、その天井部は穹窿形に造られてゐる。今日では三陵のうち東陵を除いて他は甚しく盜掘破壞され原狀を窺ひ難いが、東陵はその遺構を略々完存し、殊にそこに遼代の壁畫が現存してゐるのは驚嘆すべき事實である。(6圖)

その壁畫は中央圓室の四壁には春夏秋冬の四季の風景を描き、副室及び廊下の壁面には文武官の肖像畫を表はし、入口より玄室に續く廊下の正面の穹窿壁面には双龍を繪いてゐる。而してその山水双龍等の畫が五代、宋時代の支那畫の比較研究資料としてゐたその人物像が遼の服飾風俗等の研究資料として貴重なことは言ふまでもないことである。然し、この遼三帝の墓陵に關し一層重大な關心を世界の東洋學者に惹起したのは、實に其處より遼の皇帝皇后等の哀冊文が出さして、それに契丹文のものゝあることが世に紹介された結果である。この墓石は總計十五個で、その篆蓋及び哀冊は漢文のもの十一と契丹文のもの四の二種あり、漢文のものは文武大孝宣皇帝(聖宗)、仁德皇后(聖宗の后)、欽愛皇后(聖宗の后)、仁懿皇后(興宗の后)、仁聖大孝文皇帝(道宗)及び宣懿皇后(道宗の后)に屬するものであるが、契丹文のものは道宗、宣懿皇后の兩哀冊以外はその所屬が明瞭ではない。然しこの契丹文哀冊が漢文のそれと對比して將來契冊文解讀の秘鍵となり得る可能性があるので、今日その發見が東洋學上の大事件と謂はれ所以である。而してこの學術上頗る貴重な資料は既に一九三〇年頃までに遼の陵墓より搬出されて湯玉麟氏有に歸し、後奉天商埠地の湯佐榮氏邸内に秘藏されてゐたが、滿洲國成立と共に昭和七年春秋貞實造氏によつて見出され、今日奉天國

立博物館に收藏陳列されるに至つたのは、眞に學界の一大慶と言はなければならぬ。

参考文献

1. A. Pozhub; *Monglia i Mongolj*, 1898.
2. I. Mullie; *Les anciennes oilles de Yempire des Grand Leao au royaume Mongole de Barin*(Tonny Pao 1922)
3. J. Mullie; *des sepultures de King des Leao* (Tonny Pao 1933)
4. P. Keroy n; *Le tombeau de l'Empereur Tao-tsonny* (1101), *Une decouverte interessante* (Le Bulletin catholique de Pékin 1923)
5. 鳥居博士「蒙古旅行」
6. 桑原博士「東蒙古旅行報告書」(歴史地理第十八卷第三〇號)
7. 鳥居博士「遼代の壁畫に就いて」(國華第四一編九一—一二號)
8. 滿洲國奉天國立圖書館刊「遼陵石刻集錄」

六、西夏の文化

斯くの如く熱河地方を中心に契丹が起つて蒙古の東部を

領有し、宋と對立してゐた頃、西方では内蒙古オールドス地方に住した黨項族が擡頭して西夏の國を建て、オールドス、甘肅、旗拉善等の西南蒙古を領土として、勢を振ふに至つた。黨項は唐の中葉に吐蕃に壓迫されてオールドス地方に移り住んだもので、初めは遼に服屬してゐたが、宋、遼抗爭の機會に乗じて、首領李元昊はその羈絆を脱して獨立し、興慶(寧夏省寧夏)に都して自ら大夏皇帝と號した。彼はこれより頻りに宋の西北方面を侵略して、漸く慶曆四年宋より毎年多額の銀絹藥等を受けることを約して兵を收めた。その後遼亡び金興るに及んで西夏は金に同盟して疆域を擴張めたが、後國內亂れ、蒙古に成吉思汗出るに及んで一度これに蹂躪され、遂に大宗窩淵舌の時に滅亡して、その故地は悉く之に併合された。時に西夏建國より百九十六年のことである。然かもかくの如く西南蒙古の一隅に存在した西夏の文化は、カズロフ氏、スタイン氏等によつてなされた西夏の一都城址——カラ・ホト(黑城)の遺蹟はエチン・ゴル下流域にあり、無人の沙漠に廢墟となつてゐたのを一九〇八年カズロフ氏によつて發見されたもので、氏は其處より佛畫・佛像・古文書等々を夥しく發掘した。かくてこの遺蹟は世に宣傳されるに至り、後、スタイン・ヘティン氏等も此處を捜査して、多數の佛畫・古寫本・古版本を得、西夏の有し

た文明が始めて沙土中より蘇つたのであつた。このカラ・ホトの土城は東西に稍々長い方形をなし、東西の二邊には甕城を有つた城門址があり、城壁には外方に向つて約六十米の間隔にて方形の突出部が附され、四隅は圓形の突出部を以て特に強固に築造されてゐる。而してこの土城の内外には寺院址その他の建築址が多數遺存し、道路はその間を縫つて、東西南北に街區を作つて走つてゐる舊狀が認められる。出さした遺物のうちに佛畫に佛像の多いことは西夏に於いて佛敎が盛行したことを示めし、然かもその佛畫に宋畫と共に、西藏佛敎の色彩濃厚なものゝ存することは、西夏が民族的に吐蕃と親縁で、西藏より文化的影響の深甚であつたことを實證してゐるのである。また西夏文字で記され文書類が夥しく發見されたが、その大部分は佛典で、なほ西夏字漢字對譯の辭書蕃漢合 掌中珠等があり、それによつて今や西夏文字も、殆ど讀解されるに至つたのである。要するに、西夏の文化は宋代の支那文化を多く吸收してゐながら、その地理的位置、民族的關係から西方文化、殊に西藏文化の影響を強度に受けてゐたのである。(7圖)

参考文献

1. P. K. Kozlow; *Mongolei, Audo und Die tote Stadt Chara Choto*, Berlin 1925

- 2. A. Stein; Innermost Asia Oxford 1928.
- 3. Sven Hedin; Across the Gobi Desert
- 4. 王静如氏「西夏研究」
- 5. 北平國立圖書館刊「西夏文專號」

七、大元帝國並びに明代蒙古の文化

蒙古高原、オノン・ケルレン上流域に室韋の一部なる蒙兀室韋が居住してゐたが、この蒙古部はその東南に遊牧せる塔塔兒などと共に契丹、女眞の勢力圏内にあつた。然るに合不勤汗の時始めて稍々興り、その曾孫鐵木眞出づるに及んで、蒙古諸部統合して、一二〇六年クリルタイの推戴によつて大元可汗(元太祖)の位に即き、成吉思汗と號するに至つた。ついで一二一〇年(金大安二年)には大舉して南下して金を攻め、その時蒙古軍は、居庸關を抜いて燕京に迫り、東は南滿洲の遼陽を陥れ、西は大同を圍んだが、次いで金が都を汴京に遷したのに乘じて燕京を陥れ、滿洲及び北支那の一部をも蒙古領に加へた。その後太宗窩闊台汗は父の遺志を繼いで北支那に親征して各地を席卷し、遂に汴京を屠つて金の撃滅を成就し、西夏をも滅ぼし、南宋をも亦討滅するに至つた。その間、元の勢力は朝鮮半島にも及び、かくして日本を除く東亞の主疆域がこゝに一支配者元の掌中に歸したのである。元の國都は窩闊台汗の時彼等の

發祥の地に近い外蒙古和林(カラコルム)に奠へられたが、世相忽烈が位を繼ぐに及んで、首都を金の都であつた燕京(今の北平)に遷し、大規模な都城を替み大都と號した。即ちマルコ・ポーロの傳へたカンパリク Khanbalik である。忽烈の死後には早くも支那内地に於ける元の勢力は動搖し始めた。即ち支那に於ける元の未曾有の壓制は漢人の深い憤怨を買ひ、遂に順宗の代に至つて反亂相次いで興り、更に明の太祖朱元璋出でて明軍は隨所に勝利を博し、支那に於ける元の勢力は地を拂つて盡きた。時に世祖が支那に建國してより僅かに九八年の後であつた。

蒙古族は勿論純粹の遊牧民であつたが、元帝國を興すに至り、彼等も亦都城を建設した。元代に於ける都城址として蒙古高原に残る主なるものは都和林の遺址、上都址、應昌址、淨治址等であるが、オルコン河東岸の今の額爾德尼招にある和林の遺址は充分調査されてゐないので暫く措き、元の上都址、應昌址、淨治址等に就いて略説しよう。

元の上都の遺蹟はドロソノール(西北約十里の地、閃電河の北岸形勝の地に位踞してゐる。土人が此所を呼んで Chao Kaiman Same Khotun (百八伽藍の町)と云つてゐるのは、この遺蹟に建築物址が多いためである。この城は世祖の代に築かれて開平府と呼ばれ、更に上都と改稱され等が散在して、元時の繁盛を物語つてゐる。當時この地は重要な地點であり、元の最後の帝順宗もまたこゝで歿してゐる。

て元室の避暑地となつた。
マルコ・ポーロの Shanda、オドヨックの Sanda は皆この地を指したものである。城址は内外二城よりなり、外城は略方形をなしてをり、その一邊略十三町、石を積んで城壁となしてゐる。この城壁は現在ほゞ完存し、高さは三、四間、厚さは三間餘である。外城には南北各一門、東西は各二門、合計六個の城門があつて、城門各々甕城を以て堅められてゐる。この外城の中央より北邊に當つて内城があるが、内城もまた略々正方形で一邊は五町餘である。この内東西南の三壁には各々城門があるが南門は特に完全に残つてゐる。城内には宮殿址、寺院址と思はれる建築物址が夥しくそこに礎石、瓦甃類が散布してをり、石獅子等も見出される。その間「皇元勅賜大司徒鈞軒長老壽公之碑」と篆書せられた元碑の題額もある。尙ほ上都の西北二面には高さ二間強の土壁がめぐらされた廣大な一劃があるが、これは世祖が盛んに放鷹等のことをして遊樂した禁苑の跡と謂はれる。

次に應昌城址はドロソノールの東方、ダライ・ノールの西南にあつて、城址は略々正方形であり、その一邊は約六、七町、壁の高さは三間、その基底の厚さは四間餘である。城門には甕城の跡が見られる。城内には諸所に宮殿址と思はれる高臺が残り、その間礎石、石獸、龜趺、瓦甃

最後に淨州治址は百靈廟北東六里の地點にあり、土人は其の遺址をオロソム(多くの寺院)と呼んでゐる。東南に面し、東西土城の長さ〇・三五哩、南北壁の長さ〇・六五哩の長方形の城址である。城壁は土塼を積み、高さ二・七半、址壁西壁最も完存し、東壁も稍々舊態を遺すが、南壁は殆ど現存してゐないやうである。土城内に多數の建築址が並列し、何れも灰色或は鼠色の塼築で、綠色褐色或は略色の彩瓦が葺かれてゐたものらしく、それが崩壊して瓦塼の山となつてゐるものもあるが、尙ほ圓蓋形の屋根、矩形の塼壁の原狀をとめてゐる場合も少くない。而してそれらの建築 附近には屢々礎石、石碑、石臼その他の石造品が散亂し、殊に興味を惹くのは土城の中央、北壁に近く存する一建築址の周圍に多數の十字石が並列してゐること、一見其處が佛教寺院址たることは明瞭である。(8圖)なほこの土城内に遺存してゐる碑文によつて、土城の設置されたのが元武宗の至大元年(一三〇八)のことであり、最初汪古部の阿剌兀思剌忽里の子孫馬札罕の子八都帖木兒の王府であつたことが知られるのである。因みに阿剌兀思剌忽里の子孫には熱烈なる教徒多く、就中潤里吉思(Chalghis)、主安

(C. 5)の如き基督教名を有つたものさへあつて、この一族の王府に景教寺院址が存したことは當然と思考される。なほこの土城の東壁外三町ばかりの地點に石人、石獸各一對、龜趺一が遺存してゐる。而してこれらの石人石獸を列し、石碑を備へた墳墓の主は蓋し相當有力な貴人で、土城内に居住した人に相違なく、一方この土城に明代に於ける蒙古の英傑俺答汗の功業を頌した蒙文碑の存在を考慮に入れれば、その墳墓が彼の王陵であり、俺答汗の眞の根據地が通説の如く歸化城附近にあつたのではなくして——此處にあつたことを想像せしめるのである。従つてこの土城は元中期より明代に亘つて、先きには汪古部、後には土默特部の中心地であつたと推測される。

蒙古に遺存する元代及び明代の遺跡の主なるものは以上の如くであるが、これらは都城の制に於いても、また建築その他の遺物に於いても固より支那の影響を受けたものである。また元は單に滿蒙支那等の東方諸國を掩有したのみならず、遙か西方の歐羅巴、波斯方面の蒙古帝國とも近親の關係にあつたのであるから、これらの地より集まつた珍奇な品物は、恐らく元室の諸宮殿、禁苑に山積されたことであらう。然かも蒙古も自己本来の優秀な文化を有せざる遊牧民であつたから、彼等の文化は要するに漢文化の影響下に成り立つたに過ぎないのである。

参考文献

- 1. A. Pozhneyub; op. Cit.
- 2. W. Radloff; of Cit.
- 3. 鳥居博士、桑原博士前掲著書。

八、結 論

以上は遺蹟遺物より見た蒙古の文化の大略を述べたものである。これを要するに蒙古高原に於いて興起したものに匈奴、突厥、回紇等があり、熱河或は興安嶺地方を中心に勃興したものに鮮卑、契丹、蒙古等があつた。而して、この兩系の遊牧民のうち、前者が非常に勢力を伸張しながらも敢て支那中原の覇者とならうとせず、あくまで蒙古中原を中心として活躍したのに對し、後者が何れも北支那の主となつて東亞に大王朝を確立した相違が認識されねばならない。これは前述の如く新石器時代以來蒙古高原の文化が支那のそれと截然と區別されるのに對して、熱河は興安嶺地方の文化が蒙古高原の文化と支那のそれとの融合混和したものであつて、前者が純然たる遊牧文化であるのに對して、後者が半遊牧的である相違に相應するものであらう。而して文化の本質より見ても匈奴・突厥・回紇の文化は彼等本来の文化を多分に保有してゐるに對し、鮮卑・契丹・蒙古等の文化は寧ろ支那文化の一分派として認められるのである。(江上波夫)

H 蒙古人物往來

(配列A・B・C順)

阿克棟阿

多羅郡王、錫盟東阿巴哈那爾旗札薩克。

阿拉木斯圖呼(有常)

敖漢旗、元北平國會參議院議員。五十九歲。

阿拉坦瓦奇爾(新甫)

哲里木盟科爾沁左翼後旗、旅平蒙古救濟會副委員長、前清鎮國公貝子民國に至つて郡王に昇進。五十五歲

阿勒坦鄂齊爾(阿王)

綏遠政會副委員長、伊盟副盟長、杭錦旗札薩克、親王、百靈廟蒙古地方自治委員會委員なるも雲王、徳王と兩立せず、沙王等と共に綏遠政會を組織す。

アモル

蒙古人民共和國、小ホルルダン議長、國民黨幹事、外蒙政府における新人として知らる。

阿穆爾慶格勒圖(樂安)

哲里木盟郭爾羅斯前旗、北平にあり、かつて參議院議員に歴任す。六十五歲。

蒙古人物資料

阿要喜

興安北省索倫旗、ロシア通、一八八五年シベリア商業銀行支配人、その他協會會社の重役を兼ねた。六十六歲。

阿由勒烏貴(憲亭)

卓索圖盟喀喇沁旗、卓索圖盟副盟長、蒙藏院總務處長、百靈廟蒙古地方自治委員會委員。六十八歲。

札嘎爾

巴林右旗、興安西分省々長、世襲本旗多羅郡王爵。六十六歲。

章嘉呼圖克圖

俗名桑結札布、內蒙古に於ける活佛として教界の重鎮をなす、一九三二年十二月撫蒙宣化使に任ぜられ今日に至る、現在の章嘉は第二十二代で累代夏期は概ね多倫に冬期は北京に住する習してあつたが民國二年頃より兵亂相繼ぎ多倫に住する能はず難を山西五臺山に避けたが一九三五年秋山を下つて北平に現はれた、章嘉呼圖克圖の本山とも目すべきは多倫の二大廟で所屬喇嘛廟には北京の雍和宮、嵩祝寺を初め凡そ三十六ヶ寺、熱河の八大寺、甘肅の二十一ヶ寺その他內蒙各地に散在してゐるが、これらを合計すれば一百十六ヶ寺喇嘛の數は十二萬八千人の多數に達すといはれる。四十六歲。

昌都梭(海明)

哲里木盟科左後旗、章嘉呼圖克圖駐南京辦事處編纂員、日本留學生。三十五歳。

陳效藩(伯承)

卓索圖盟喀拉沁旗、蒙藏委員會秘書、北平蒙藏學校卒業。四十一歳。

奇倫

呼倫貝爾副總管。五十一歳。

齊默特色木丞勤(齊王)

郭爾羅斯前旗、蒙政部大臣、本旗札薩克輔國公哲里木盟正副盟長に歴任す、多羅貝子貝勒多羅郡王親王等爵。六十歳。

金把

札賚特旗、本旗左翼東八座旗長。

齊普森額

呼倫貝爾克魯倫河人(巴爾虎族)元蒙古政廳呼倫貝爾副統公署右廳長、新巴爾虎右翼總管公署書記、同副總管を経て一九一七年任同總管、一九二八年任蒙古政廳呼倫貝爾副都統公署右廳長。七十一歳。

金永昌

字勉卿、內蒙古喀拉沁人。中國國民黨內蒙指導委員會委員、曾て汪滄黃等と共に喀拉沁旗第一回留學生として日本に赴き東京帝國大學農學部實科を卒業す。一九二六年

馮玉祥の諮議たり。其後內蒙國民黨の組織に參與して活躍せるが現に中國々々民黨內蒙指導委員會中派流遺委員たり。五十二歳。

齊普森額(靜山)

呼倫貝爾新巴爾虎正黃旗、興安北省公署民政廳長、新巴爾虎右翼總管。六十六歳。

吉圖嘎圖

長崎高商出身、東布特哈正白旗、東分省公署總務科長。二十九歳。

チヨイバルサン

蒙古人民共和國第一副總理、國民黨幹事。

卓仁札布

西布特哈旗、巴彥旗々長。三十五歳。

緯克巴圖爾

東布特哈正白旗、興安東省公署勸業科長、京南中央政治學校卒業後日本に留學日本大學に學ぶ、歸國後建國運動に奔走し蒙古自治第三軍宣傳處々長に任ず。三十一歳。

正珠爾札布

現滿洲國蒙政部事務官で大正十四年東京府立第六中學校を経て陸軍士官學校に入り、昭和三年滿鐵に入り、滿洲建國後蒙政部に入り現在に至つた、當年三十一歳の蒙古青年志士で、日本語、支那語、蒙古語に巧みである。這

次滿洲里會議には滿洲國側政府代表隨員として主として兩國代表の通譯の任に當り、わが代表を助けた。氏は大の親日家で先年日本婦人と結婚多幸な將來を期待されたが不幸昭和九年死別した。

成德宇(靜山)

呼倫貝爾東布特哈人(達呼爾族)元蒙古政廳呼倫貝爾副都統公署左廳長(親露派)前清末年庫倫に於ける外蒙古政府の外務次官たり。民國成立後蒙古政廳呼倫貝爾都統公署左廳長となり傍ら皮毛公司及蒙旗銀行を經營し滿洲事變前に至る。

卓特巴察布(詩海)

察哈爾盟々長、同保安長官、元蒙藏委員會駐平辦事處副處長、徳王、李守信と共に內蒙の將來に矚目する人物である。五十七歳。

達密凌蘇龍

察哈爾盟右翼正黃旗總管、綏遠省政府委員、綏東四旗剿匪司令。

迪魯瓦胡圖克圖

外蒙活佛、外蒙札薩克圖汗部アビシヤ公旗の一平民の子として生れたが、哲布尊丹巴胡圖克圖の敎命により遂にデルワホトクトの位に就いた、その前生は遠く印度に發し、或は西藏に或は內蒙に轉生し最近數代は外蒙に出現

し、現代は第十六代に相當す、若くして哲布尊丹巴胡圖克圖に近侍し、サンミットバクシの印號を賜はり、又烏里雅蘇臺將軍の榮職に任ぜられ幾度か軍に將として南部國境方面に轉載して功あり、滿洲皇帝(清朝)よりサンミッドバクシの禪號を賜ふ、然るに外蒙において偶々共和政府の出現に遇ひ、庫倫に盤居すること十有餘年、遂に意を決して憂國の士と相謀り僅か四人の從者と共に國境を越えて外蒙を脱出避難した、現在五十二歳、烏蘭察布、四子部落に居住し、専ら外蒙奪回の意圖をめぐらし居る。

デミド

蒙古人民共和國第二副總理兼軍務大臣兼總司令、一九〇〇年生、スツヘパトルの麾下に活動し、赤軍の庫倫占領後アインデルギル(軍政治部長にして一九三〇年ウランコム反亂鎮定の際戦死)の下にあつてケルレン方面にウシゲルン軍を逐ふて名聲をあげた、一九二三年末騎兵學校副長、二五年校長、二六年末ロシアに留學、二九年歸國し聯合軍學校長兼コムミサルとなり三〇年軍事會議々長、三二年以來現職に在り。

ツインドイツ

蒙古人民共和國、司法大臣。

ドフチン

蒙古人民共和國、牧畜農務大臣。

ドムバドルチ

蒙古人民共和國、國民黨首領、労働組合長。

ドイツチユマン

蒙古人民共和國、国立銀行總裁。

額勒春(樂田)

内蒙古東布特哈正白旗人、興安東分省長、前清末年東布特哈文案處總辦たり。民國成立後任東布特哈總管一九二五年兼任黑龍江督辦公署諮議。一九三二年滿洲建國後任現職。五十八歳。

額爾登

齊々哈爾、布特哈右翼旗々長。三十四歳。

額爾德呢墨勒格

科左後旗々長、本旗事務協理。五十六歳。

恩克巴圖(子榮)

察哈爾旗人、北平蒙藏院學校卒業、中央委員、百靈廟蒙古地方自治委員會委員、一九二九年より三一年まで立法院委員、三二年一月より國民政府參議に任ず、國民黨員。四十七歳。

恩明

呼倫貝爾索倫正黃旗、索倫右翼旗々長、索倫右翼總管。五十歳。

爾恒巴圖

東布特哈旗、阿榮旗々長、札蘭遊擊隊々長。四十七歳。

潘弟森札布(潘王)

烏蘭察布盟四子部落旗、多羅、達爾罕、卓里克圖郡王、一九三四年百靈廟に蒙古地方自治委員會成立するや推されて委員となつたが、雲王一派と兩立せず、半載に及ばずして辭表を呈出、脱退した、一九三六年新に沙王を首班とする、綏境委員會が成立するや、その副委員長となる。

福齡

呼倫貝爾索倫正黃旗、鄂魯特旗々長、呼倫貝爾恢復に當つて蒙旗騎兵前線指揮官に任じ、共產黨が呼倫を侵犯するあたり前線督戰司令に任ず。一九三六年、興安北省長凌陞の通ソ事件に連座し同年四月二十四日死刑せらる。四十七歳。

富凌阿(劍潭)

賓圖旗、興安南省公署總務處長。三十八歳。

富齡阿

察哈爾盟右翼正紅旗總管、同盟副盟長に擬せらる。

ゲンツン

蒙古人民共和國總理大臣兼外務大臣、一九三五年三月、バカホルルダンにより任命さる、建國以來國民黨幹事の要職にある。一九三五年十一月、陸相アミト以下外蒙政府要人と共にモスコイを訪問、ソ蒙互相援助條約を締結した。

哈欽蘇樂(博良)

依克明安旗々長、世襲依克明安旗固山貝子爵。二十四歳。

華霖泰(澤吾)

呼倫貝爾索倫正黃旗、興安北省公署秘書官、早稻田大學出身。一九三六年、興安北省長凌陞と通ソ事件に連座し、滿洲國軍法會議により死刑を宣告さる。三十九歳。

伊德欽

卓索圖盟喀喇沁右翼旗王公。

晉德賀

察哈爾盟左翼正藍旗總管。

榮安(錦堂)

内蒙古達呼爾人、元蒙古政廳呼倫貝爾副都統公署會辦(貴福の弟)多年呼倫貝爾に在り。民國成立後呼倫貝爾特別政廳右廳長兼巡警總辦たり。一九二〇年呼倫貝爾自治取消と共に輔國公に封ぜられ蒙古政廳呼倫貝爾副都統公署會辦として滿洲事變前に至る。

榮祥

呼倫貝爾、索倫左翼旗々長。六十四歳。

榮祥

土默特代理總管、百靈廟蒙古地方自治委員會委員であつたが、一九三六年新に綏境蒙政會が成立するに及び百靈廟を離れてこれに歸屬し、教育處長となる。

ジャツムバ

蒙古人民共和國經濟指導者、國營農場長。

嘎拉桑拉瑪旺吉勒札木蘇(世勳)

伊克昭盟鄂陀克旗、世襲札薩克郡王。三十七歳。

甘珠爾札布

蘇魯克、興安南分省警察局長、東京振武學校、早稻田第一高等學院、東京陸軍士官學校卒業。三十一歳。

康達多爾濟(康王)

綏遠達拉特旗札薩克兼綏遠蒙政會委員、綏境蒙政會成立と同時に伊克昭盟三旗聯軍總指揮、及び達旗剿匪區司令に就任せり。

根不勒札木蘇

圖什業圖旗々長、本旗公署協理。五十歳。

克鄂齊爾

察哈爾盟右翼藍旗總管。

克興額(指南)

卓索圖盟出身、中央委員兼蒙藏委員、百靈廟蒙政會委員、革命黨員にして孫文の忠實なる同志として知らる。四十六歳。

貢楚克拉什

察哈爾盟左翼白旗總管、百靈廟蒙古地方自治委員會委員。

郭興元

東布特哈旗、興安東分省保安司令、南京中央政治學校、日本士官學校、蒙古自治軍統領に歴任す。三十歳。

郭道南名慶西

(字を通用す)蒙古名、黒爾色 (Merise) 呼倫貝爾札拉木德人(達呼爾人)元内蒙國民黨秘書長(榮祿の子)齊々哈爾中學校卒業後北京俄文法政專門學校に學ぶ。海拉爾蒙旗學校長、北平蒙藏專門學校教員、馮玉祥の西北督辦署諮議等に歴任し一九二六年内蒙國民黨秘書長となり一九二七年内蒙國民代表大會籌備副委員長たりしが、其後内蒙國民黨の清黨に際し共產派として除名せらる、一九二八年呼倫貝爾事件の「リーダー」にして事件後保安總司令部秘書となり又奉天蒙旗師範學校長たり。著書「新蒙古」其他。四十一歳。

郭爾卓爾札布

蘇尼特閑散王、達爾罕郡王。

郭文林

呼倫貝爾、翎衛軍上校團長、日本陸軍士官學校卒業。二十九歳。

拉哈穆札布

科爾沁右翼前旗々長、本旗一等臺吉。二十二歳。

李守信(子忠)

卓索圖盟東土默特旗、内蒙第一軍司令官陸軍中將、熱河

卓索圖盟錫埒圖庫旗々長。

達里札雅

阿拉善札薩克

穆克登寶

察哈爾盟左翼廂黃旗。

モンホ

蒙古人民共和國、教育保健大臣。

那木吉勒色楞

哲里木盟科沁左翼中旗、前達爾漢薩克親王、哲里木盟副

盟長、百靈廟蒙古地方自治委員會委員。五十七歳。

ナムサライ

蒙古人民共和國内防處長(オ・ケ・ハ・ウ)、國民黨幹事、かつてハルビンにおいて蒙文新聞の主筆として活躍し、その後外蒙に歸つて蒙古史の編纂に携はつた。人物温厚で文筆に優れその學識庫倫における第一人者といはる。支那語、露語に巧みにして日本に關する知識も深い。

那彥圖(延齡)

外蒙喀爾喀、前清多羅郡王民國に至つて親王爵に昇任、前清時代より北平に住し參議院議員、國民會議代表に歴任す。六十八歳。

尼瑪鄂特賽爾

察哈爾明安總管。

朝陽縣出身、大同元年八月手兵三千名を率ゐて吉鴻昌軍を破り朔北を平定したが滿洲國建國後、察東特別自治區行政長官となり、よく困苦を忍び、治安の維持、平和の確保に努めると共に内政に心を盡して民心を收攬し善政を布いた、資性温厚にしてかつ豪放、天性の人徳を備へ、恬淡にしてよく部下の心服を得て居り、將來の内蒙問題における重要な存在として知られる。四十四歳。

林沁旺都特

親王、東蘇呢特旗札薩克

林沁旺濟勒

青海右翼盟々長。

林心僧格

綏遠蒙政會委員、中公旗札薩克。

凌(雲志)

呼倫貝爾、索倫正黃旗達呼爾人、呼倫貝爾副都統公署左右兩處會辦、東三省保安總司令部及蒙古宣撫使顧問、呼倫貝爾副都統公署左處長等に歴任し一九三二年滿洲國成立と共に任興安北省長、一九三五年六月滿洲里會議首席代表として出席したがその際ロシア側に通謀したること判明、いはゆる通ソ事件の首魁として一九三六年四月滿洲國軍法會議にて死刑を宣告さる。

羅布桑林沁

納音額

科爾沁左翼前旗々長、輔國公銜和碩梅倫。四十六歳。

諾爾佈札那

察哈爾右翼牧群驕馬群翼長、軍政部兩翼重牧場副場長。

オニシユチエノコ

蒙古人民共和國商業協同組合「ストルモング」會長。

巴金保

東布特哈旗、興安東分省公署總務處長、廂黃旗佐領、東布特哈青年教育促進會々長に歴任、江省蒙旗教育會委員、八旗籌辦處文牘員。四十三歳。

巴嘎巴迪(傑三)

新巴爾虎正黃旗、新巴爾虎右翼、同旗々長、新巴爾虎右翼總管兼副都統署印務處長、輔國公に任ぜらる。五十九歳。

巴勒賈札布

察哈爾盟右翼廂白旗總管。

巴寶多爾濟

烏爾察布盟烏喇特中旗々長、兼烏盟副盟長、鎮國公、百靈廟蒙古地方自治委員會委員。

巴薩爾

錫林郭勒盟東阿巴哈那爾旗協理、臺台。

巴達瑪拉布坦(經堂)

六七一

札賚特旗、興安南分省警備軍司令、世襲札賚特旗多羅郡王爵、王爺廟興安軍官學校々長。三十五歳。

包圖

東布特哈旗、那文旗々長、北平蒙藏學校、南京政治學校卒業、江省衛隊團上尉團附、日本留學。三十一歳。

巴文峻 (維崧)

內蒙古昭烏達盟人。國民政府蒙藏委員會參事、佛國「カール」大學卒業。歸國後「ネパール」特派員、國民政府蒙藏委員會蒙事處第三科長を経て任現職。三十四歳。

包和

呼倫貝爾陳巴爾虎廂白旗、陳巴爾虎旗々長、外蒙政府帝政時代の稅務局長、撫綏西路軍全軍指揮官。五十歳。

包爾羅斯後旗

本旗巡防騎兵統領、北京候補參議。六十一歳。

包國棟

札賚特旗、黑龍江省蒙旗師範訓育主任、日本大阪高等工業卒業。二十九歳。

包善一

現住內蒙古大耕子、興安警備第一軍長、一九三一年滿洲事變後直ちに獨立宣言を發し新國家建設運動に努め一九三二年滿洲國成立するに及び任現職。

包喜

科左中旗、本旗保安隊中路統領部日文翻譯、蒙古自治軍第二軍司令部副官。三十一歳。

包文明 (福亭)

克什克騰旗々長、奉天省公署諮議。四十三歳。

包悅卿 (賽音巴雅爾)

哲里木盟科左後旗、中央軍事參議院參事、蒙藏委員會專門委員、一九三四年百靈廟に蒙政會成立するや、その財政課長となり後、錫盟駐平辦事處長となる。四十歳。

貝齊米特林沁高爾羅

茂明安部一旗札薩克。頭等臺吉。

白瑞岐 (鳳鳴)

卓索圖盟喀拉沁旗、蒙藏週報社編譯員、北平蒙藏學校卒業。四十歳。

白雲梯 (巨川)

現住南京。國民黨中央執行委員會執行委員、北京蒙藏學校卒業。一九一八年任廣東非常國會議員。一九二四年任第一次國民黨中央執行委員。一九二八年任國民黨中央政治會議委員。同年任國民政府委員。同年任國民政府蒙藏委員會委員。一九二八年任寧夏省政府委員。一九三一年國民黨第四次中央執行委員會全體會議に於て任現職。

佈特伯勒

沙克都爾札布 (沙王字尉占)

伊克昭盟札薩克旗、伊克昭盟々長、本旗札薩克多羅郡王、一九二八年漢蒙人聯絡機關として綏遠省政府委員に任ぜらる。一九三四年百靈廟に蒙政會成立するやこれが副委員長に擧げられたるも就任せず、その後、德王に反對し潘王その他と共に同會を脱退した。爾來傳作義と接近し德王と對立關係にあつたが、一九三六年二月新に綏遠蒙政會が成立するに及び推されて委員長となる。六十二歳。

石拉布多爾濟 (石王)

綏遠烏爾察布盟西公旗札薩克、西公旗老王逝世後その後を繼いで王位に就いたが、近族依錫喇嘛との折合悪しく、彼を繞つて西公旗は紛糾絶えざる有様なるため一九三五年八月、蒙政會委員長雲王は烏盟々長の權限を以て石王を札薩克の後裔に非ずとの理由命罷免したが、石王は札薩克職は世襲によるものであるとて命に服せず、援を傳作義に乞ふてこれに反抗したので、蒙政會は軍隊を派して石王を監視し、これに對して傳作義は王靖國の軍隊を動かして對立するなど端なくも內蒙の紛争を惹起したが中央の調停により、石王を八ヶ月間解職することにして事件は落着した。かくの如き経緯から百靈廟蒙政會とは全然反對の立場にあり、今日では綏遠蒙政會と合作して居る。

多羅卓里克圖親王、錫盟東阿巴噶旗札薩克。

布彦和什克圖

齊々哈爾、喜札札爾旗々長、江省督軍署征兵委員、蒙旗教育委員會委員龍江縣第三區農會幹事長。四十歳。

薩英達賴 (福海)

內蒙古旗人、察哈爾省政府參議一九三四年公安局長、蒙政會立法部委員、一九三四年立法院委員となる。五十一歳。

薩穆端薩魯普 (成齊)

內蒙古太僕寺人、國民政府蒙藏委員會委員(杭金壽の異母弟)曾て察哈爾記名副都統、察哈爾右翼牧場總管兼寶昌縣警務會辦たり、一九二八年任察哈爾省政府委員次で任現職。五十一歳。

桑達克多爾濟

多羅郡王、錫盟西浩濟特旗札薩克。

色爾固楞

興安北分省新巴爾虎左旗、輔國公銜佐領、一九一一年外蒙管長となり、蒙支戰爭に功績を立てた。四十六歳。

色旺多爾濟 (相廷)

杜爾伯特旗、旗長、世襲固山貝子爵。二十八歳。

索賚

東布特哈旗、布特哈右翼旗々長。四十一歳。

徐和義

卓索圖盟喀喇沁旗、元東北政務委員會蒙旗處副處長。四十九歲。

勝鈞

呼倫貝爾索倫正黃旗、鄂倫春旗長。六十一歲。

索諾木喇布坦

和碩車臣親王、錫盟西烏珠穆沁旗札薩克、錫林郭勒盟々長、一九二八年察哈爾省政府委員、同三〇年辭任、同三四年內蒙古自治政務委員會副委員長に就任したが、同三六年委員長雲王辭職するに及び委員長に陞任。

松津旺緯克

多羅額爾多尼郡王、錫盟東浩濟特旗札薩克、

松諾標魯布

頭等臺吉、輔國公、錫盟西阿巴噶旗札薩克。

索特那木諾爾布

多羅貝勒、錫盟西阿巴哈那爾旗札薩克。

蘇魯岱

歸化城土默特旗、旅平蒙藏委員會臺站管理局々長。六十

四歲。

鄭清應(溪泉)

卓索圖盟東土默特旗、蒙藏委員會蒙事處科長、駐南京蒙古代表。四十二歲。

定貴(潤宇)

呼倫貝爾索倫正黃旗、興安北分省額爾克訥左翼旗々長。四十歲。

托克托胡

錫林郭勒盟協理、阿巴噶右旗閑散王、輔國公。

圖勒巴圖

察哈爾盟左翼正白旗總管。

圖們滿達胡(生春)

札賚特旗、本旗々長。五十三歲。

德穆楚克魯布(德王)

錫林郭勒盟副盟長、蘇尼特右旗札薩克、多羅都楞、郡王、百靈廟蒙政會副委員長、內蒙古自治運動の中心人物にして內蒙青年の間に頗る信望あり、一九三三年七月、內蒙各盟旗王公代表三十餘名を綏遠省百靈廟に招集し、「蒙古民族の結束」、「蒙古の復興」を叫んで內蒙古自治政府の組織について討論した結果、南京政府に向つて、「高度自治」要求の呈文をつきつけた、次いで紆餘曲折の後、一九三四年、中央監政の下に百靈廟に蒙古地方自治委員會なるものが成立し、雲王を委員長に、德王を秘書長(後に副委員長)に推し委員二十四名が選定された。同自治委員會は雲王を委員長とするものであるが、實權は德王の把握するところ、爾來専ら內蒙古自治の發展、內蒙古の建設

に邁進したが、南京政府は德王一派の主張する蒙民自決主義を喜ばず、事毎に壓迫を加へ自治政府の破壊消滅を企て、その間には王の秘書格たる韓鳳林を拉致暗殺するなどの事あり、かたて蒙政會内部における西蒙派と東蒙派の暗闘激化し、かつ一方共産派介入して蒙政會の赤化を圖るなどあらゆる擾亂策があつて、蒙政會の前途日に危ふく、德王亦身邊の危険を慮つて百靈廟を去つて西蘇尼特に返旗、苟かに保身の途を講ずることゝなつた。王は今年三十五歲、若冠北京の蒙藏院に學び、その後旗に返つて家庭教師を容れて泰西の事情を研究した。常に政治、外交科學に關する書籍を涉獵し、内外の新聞を閱讀し、世界の大事に通曉する内蒙切つての新知識として有名である。

額布陸巴雅爾(圖王)

額濟納土爾扈特札薩克、綏遠蒙政會建設委員會常任委員。

多爾濟

郡王、錫盟東烏珠穆沁旗札薩克。

德斯來圖佈(松平)

放漢旗々長、元北京國會參議院議員。六十歲。

ワチルダラ呼墨爾罕(外蒙活佛)

外蒙三音諾顏汗部ヨットベール旗、東分省の臺吉の第二子として生る、三歳の時哲布尊丹巴胡圖克圖の指令によ

王慶三(軒唐)

蘇魯克、實業部調查科長、日本北土木工科卒業、農場

汪喜(潤齊)

々長に歴任。四十歲。

汪澹黃

龍華佛教會名譽會長、世界大同佛教會總會長、その他蒙古慈善病院創立委員會、滿洲協和佛教會々長等の多數名譽職に任ず。

現住北平 內蒙古喀拉沁人、北平蒙文學社主(蒙古活字の創始者)曾て金永昌等と共に喀拉沁旗第一回留學生として日本に赴き振武學校を経て慈惠醫學專門學校に學ぶ歸國後北京政府蒙藏院翻譯官及典禮司員となり蒙藏專門學校教授を兼ね、其後蒙古活字を作成し北京に蒙文學者を經營して蒙古書籍の印行に従事し現在に至る。四十八

蘇棟旺楚克 (吉農)

內蒙古喀爾喀旗人、烏爾察布盟長、綏遠省政府委員(蒙古世襲貴族喀爾喀旗親王衙郡王)一九二八年以來綏遠省政府委員たり。五十五歳。

ウイブイベト

蒙古人民共和国、商工郵電大臣。

烏恩和 (冠卿)

卓索圖盟喀拉沁旗、章嘉呼圖克圖駐南京辦事處主任、蒙藏學校々長。四十八歳。

吳鶴齡 (梅軒)

內蒙古喀拉沁人、國民政府蒙藏委員會參事、夙に國民黨に加入し曾て北京蒙藏學校教授、國民政府蒙藏委員會參事處長等に歴任す。一九二八年內蒙國民黨に反對して內蒙代表團を組織し國民政府の援助を求めて南京に赴く。一九三三年任現職。

烏爾金

布里雅特左旗、布里雅特旗々長、チタ蒙ソ文學校卒業、ブリヤート部總管。四十五歳。

吳樹森 (嚴林)

東土默特旗、本旗公署協理、本旗外交辦事員礦務局經理、五十三歳。

烏雲達賚

卓索圖盟土默特旗、興安南省視學、早稻田大學卒業、蒙古自治軍第三軍教導隊長、同第三軍第七團長、興安南省備軍第二聯隊長。三十三歳。

雅楞丞勒 (成齊)

青海清濟特旗、蒙藏學校々長、青海駐南京代表。五十歳。

楊桑

前錫林郭勒盟々長、阿巴噶右旗閑散王公、多羅郡王、百靈廟蒙古地方自治委員會委員。

陽倉札布

科左中旗、科左中旗々長、前多羅溫都爾郡王。六十二歳。

楊禮紛 (旭東)

卓索圖盟喀喇沁旗、蒙藏學校教務主任、本旗管旗章京。

業喜海爾 (劍泉)

圖什業圖旗、興安南省々長、世襲圖什業圖旗和碩親王爵。四十二歳。

袁慶恩 (碩峯)

黑龍江正黃旗、元東北政務委員會蒙處旗々長。五十五歳。

雲丹桑寶 (玉麟)

卓索圖盟東土默特旗、世襲札薩克、多羅郡王爵、綏靖公署顧問に歴任す。三十五歳。

I 蒙古重要時事日誌

自昭和十一年一月至昭和十一年三月

一月

二日

◆新巴爾虎左翼旗附近において左翼旗民一名、所有の馬四十三頭を不法越境せる二名の外蒙兵に拉致さる、被拉致者はタムスクに監禁され種々訊問を受けたる後十三日馬匹とともにシヤルリッ附近において釋放さる。

八日

◆外蒙古部隊は新巴爾虎左翼旗チヤルリッ河南方地區に侵入、武力をもつて滿洲國監視哨を攻撃せり。

十日

◆在奉天の獨商カルウエイテイン氏は在奉同國人を糾合して、南蒙古に進出を企圖してゐる。その計畫に依れば各蒙旗と連絡をとり、該方面に種馬場を設置し優良馬種の普及を圖る一方、皮革軍需品工場等を設立せんとするものであるが、恐らく實現は困難であらうといはれてゐる。

十二日

◆馬鴻逵軍駐平辦事處長白瑞麟は歐亞公司旅客機により歸化城に飛來したが、同氏談によれば寧夏省は今年より省令を以て阿片吸飲を禁止した。尙雲停水道は目下寒冷のため

工事を中止してゐるが、本年四月には完成の豫定。

十五日

◆北平情報によれば蒙政會は資本金二百五十萬元を以て察哈爾に實業公司設立の計畫を進め、牧畜、牛羊肉罐詰製造、羊毛積出等の事業に當らしめ、尙資本金中百萬元は十二年契約を以て英米資本家の投資にまつこととした。目下南京政府に許可願中であるが、その成行は各方面より注目されてゐる。

十六日

◆南京政府は察哈爾省教育改善費として毎年十萬元を支出することとなつたが、右は昨年十月蔣介石が同地方巡視の際決定せるもので、同省では右資金を以て各縣並に設治局管内に民衆教育區を設置する。又張北縣に巡回民衆教育館を設け、館備付の圖書は自動車を以て各縣局に巡回して民衆の閱覽に供する。尙崇禮設治局管内に省立鄉村師範一校を設け教育の普及を圖る筈である。

十八日

◆關東軍は滿洲國領土侵入の宋哲元軍を斷乎掃蕩する旨の聲明を發表す。

十八日—二月二日

◆北滿において外蒙古兵のハルハ國境不法越境問題が叫ばれてゐる折柄、熱河省においても宋哲元軍との間に同様の

紛擾が勃發した。

即ち問題は同軍麾下の一族、劉自珍に屬する歩騎兵の大部隊が、昭和九年以來不法にも滿洲國熱河省豐寧縣大灘、察省沽源東方約二十キロの地點に侵入し、數次に亘る關東軍の撤退要求に應ぜず、本年に入るや却つて部隊を増加し、不法行爲を頻發したに存する。

こゝに於て關東軍は一月十八日午後最後通牒を支那側に通告すると共に在熱河省兵團の主力並に飛行隊に出動準備を命じた。これ即ち日滿兩國共同防衛の責任を果したものに外ならない。

問題の経過 一月十八日關東軍は日支停戰協定の精神により滿支國境を越えて支那領に進撃するの意思なきを明白にするに左の如き聲明を發した。

「軍は近く在熱河省兵團の主力及び軍飛行隊の一部を以て滿洲國豐寧縣下にある宋哲元軍を掃蕩するの止むを得ざるに至つた。抑々大灘（沽源東方約二〇キロ）附近は關東軍の熱河肅清以來滿洲國の王道行政をうけて人民は安居樂業の幸福にひたつてゐたが、昭和九年後半期より宋哲元はその部下歩騎兵の大部隊を以て該地方の要點を占領せしめ更にその前方に多數の保衛團を出しこれに行政機關を隨行せしめ、以て豐寧縣の行政を不可能ならしむるに至つた。よつて軍は出先機關及熱河兵團をして支那側に對し極めて

穩健なる手段により數次にわたりその撤退を要望せしめたところ、支那側もつひにその非を悟り支那駐屯軍を介し十二月三十一日限りこれ等侵入軍及びその他の機關を一律に撤退する旨を宣言し、我方の寛恕を乞ふに至つたので、軍は支那側の誠意に信頼しその實行を監視し來つたが支那側はその約束を守らざるのみか、却つて一月十二、三日頃長梁（大灘西方約一〇キロ）附近に騎兵隊及び迫撃砲隊を増加し、その他各地の保衛團を増員し、十五日には約一連の支那騎兵は更に烏泥附近に進出して我自衛團員約四十名を襲撃しこれを省境に拉致するの暴舉を敢行するに至つた。以上の狀況に鑑み軍は日滿共同防衛の精神に則り、滿洲國領内より宋哲元軍を驅逐し滿洲國行政を常態に復せしむるを急務とし軍事行動をとるの止むなきに至つた。

右の強硬聲明に接するや國民政府は頗る狼狽し蔣介石は十九日午前外交部次長唐有任を急遽その善後處置のため北の上せしめると共に、直ちに楊永泰、楊杰、汪兆銘、孫科等の要人を軍官學校總司令邸に招集し、十九日朝着京の黃郛を加へ、黃氏より現地狀況を詳細に聴取、鳩首その對策を協議するところあり、とりあへず北京の何應欽に對しその善後處置を命ずると共にその後の成行を至急報告すべく訓令を發した。同時に北平に於てはわが駐在武官高橋少佐を通じて何應欽に撤退方を要求しつゝあつたが、同氏は出先

部隊の獨斷行爲なりとして有耶無耶に葬り去らんとし誠意の認むべきものがなかつたので、更に北支駐屯軍松井中佐は折柄滯平中の宋哲元と膝詰談判を行ひ嚴重抗議したので何、宋兩氏は協議の上わが軍の同地區進出と同地に撤退することを承諾し、十九日午後七時半高橋、宋の最後の會見の結果、宋は急ぎ北平發、察省に歸り部隊の撤收に當ることとなつた。その後國民政府は北平軍事委員會に宋軍をして直ちに張家口に撤退を命じ、小廠の騎兵團は速かに長城以南に、東柵子の歩兵連は獨石口に撤退、長梁における一切の民團養成機關に悉く撤退を命ずると共に關東軍との衝突を極力避け、問題は至極簡單に片附くかの感を與へた。

然るに問題は再び緊張した。即ち先日出動命令をうけてゐたわが永見部隊は二十三日までに長梁、烏泥河の線を出發し、小廠東柵子の線に前進、午前十一時半紅泥灘北側を占據した處、同地點に於て果然宋軍の逆襲に遭遇し、交戦の結果午後三時これを撃退したか、この戦闘に數て我軍は死者特務曹長一、兵一、傷者大尉一、少尉一、兵四を出した。

茲に於て形勢は急速に悪化し、わが部隊は翌二十四日當面の責任者たる劉自珍の所在地に進撃すると共に同日午前同軍の根據地に爆撃を加へ、關東軍では支那側のあくなき不信行爲に極度に憤激し徹底的磨滅を決意し、事態如斯な

る以上紛糾擴大するもこれが全責任は支那側に歸せらるべきものと確信する旨の重大聲明を發した。同時にわが外務當局は二十五日事件發生の経緯に關し在外交公使にあて帝國政府の所信を左の如く傳達した。

「宋軍との局地的衝突は支那側の撤退命令が出先支那部隊に徹底せざるに起因するものであり、宋軍熱河省外に撤退し支那側に於て抵抗せざる以上關東軍に亦てはこれ以上事件を擴大せしむる意思なきこと明確である」と。

一方何應欽はわが軍の強硬態度に頗る狼狽し、在北平高橋武官、在張家口松井武官に對し極力攻撃中止を懇願する一方至急宋軍を滿洲國領外に撤退せしめ、こゝに長城線に於て一時暗澹たる戰雲を豫想させた今次作戦も二十六日に至つて完全に終熄し、松井武官は二十六日午後北平着、支那側各方面と懇談の結果、今回の紛擾の善後會議開催の運びに至り、大體大灘を以て右開催地とすることとなつた。

この間現地に於ては、永見部隊は一部を以て紅泥灘（長城東側東柵子北方約四キロ）南側高地を占據して獨石口方面の宋軍を監視し、主力を以て小廠附近に集結し行動の自由を保持し、又南園子（大灘南方約五キロ）にある谷部隊は滿洲領内恢復地區の宣撫工作並に治安工作に従事しつゝあり。

南園子會議 さてこの問題の善後處理に關し、我が軍は

谷少將、支那側は宋軍張參謀長を代表とし、二月二日午前十一時半より大灘の南方約五キロなる南園子に於て會見を遂げ、兩者の誠意ある折衝により遂に正午、僅かに三十分間の會商で平和的な解決を遂げた。同會議において谷代表は今次事件發生の経緯とその非が支那側にあることを述べたる後左の如き諸項を要求した。

- 一、支那側は將來誓つて兵を滿洲國內に入れ若くは滿洲國に脅威を與へ日本軍を刺戟する等の行爲を嚴禁すること、現に支那側が密偵などして關東軍の行動を偵察せしめてある如きは一切中止せしめること。
- 二、支那側にして將來右誓約に反したる場合には日本軍は斷乎として自主的行動をとることあるべきもその責任は支那側の負ふべきものなり、日本軍は支那側が兵力を増加し、或は陣地の増強を企圖するが如きは日本軍に對する挑戰行爲と認定す。
- 三、支那側がさきに押收せし滿洲國民團の武器全部は沽源縣長携行の上二月七日までに南園子において日本軍に返還すること。

右の要求に對して張代表は陳謝の意を表し將來この種の不法行爲を繰り返さざることを誓ふと共に右第一項乃至第三項を直ちに實行すべき旨を回答した。その後宋軍が滿洲國民團から徵發した武器彈藥その他は大灘會議協定に従ひ

七日支那側から全部返還された他、支那側では獨石口附近の陣地構築等の軍事工作等は一切中止した、尙大灘、東橋子附近の住民は一時他に避難しつゝあつたが續々現住地に歸還し、治安は全く回復し此處に宋哲元の不法越境事件は右會議と共に圓滿解決を遂げたのである。

十九日

◇北平の我武官室發表、南京政府高橋武官に對し、宋哲元軍に撤退を命じた旨通牒した。

二十一日

◇新彊省蘇聯と提携し、國民政府よりの獨立を宣言し以後公文書一切受け付けず入彊者は四川より以外は禁止する旨發表す。

二十三日

◇不法越境の宋軍我永見部隊に逆襲、我飛行隊出動、關東軍は聲明發表した。

二十四日

◇バイカル湖北端ハルハ廟附近に於いて蘇聯國境監視兵滿洲國軍に不法射撃、關東軍聲明書發表。

二十四日

◇興安北警備軍某少佐一行はハルハ廟チヤリグ河南方地區の現地視察中に出張せるところ、外蒙古部隊はハルハ廟より不法射撃を加へ某中尉外一名戦死を遂ぐ、滿洲國政府

は領土確保のため同二十八日〇〇部隊を派遣し先遣の北警備軍を合せて指揮せしめ三十一日外蒙兵を掃蕩せり。

二十六日

◇宋軍完全に撤退し我出先武官と支那側代表會見。

二十八日

◇關東軍宋軍の滿洲國領土撤退完了の旨發表。

◇滿洲國領内越境外蒙兵は滿洲國の撤退要求書を突返す。

二十九日

◇關東軍司令部ポイル湖北端のハルハ廟の外蒙兵不法越境の真相發表。

三十一日

◇關東軍外蒙軍侵入に關し武力占領持續せば斷乎掃蕩する旨發表、日滿聯合軍和田部隊ハルハ占據。

◇海拉爾駐屯軍司令部外蒙兵侵入問題に關して意見を發表

二月

一日

◇駐滿大使館ハルハ廟外蒙兵侵入事件に關し在外公官に真相を通報。

◇外務省ハルハ事件に關して在外使臣に訓電を發す。

◇熱河西境衝突事件の大灘會議圓滿解決。

三日

滿洲國熱河省の西部地方、支那の察哈爾省東部地方に於ける支那軍の不法越境に基く紛争は、單なる地方問題であつたにも拘らず、世界的に反響を惹き起した。問題は實は去年の暮れに關東軍から支那當局に注意が喚起され、熱河省境に入つて來た武装支那兵を撤兵せよと要求し、支那がこれを約しながら、實行せず、遂に實力をもつて掃蕩したといふ簡單な問題である。一月二十二日夕軍事行動を起した第〇師團の一部は、二十三日までに完全に任務を遂行した。しかも、一步たりとも支那側領域には進入してゐない。そして支那側の和平解決希望を容れて、即時和平會議を開いた一事に徴しても、わか軍事行動の正當なことが諒解出來よう。同和平會議は二月二日大灘において行はれた。日本側代表、谷少將、永見大佐、松井中佐、支那側代表、張參謀長、郭沽源縣長、張察哈爾省政府科長。會議は約一時間で終了。關東軍並びに支那側は口頭約定の形式によつて解決された辦法を公表したが、特に支那側で公表したものを紹介する。支那では北平軍事分會の名をもつて次の如く公布した。

『察東事件は元來誤解に出づ、現に雙方和平解決の見地から、日軍は即ち原防地に歸り、二十九軍も亦石頭城子、南石柱子、東橋子（長城東側の村落）の線及びその以東の地域に侵入せず、二十九軍がさきに收めたところの熱河民團

の歩兵銃三十七、彈丸一千五百發は二月七日沽源縣長から數の如く大灘に送り、熱河民團に返還す』

これによつて直ちに諒解出来るやうに、熱河と察哈爾との省境、嚴密にいへば、滿洲國と支那との國境が、地名をもつて、明白に規定された譯である。實は同方面の國境線に關する見解が滿支双方共に明瞭を缺いてゐたといふことがこのやうな事件を惹き起した原因ともいふことか出來よう。それが、この大灘會議において、はつきりと決定されたのである。従つて今度この方面の滿支關係が非常にはつきりとして來ると同時に、再びこのやうな紛糾が生ずる可能性がなくなつたと見ることが出來よう。いはゆる雨降つて地固まるといふところであらう。

四 日

◇關東軍司令部、大灘會議の交渉經過並に今後の方針に就き意見を發表。

◇外蒙政府、外蒙侵領事件に關して滿洲國政府のハルハ廟和平交渉開催提議を快諾。

五 日

◇外蒙政府、ハルハ廟事件に關して聲明を發表。

◇滿洲國と外蒙との國境特にホイル湖方面では昨年來屢々外蒙兵の不法越境あり 滿洲國住民の拉致又は殺傷されるもの少なからず、クラリン廟北方の喇嘛僧拉致事件、邦人

石澤澄氏等の拉致事件、その他ハロラオホ附近におけるホレンベルス國境監視員の不法射殺事件等外蒙兵の暴行爲續出し、遂に一月八日ソ蒙兵十數名がホイル湖東側地區からウルシエン河に沿ふて越境し、ハルハ廟附近の滿洲國自衛軍を驅逐して九日オミリヤトオホ附近まで占領し、ウルシエン、ハルハ、チャリリツ河の三角地帯を殆んど完全に占領したので、滿洲國興安警備軍では事情調査のため一部隊を派遣し、撤退方交渉を求めたが應ぜず却つて攻撃を受け次いで更に使者を派して交渉せしめんとしたが回答せず、しかもソ蒙兵はその後増派されつゝあつたので、關東軍ではこれが真相を左の如く公表すると共に、不法越境軍を撃退することとなり、和田部隊長の率ゆる日滿聯合軍は一月三十一日朝行動を起してハルハ廟を占領、同日午後にはたりハルハ河以北に於けるソ蒙兵全部を掃蕩し、久しく外蒙兵に占領されてゐた滿洲國領土を恢復した。一月二十九日關東軍司令部の發表した蒙古兵不法越境の真相左の如し。「かねてホイルノール東側において滿洲國と外蒙古の境をなしてゐるハルハ河(他の地は兎も角その方面は境界明確にして何れの國の地圖にもハルハ河とあり)を越えて外蒙兵侵入しありしが、最近不法にも實に二層深く侵入し來りしとの報に接したる興安北警備軍はその後の情況調査のため、一月二十三日軍事顧問本多少佐を現地に派遣せり

同少佐はアルシヤンスム(新巴爾虎左翼旗公署所在地)において二十一日ハルハ廟附近を偵察せる瀨尾中尉より同地に外蒙兵を見ずとの報告に接し、二十四日瀨尾中尉の率ゆる九名の蒙古とともにハルハ廟に向ひ前進し、途中ハルハ廟北方二キロのフンドラン監視所にいたり確かめたるに、ハルハ廟の外蒙兵有無は確かならずとのことにて前進を續行したるに、先遣斥候はハルハ廟を距る約二百米にいたり廟内に外蒙兵あるを發見せり。よつて先づ旗公署より同行せる無武裝の蒙古人を派遣し、交渉を求めたるも應ぜざるをもつて瀨尾中尉は兵一名を伴ひ挺身交渉のため、ハルハ廟に近づくや俄然十數名の外蒙兵より射撃を受くるにいたれり。このとき更に二十數名の外蒙兵は南方シヤナハルハ

河南方四里より増加し迫れるを目撃す。なほ同地方は七、八十名の外蒙兵ありとの情報を受く、偵察隊は應戰闘を中止しアルシヤンスムに引揚げ直ちに警備司令部に報告せり。よつて省長はなるべく局地的交渉によつて外蒙兵を撤退せしめんがため旗長を通じ二十六日交渉委員を派遣せり。右交渉委員は同日午後五時ハルハ廟より來れる先方の使者に滿外蒙境界即ハルハ河以南に撤退方を要求せる書類を送附せるに、先方は二十七日同地において回答する旨を約し別れたり。二十七日の會見において、先方は右書類はタムスクスム(上官の所在地ならん)に送附せるにつき

回答し得ずといひ且つ威嚇的言辭を弄したり、ハルハ廟附近の外蒙兵は依然撤退せざるのみならず寧ろ増加の模様なり。かくして三十一日日滿聯合軍により滿洲國領内から外蒙兵を驅逐して後、駐滿大使館では南大使の名をもつて左の如く闡明した。
今次の日滿聯合軍のとつた處置は全く外蒙側の不誠意にあつたもので、今日まで數次の滿洲國側の滿洲領撤退要求に應ぜざるのみか、不法侵略、不法射撃等々の不祥事の頻發により遂に日滿側の實力を以つてハルハ河以北の外蒙兵を一掃し終つたもので、目下日滿軍はハルハ河を越えず北岸で監視中である。
なほ滿洲國興安北警備軍ではこの種の事件を今後繰り返さざらんがため、地方的交渉により將來の保證を獲得すべく、三十一日滿洲領を恢復するとともに外蒙側に對し左の如き勸告文を手交した。
一、貴軍は滿洲國領土より速かに撤退し先づハルハ河以南に撤退すべし。
一、滿洲國はハルハ河以南に進出せざることを約す。
一、貴軍撤退後シヤナ一東側においてハルハ河を隔て、細部の交渉を行ふをもつて同所に使者を派遣すべし。
一、貴軍は爾今ハルハ河以北に進出せざることを約すべし。若しこれに應ぜざるときは已むを得ず武力を行使

するもその責は全く貴軍側にあり。
一、滿洲國軍は本交渉中戦闘行動を執らざることを約す
朱德、毛澤東共産軍渡江に成功し屏山を占領、北上を開
始。

七日

◇外蒙政府代表、ハルハ事件に關する滿洲國の勸告文に對
する回答文を滿洲國代表に手交。

十二日

◇我南京總領事國民政府に對し四川共産軍討伐の支那軍隊
輸送に我船舶七隻貸與する旨通達。

十三日

◇滿洲國政府、外蒙政府のハルハ廟事件解決交渉提議に對
し回答文を手交。

十四日

◇我支那駐屯軍司令官梅津中將内蒙視察の爲め天津出發。

十五日

◇モドンハシヤド監視所に外蒙古兵侵入、同監視所の撤退
を要求した。

◇蒙邊徵稅機關設置問題で内蒙對綏遠當局間に紛争を續け
てゐたが、内蒙側は二月中旬綏遠側の烏蘭察布盟護及伊克
昭盟護にある稅關に對抗して徵稅機關を設置すると共に、
同機關保護の爲め蒙兵五百餘名を派遣した。依つて綏遠省

は第七十師王靖國の歩兵一ヶ團と趙承總部下騎兵一ヶ團を
同地に送り蒙兵に對峙せしめた爲、兩者間の形勢緊張し解
決を危ぶまれてゐたが、今回北平軍事分會の調停に依り、
綏遠側は稅收の一部を蒙古政務委員會の經費に充當すべく
略々決定を見たので、同會がこれ以上頑張り徵稅機關を固
執することはあるまいと觀られてゐる。

三月

七日

◇滿蒙國境交渉に關し外蒙側の交渉地ハルハ廟提議要求を
滿洲國側拒絶、尙外蒙側は興安北警備司令官烏爾金氏の交
渉参加を拒絶。

十日

◇四川に移動中の中國共産軍の實力及びコース左の如し。

(一) 共産軍の實力

(甲) 第一軍團 兵數八千餘人、步騎兵統五千餘、拳
銃及び自働歩兵銃二百餘、機關銃百五十挺、梭標(槍)
千八百桿、歩兵砲六門、平射砲四門

(乙) 第三軍團 兵數九千餘、步騎兵統五千餘、拳銃
及び自働歩兵銃七十餘、機關銃八十餘、梭標千桿、
山砲二門、追擊砲六門

(丙) 第五軍團 兵數九千餘、步騎兵統三千五百、機

關銃五十

(丁) 第八軍團 兵數六千、步騎兵統三千、機關銃二
三十

(戊) 第九軍團 兵數二千六七百、步騎兵統三千餘、
機關銃十餘

(二) 共産軍の行動

一、第三、五、八、九軍團は先づ汝城に進出、會合し
た後再び兩路に分れて西遷、宣章、良田の線に於
て暫く停頓してゐたが、又三路に分れて西進を續け
た。その中央各機關は南北兩路の中間地區を行進し
たものゝ如し。

二、第一、三軍團及び第三軍團の主力は相次いで道を
延壽、文明、赤石にとり良田に到着後、第一軍團の
大部と第八軍團は宣章より西進、その他の部隊は桂
陽南部より嘉禾、寧遠を経て西進し共産軍の北路と
なつたが更に北方に一部隊を分派し右衛となした。

三、第九軍團及び第八軍團の一部は兩路の左側を稍々
遅れて行進し、城口沙木洞より茶陵、蔚蘭關、塘村
扞、坪石、宣章、梅田、臨武、藍山を経て西進、共
産軍の南路となつてゐた。

四、中央各機關及び傷病兵等の無戦闘能力部隊は第五
軍團及び第一軍團の殘部これを掩護して、宣章、臨

武兩部隊の中央を行進、これは共産軍の中央隊と見
做されるものである。

五、沿道に残留した少數部隊を中堅幹部が引卒し、落
伍者を收容併合して擾亂を擴めてゐるものを除いて
現在共産軍の大部分は既に寧遠以南、江華、道興以
東の地區中に到達してゐる。

十四日

◇外蒙古兵は同様オランホトカ監視所に侵入し之を撤退を
しめた。

二十二日

◇外蒙古とホロンバイルとの國境線は元來ホイル湖の中間
を通過しハルハ河に出てゐたが、河川の變更を見るや外蒙
側はシヤランゴールを以て國境線なりとして越境し、その
領域を擴大したのみならず、兵を配置し附近漁場を完全に
其手に收めた。

四月

十八日

◇歸化よりの急電によれば烏蘭察布盟の蒙民は突如盟長に
對して武裝蜂起した。暴動の原因は同盟烏拉特前旗に於て
蒙古側が徵稅機關を設置する計畫なりしに基くものといは
れる。然るにこの計畫は盟長雲玉の許可するところとなら

なかつたので、旗民等は四月十八日突如盟長王府に襲撃を行つた。

◇綏遠省主席傅作義は急報に接し、王靖國軍を派して、とりあへず治安の回復に當らしめた。

二十五日

◇ハルハ廟事件に關して、滿洲國政府は過般來外蒙共和國政府と接衝中であつたが、先般滿洲國側から本件交渉地を庫倫、海拉爾、新京の三個所の内、適當なる地點を選択された旨、外蒙古側に提議してゐたところ、四月二十五日外蒙古官憲は滿洲里を交渉地とした旨の回答をなした。よつて滿洲國側に於ても右提議を考慮の結果應諾を表明し、五月末滿洲里に於て會議開催の運びに至るものと見られる。尙、兩國交渉委員は左の如くである。

外蒙側指名委員

- 共和蒙政軍政部長 サンホー氏
- 東邊軍長 ダンバ氏
- 東部衙門(左翼公署)代表 ハトントホタシー氏
- 政府地方司事務官 ドクスター氏
- 滿洲側指名委員
- 興安北省長 凌陸氏
- 興安北省警備司令官 烏爾金氏
- 外交部政務司長 神吉正一氏

軍政部員

齋藤正利氏

◇哈爾濱地方國境問題に關し外蒙側は交渉地を滿洲里に希望する旨滿洲國に通達

◇石青陽の後任として今回蒙藏會委員長に就任した黃慕松は四月二十五日午前蒙藏委員會に登應職員を召集して訓話を行つた後、記念週を舉行し、邊政の重要性について演説した。尙許、與各委員と會談して職員の人事異動を發表したが、新たに岑學呂が總務處長、池中寬、熊公夫が秘書に任ぜられた。又かねて辭任を傳へられてゐた趙丕廉は改めて今回これを否認した。

二十七日

◇某方面の情報によれば蒙綏稅關問題は益々錯綜し、内蒙自治政務委員會側が一千名の増兵を爲すに至り、兩者の空氣頓に尖鋭化し、事件の擴大を傳へられ、北平軍事分會は蔣、汪互頃にこれが解決法に就き訓令を仰ぐと共に一方極地の詳細なる報告旁々綏遠省主席傅作義の來平を求めたので、近く傅主席の入平を見る筈である。

五月

一日

◇滿洲國外交部哈爾濱事件に件ふ對外蒙交渉經過發表

四日

◇滿洲國政府國境警備統一の爲め新に守備隊長任命。

十三日

◇外蒙政府は哈爾濱事件に關する滿蒙會商を來る二十六日より開始する件に應諾の旨滿洲國政府に正式回答した。

三十日

◇滿蒙會議外蒙代表一行滿洲里到着。

◇我北支駐屯軍の強硬通告に對し何應欽氏我態度緩和を囁願、酒井參謀長拒絶。

◇察哈爾省において絶えず反滿抗日行爲を重ねて來た宋哲元部隊は昭和九年十月二十六日張北において我が松井、川口兩中佐及び池田外務書記生一行八名に對する第三百三十二師の侮辱事件を惹起し當時我方の抗議に對し以後かゝる事件を發生せしめずと公約したにも拘らず今回再び同様の事件を繰返し遂に第二張北事件を惹起した。事件は三十日善隣協會のトラツクで多倫より張家口に向つて出發した某特務機關の大月桂、山本信親、及び善隣協會の余村實、大井久四氏が六月五日午後四時張北の南門において宋軍部下第三百三十二師の衛兵に停車を命ぜられたので多倫機關の身分證明書を示したがかくの如きものは無効であるとして取合はず、第三百三十二師司令部に連行され次第で軍法處内禁兵室に投ぜられ荷物全部を取上げた上、一行は物置に監禁され歩哨は一行の談話を禁じ、青龍刀、銃劍を擬する等脅迫を敢

てし食糧器具さへ與へず六日午前十一時に至つて漸く釋放されたものである。

右に對し關東軍では極度に激昂し宋軍の處分と共に察哈爾省の肅清を期し、北支問題とは別個に察哈爾問題を解決することとなり中央政府に對して

- 一、宋哲元の察哈爾省主席並に第二十九軍長の職を解く
 - 一、張北事件を惹起した趙登禹麾下の第三百三十二師を西南省境方面に移駐す
 - 一、張北事件の直接責任者たる第三百三十二軍參謀長、軍法處長を罷免する
 - 一、張北事件に關しては陳謝の意を表明する
 - 一、再び省内に排日、侮日行爲を惹起せしめざるやう保障する
 - 一、熱河省境に沿ひ多倫、沽源、獨石口、懷來一帶並に延慶一帶地區の軍隊を全部西南省境方面に移駐せしめ
 - 一、省内における排日、抗日團體を解散今後この種團體の組織を禁止する
 - 一、省内における日本人の旅行の安全並に自由を保障する
 - 一、省内國民黨部を解散する
- 等の覺書を提示し關東軍代表土肥原少將、松井中佐は北

平において支那側代表秦德純と數回に亘つて折衝を行つた結果、六月二十七日に至り支那側は日本側の要求全部を承認する文書交付を承諾する旨回答し來り秦德純は覺書を士肥原少將に手交し併せて察哈爾事件發生に對する陳謝の意を表し察哈爾問題は全く解決した。

覺書内容大要左の如し

張北事件の善後處理

- 一、直接責任者第百三十二師參謀長並に軍法處長を罷免し、第百三十二師を陽高に移駐する。
- 一、事件につき陳謝の意を表明し、宋哲元は察哈爾省政府主席並に第二十九軍長の職を解く

察哈爾省肅正の處置

- 一、今後省内において排日行爲の再發を防止する旨保障する
- 一、省内國民黨部を解散する、その他排日團體を解散しこの種團體の組織を絶対に禁止する

新非武裝地帯の設定

- 一、沽源から南方獨石口、赤城を連ねる一線を畫し、昌平、延慶の線に結び、延慶において塘沽停戰協定に基づく非武裝地區と接結、この一線と國境線より成る三角地帯より察哈爾軍等を撤廢する
- 一、右地帯には今後駐兵せず、新に保安隊を以て治安の

維持をはかる

○外蒙古代表は五月三十日に滿洲里に到着した、翌三十一日に滿洲里代理領事後藤氏を訪問して、種々懇談を遂げた。日本及び外蒙古の正式會商はこれが有史以來始めての事で席上後藤氏はハルハ事件が解決することは、日蒙間の友好關係を確立することであり、將來ともわが東亞民族が永遠の平和を保つことを希望する旨を述べたるに對し、外蒙代表は外蒙古健國の精神により、何れの國家とも均しく親善關係の結ばれんことを希望し、ハルハ廟事件が圓滿解決せば日本との友好を増進し、東亞民族の提携を實現するだらう云々と答へた。

因に、外蒙代表一行は蘇聯關係を顧慮し、日滿兩國の盛大なる歡迎招待にも、一步も外出せず、蘇聯にて準備した汽車内に避けて起居してゐた。

三十一日

○滿洲里滿蒙豫備會商開催、外蒙代表平和的解決意向を表明。

○關東軍幕僚談の形式で北支問題に關する支那側の態度遺憾の旨聲明を發表。

○我北平武官室酒井參謀長談の形式で北支問題に關する聲明を發表。

○南京駐在武官雨宮少佐南京政府外交部唐次長と會見、北

支問題に關して我強硬意向を通告。

六月

二日

○滿蒙滿洲里會商開催外蒙側本會議の議事進行に關する七箇條より成る要求を提出。

○北平軍事分會委員長何應欽氏は高橋駐平武官並酒井參謀長に蔣氏の回答未着を理由に我通告に對する回答猶豫を要請尙南京政府外交部亞細亞司長高宗武氏須磨總領事を訪問北支問題の平和的解決を懇請。

○蒙政會秘書長德王何王欽と會見、內蒙古自治指導長官就任方を懇請

三日

○ハルハ事件交渉の滿洲里正式第一次會商は六月一日北鐵第六中學校に於て開催されたが、第二次會商は何等の決定も見ず第三日は四日開かれ右會議に於て外蒙代表は『今次の會商に於て我代表部はハルハ廟事件の善後處理のみの權限を與へられ會議に臨んだものであるから滿蒙兩國の親善策等の問題を討議することは出來ぬ』との意志表示を爲し之に對し滿洲國側は『兩國間の根本對策を樹立せざる限りハルハ事件の處理に當るも決して本會議の目的達成は不可能であるから全般的

問題の討議にも及ぶべきが當然である』

との希望を開陳した所外蒙側は滿洲國側の意を諒とし直に本國政府に對し代表部の權限擴大を請調するに決し之が回調には數日を要するので次回會議に延ばされた。

○筆者に最も困難と云はれて居る蒙古文字のタイプライターが日本青年事務官の手によつて發明され、蒙古人行政の總本山蒙政部では毛筆を揮つて漫々の公文書作成に多大の時間と努力を使つて居た事務上に一大光明を齎らした。その發明は同部文書課長で大阪外語蒙古語部第五回出身の淺野良三氏で、かねて蒙古文タイプライターを作成して事務の能率を高め、且難解の蒙古文字の鮮明化をはからうと昨年末種々研究を積んでゐたが今春漸く成功、菅沼タイプライター製作所で試作せしめた所、好成績を収め、愈々これを實用に供することとなり、管下各處で蒙古人のタイピストの募集を行つた所、忽ち百十八名の應募者があり、その中から選抜された妙齡の蒙古婦人二名が六月三日新京着、四日から早速教習を始めた。この二人は興安總務科長薩噶拉布氏の妹鄭淑靜さん(二〇)と同署地方科長の夫人苞秀芬さん(二五)である。

○陸軍省北支問題解決遷延しあるに鑑み當局談を發表。

○北平軍事分會委員長何應欽氏北支問題の責任者として于學忠氏に辭職を強要、于學忠氏拒絶。

八日

◇關東軍は去る五月二十三日武裝露兵約四十名滿洲國東南國境大烏蛇溝を渡つて不法越境し掠奪歸領した旨發表。

十一日

◇關東軍宋哲元軍の不法事件に對し何應欽氏に抗議を發し尙その真相を發表。

◇滿露國境日露兵衝突事件に關して外務省非公式當局談で事件の真相を發表。

十三日

◇第四次滿洲里會商外蒙政府の回調到着し開催。

◇宋哲元軍の不法事件に對する關東軍の態度強硬による北支懸念再燃し上海市場大混亂に陥る。

十四日

◇宋哲元軍の不法行為に關して我天津軍首腦部會議開催。

十五日

◇關東軍司令部察哈爾省肅正工作案に關する訓令を土肥原少將に發す。

◇宋哲元氏代表秦德純氏酒井參謀長松井武官と會見、宋軍の不法事件解決を交渉開始、宋氏松井武官に第二張北事件の責任を負ひ今後一切排日滿行動中止し、又如何なる要求にも應ずる旨陳謝を表明。

◇將來南滿と拓け行く内蒙古を繋ぐ交通路の先驅として意

我要求全部容認に決定。

十七日

◇關東軍並現地駐屯最高參謀會議開催、河北問題の善後策並に察哈爾對策問題を協議。

◇關東軍司令部に察哈爾省肅正工作に關する全幕僚會議開催、關東軍の根本方針を決定。聲明發表。

◇南京政府外交部唐次長磯谷武官と會見、察哈爾事件につき日本軍の意見を聴取、北支新政局につき意見を交換。

十八日

◇南京政府行政院北平政務整理委員長黃郛の北上不可能の爲め王克敏氏を代理に任命、察哈爾省政府主席宋哲元氏の免職を正式に決定、尙宋哲元氏の罷免、第三十二師の自發的移駐等松井中佐の第一回現地要求を全部容認した旨秦德純代表に電命

十九日

◇滿洲里會議文書作成、討議範圍等で意見一致を見ず休會となる。

◇第二張北事件に關し天津駐屯軍首腦部會議を開催、張北事件交渉は北支問題と分離し土肥原少將折衝するに決定。

◇察哈爾省主席宋哲元氏二十九軍長辭職し第三十八師長張自忠氏に引繼ぐ。

二十二日

義深い海拉爾——ハロン・アルシヤン温泉間二八五軒の貨客運輸は鐵路局直營の下に六月十五日バス(二〇名乗り)トラック(二噸積載)の二縱列で初運輸を開始、從來トラックで二日、馬車で數日の行程を要した神祕温泉境アルシヤン迄、海拉爾を朝の七時に出發、警乗兵乗組の安全裡に快いクツションの中に揺られ、途中ハンダガヤに停車川一筋向ふには謎の國外蒙古の山野を望みながら夕刻六時には萬病卓効のアルシヤンでい湯につかりキヤンホテルでくつろげると云ふ便利化を見るに到り、今後三日目毎に貨客車一往復運輸の實現に依り蒙古の産業人文開發上に劃期的貢獻が豫想されてある。

尙旅客運賃は左の如し。

ハロン・アルシヤン——海拉爾間 拾七元七角

(二八五軒) 拾元九角五分

ハンダガヤ——海拉爾間

(一九九軒) 拾元九角五分

貨物運賃は噸一軒當り

一級品 五角五分

二級品 四角五分

十六日

◇察哈爾問題善後策決定の黃、汪、何三巨頭會議開催。

◇察哈爾問題に關して南京政府最高首腦部緊急會議開催、

◇宋哲元氏土肥原少將に特使を派し今回の事件に關し陳謝の意を表し軍事區域設定を申出す。

二十三日

◇ハイラステンゴール附近において外蒙兵は不法越境をなし作業中の關東軍測量手及びロシア人一名その他機材を拉致す、我軍は〇〇搜索隊を現地に派遣し搜索せしめ軍は滿洲里會議を通じ外蒙古政府に抗議せり。

◇秦察哈爾省主席汪行政院長に辭任電報を發す。土肥原少將、松井中佐、秦主席と察哈爾問題解決交渉開始、原則的諒解成立、但し協定文書確認を秦氏承認せず。

二十五日

◇關東軍測量班外蒙兵に襲撃され二名拉致さる。

◇舊宋哲元軍吳振聲部隊約六百名獨石口北滿洲國境を侵犯國境警備警察隊に發砲日滿聯合軍出動交戦状況に入る、關東軍緊急會議開催土肥原少將より抗議せしむるに決定。

◇土肥原少將雷壽榮、陳覺生氏と第二張北事件交渉開始、土肥原少將我要求全部承認と正式覺書交換を主張し最後の決定に至らず。

二十六日

◇ハルハ事件に關する滿洲里會議第九次會議は六月二十六日午後一時より開會、本論たるハルハ廟事件の折衝に入つた。開會劈頭滿洲國側はかねて堅持する提案を基礎とし討

議に入り外蒙側は自國側より見たハルハ事件につき述ぶると共にハルハ廟及び附近の土地は外蒙のものであると唱へ滿洲國側委員は特に土地問題について各角度よりこれを反駁應酬し、結局何等決定せずして散會した。

次いで第十二次滿蒙會議は七月六日午後一時より開會されたが、外蒙側は地圖によりハルハ廟附近の歸屬問題を飽迄外蒙領域と主張して譲らず、滿洲側はこれに對し不完全なる地圖による國境歸屬の決定は妥當ならずと反駁し論争二時間の後午後三時散會した。

◇舊宋軍の再三の不法行為に關して關東軍關係幕僚、滿洲國軍政部代表緊急會議開催、滿支國境を斷乎實力を以つて封鎖するに決す、尙察哈爾軍の長城以南撤退要求を土肥原少將へ訓令。

◇駐日ユレニエフ大使日滿露國境衝突事件善後處置に關して廣田外相と會見、外相日滿露國境紛争委員會設置を提議ユ大使本國へ請訓を約す。

◇滿洲里會議で外蒙代表拉致關東軍測量班員の身柄引渡し手配方を快諾。

◇秦察哈爾省主席舊宋軍吳振聲軍の後退を嚴命。

二十七日

◇支那側代表秦德純氏土肥原少將を訪問、察哈爾問題解決の覺書を手交。

◇察哈爾問題解決 支那側我要求事項全部承認、文書訓印を受諾。

二十九日

◇關東軍察哈爾協定實行を松井武官監視するに正式決定。

◇土肥原少將、宋哲元氏と第二張北事件に關して會見。

三十日

◇察哈爾省主席宋哲元氏は最近滿洲國幣の使用を強制的に禁止し若し違反するものあらば、銃殺する旨嚴命したが、國境密雲方面では滿洲國々幣が唯一の通貨として使用されてゐる關係から、金融大恐慌を來し人心極度に動搖してゐる。

七月

一 日 外蒙兵に拉致された犬養測量手海拉爾歸着。

二 日 駐日ソ聯ユレニエフ大使ソ聯側の虚報に依る我軍の越境事件に關し外務省に抗議書を提出。

三 日 第十一回滿洲里會商開催、境界問題で意見對立。

◇外務省滿洲國境に於ける越境並領水侵犯に關するソ聯抗議覺書に關して南駐滿大使並大田大使に調査方を訓電。

五日

◇南駐滿大使ソ聯抗議の日滿兵越境事件は事實無根でソ聯側の宣傳工作の旨外務省に報告。

駐日ソ聯ユレニエフ大使廣田外相と日滿ソ國境紛争處理委員會設置に關して會見。

午前十時關東軍測量隊はハイラステンゴール(甘珠爾廟東南約八十キロ、ジャンジュ廟の西南、約五十キロ)東方約十キロの山上を測量中、外蒙兵四名、ハルハ河を渡つて滿洲領内に侵入し來り一齊射撃を加へ測量中の犬養慶及びロシヤ人馬夫一名を拉致し測量機械一組、荷馬車一臺、馬二頭を奪ひ去つた。右に對し關東軍では二十六日海拉爾特務機關長齋藤中佐をして目下滿洲里會議のため滿洲里に滞在中の外蒙代表に抗議せしめ犬養測量手ほか一名の身柄を引渡を要求したところ、外蒙代表は外蒙側の不法を認め、衷心遺憾の意を表し直に自國政府に對し拉致者身柄引渡しを手配したが、次で二十八日犬養測量手は遠路を日隠しされたままハルハ廟國境附近に引ずられ來つて甘珠爾警察署に引渡された測量機械等は未だ返還されてゐないのみならず、引渡し直前外蒙兵は言語不通の犬養氏を脅迫し内容不明の蒙古文字の書面に署名せしめられたが、恐らく犬養測量班が外蒙領に侵入し測量したことを強要して外蒙側の不法行為を誤魔化さん心組みと推測される。

右に就き關東軍司令部及び滿洲國外交部は七月四日在滿洲里代表を通じ、外蒙政府に對し正式抗議を提出した。

抗議の内容は

今次の事件は固より將來に亘りこの種紛争の發生並に擴大豫防の見地より滿蒙兩國が常に友好的關係を保持せんことを重要視したもので、外蒙政府にして誠意を有するならば容易に解決せられるものと信ぜられる。

右抗議の要項は

- 一、日本人に對する不法拉致
- 二、日本國旗に對する侮辱
- 三、強制的に犬養測量手に對し文書に署名をなさしめながら偽つて測量器材を持つて逃げたこと。等を列記してある。

六日

◇滿洲國外交部發表、關東軍司令部及滿洲國外交部七月四日在滿洲里外蒙代表を通じ外蒙政府に犬養測量手拉致事件に伴ふ外蒙兵の滿洲國領内不法侵入並日本軍侮辱事件に對して正式抗議を提出、外蒙政府滿蒙國境事件の虚構聲明書を發表。

九日

◇滿洲里會商で神吉滿洲國代表外交代表の交換を再提議。

十日

◇關東軍外蒙兵の犬養測量手拉致事件に關する外蒙側の申出を發表、關東軍直に我要求回答を催促。
 ◇ソ聯政府最近新疆省督辦盛世才を使喚し外蒙兵ウリヤスタイ地方を爆撃東方進出を計畫中の旨入電。

十五日

◇外蒙代表測量班拉致事件に關し滿洲里關東軍代表及外交部代表に九日同様の不誠意なる回答文を手交、問題は重大化。

◇「ハルビンスコエウレミヤ」紙の報ずるところによると最近ソウエート聯邦政府はイルクーツク市より二十臺の爆撃機を差向けて外蒙北部の行政市ウリヤスタイ（新名シアハラランツ）を爆撃し、その城壁、寺院、倉庫、商店等を根底より破壊し死者だけでも二千名に達し夥しい負傷者を出した。住民は大恐慌を來して科布多、庫倫、張家口方面へ逃走した。飛行機に續いて派遣せられたソヴェート・ロシアの騎兵隊がウリヤスタイ地方の反ロシア分子に對して徹底的斷崖を加へて居り、目下ウリヤスタイは外部との連絡を絶たれてゐることである。原因はこの地方の蒙古人間には、ロシアの干渉を受けない純蒙古獨立國の建設を願つて居るところへ、近來ソヴェート式の牧農政策に對する不滿が高まり、遂にホルホーズやソフホーズから脱退する者多く、それがためウリヤスタイ蒙古官憲とソヴェート政

人よりも多いといふ有様である。

商業市場は城西一里程の所にあつて地方旗民の商業市場となり庫倫に次ぎ畜産木材の取引が盛である。ソヴェート政府は新疆省方面への自國商品をこの都市を経て運んでゐた。

十七日

◇察哈爾省境保安隊設置問題原則的諒解成る。

十八日

◇ハイラステンゴール事件に關し關東軍、外交部の第二次要求を共同要求として全面的に支持する旨外蒙側に通告。

二十二日

◇五月二十五日以来二十四回の會商を開催した滿蒙會議當分解決の見込なく神吉代表近く引揚げる旨外務省に入電。

二十三日

◇滿洲國政府外交部は滿蘇國境紛争根絶に滿蘇國境調査班を設置に決定した旨入電。

二十四日

◇英國下院に於て外蒙古及び西部中國の情勢に關する報告を得るため保守黨モリソン議員及びアルフレッド・クック等一齊に政府に質問を發したが、ホア一外相はこれに對し左の如く應答した。

外蒙及び内蒙の政治的關係に就いては判然しない。日本

府の監督官との間の關係がとみに尖鋭化した、めだといふ。ウリヤスタイとは漢譯で多楊柳の義で楊柳の多いところから附けた名稱で三韻諾顏部の西隅、杭愛山脈の南麓に位し、庫倫（ウラン・バートル・ホト）と科布多を結ぶ庫倫站道に當り、庫倫の西一千キロ、露蒙國境より約二一三乃至二六六キロ南方チヤカスト・ゴルとボグドイン・ゴルの會流點にあり、内蒙の歸化城や長城西券の嘉峪關より露領セミバラチンスクへ通する要衝で、將來の外蒙大橫斷鐵道はこの市を通ることになつてゐて、庫倫、科布多と並んで行政上商業上重要な都市である。今より二百年前、清の雍正年間北路の大軍を科布多經由でこの地に移駐屯田せしめて築城し、準噶爾部を控制すること三十年に及んだ。乾隆帝の時準噶爾部を平定してからこゝに定邊左副將軍を置いて、互に増築して喀爾喀四盟と烏梁海部とを管轄せしめてから漠北政治の樞紐となつた。民國二年ロシアの干渉で舊制は廢せられた。

城は周圍五百丈、木柵張の土壁を繞らし、城内には寺廟二棟の外に武庫、糧秣庫がある。咸豐年間東干の亂で兵燹に罹つたが、その後修築を加へて今日に及んでゐる。今より五十年の光緒七年、露清兩國間に伊犁條約を訂結した際、露清通商改定章程が出来てから、ロシアの商人の入込む者が多くなり、人口三千餘を算へ、ロシアの方が蒙古がウルカに軍の代表機關設置を要求したといふ情報に關しても未だ公式通牒に接して居ない。

と述べ更に他の質問に答へて該地方に於ける政府的情勢に關する報告書提案方を既に出先官憲へ訓令したと説明し尙外蒙古承認問題に就いては次の如く語つた。

外蒙共和國が何れかの國に依つて承認せられたといふことは未だ聞へてゐない。亦英國代表者を外蒙に駐在せしめることも不必要であるが、蘇聯の外蒙勢力扶植、大の結果英國商人に利害關係ある天津、外蒙間の陸商貿易衰微に關しては調査する。陝西、四川兩省共產軍掠奪に關して何等公式通牒に接してゐない。

三十日

◇マンチエスター・ガーザン紙記者でジョーンズ氏及びドイツ通信社々長ハーバートミユラー博士は内蒙旅行中寶昌の東北地點で土匪に拉致され身代金十萬元を要求されて居たが、その後の報に依ればミユラー博士のみは七月三十日夜釋放された模様で、同博士は今日中に張家口到着詳細が判明する事となつた。この釋放は恐らく身代金督促のためと見られるが土匪の身代金の外自動式ヒストル二百挺を要求して居ると傳へられて居る。

七 日
 ◇烏珠穆沁よりハロンアルシヤンに向け旅行中のアリヤールト蒙古人二人ハロンアルシヤン西方ノイメルゲ附近に於て外蒙兵に拉致せらる。

十一 日
 ◇綏遠省主席傅作義氏北支建設提携を誓約。

◇司令部附松井大尉は八月十一日新巴爾虎左翼旗伊哈布爾慎廟對岸滿洲國領視察中外蒙監視哨より不法射撃を受け自衛上之に應戰撃退す。

十二 日

◇わが集團司令部〇〇隊が國境視察に赴きたるところ新巴爾虎左翼旗滿蒙國境附近において外蒙古監視哨は不法射撃を加へたり。〇〇隊は自衛上應戰撃退滿洲里會議を通じ外蒙古政府に抗議せり。

十四 日

◇蒙古人アルホンバインホーロイ附近に於て狩獵中、外蒙古軍のため拉致され、タムスク司令部に監禁された。

◇滿洲里會商外蒙代表引揚ぐ。

二十七 日

◇滿洲國政府郵便夫の拉致事件に關しソ聯に抗議を提出。

二十八 日
 ◇ハルハ活佛は外蒙兵の爲め拉致された。

十月 月

四 日

◇内蒙西公旗紛争問題解決の駐平辦事處設置さる。

五 日

◇綏遠省防共會議開催。伊盟各旗聯防辦法を定め、傅作義より伊盟盟長沙王宛、防共の通電を發す。

六 日

◇綏遠河北方にて露兵滿洲國軍監視兵不法射撃。

◇綏遠省防共會議終了。

◇惹起せる滿ソ兵衝突事件に伴ふ善後處置に萬遺憾なきを期するため現地調査の目的を以て派遣せられた我調査隊綏遠河憲兵隊根本伍長以下三名、領事館警察隊員一名及び該方面の地理に精通せる國境警察隊太田原巡官の五名は衝突に關係ある滿洲國軍將校二名及び掩護隊として滿洲國國境監視隊三十名を帶同し十二日午後三時頃綏遠河北方約二十キロの事件發生地に到り地上に標識を設置中重機關銃四門乃至五門を有する約五十名のソ騎兵より突如無警告に猛烈なる射撃を受けたるを以て我が調査隊もやむなくこれに應戰せり、この戰闘における我が損害戦死憲兵一名(日本人憲兵)道案内日本人一名、國境監視隊員滿人四名、負傷者國境監視隊員五名、綏遠河特務機關長は綏遠河警備隊中村

九月 月

六 日

◇蒙藏會西公旗紛糾事件を調査。

◇秦德純氏察哈爾省主席に就任。

八 日

◇蒙藏委員柯三到氏、西公旗事件の調停に赴くべく北平到着。

二十五 日

◇察哈爾事件に於ける察哈爾省の治安維持問題に就き、張家口にて土肥原少將、省主席秦德純氏と會見し、全く該問題解決。

◇趙丕廉西公旗紛争調停經過報告の爲め歸京。

二十七 日

◇雲王、西公旗紛糾經過を蔣介石、王精衛兩氏に打電報告。

二十九 日

◇新巴爾虎左翼旗オノホゴルに放牧中の邦人所有馬匹九十八頭不法越境せる四名の武裝外蒙兵に拉致され、たまに國境地方視察中のわが〇〇少佐は滿洲國國境警備隊長を指揮し外蒙古政府に嚴重なる抗議を提出す。その結果十一日にいたり馬匹九十三頭を返還されたり。

大佐を現地へ急派し狀況を調査中。

◇綏遠河北方約二十キロ國境附近の滿領内を巡察中の滿洲國軍監視兵に對するソ聯軍巡察兵の不法射撃事件に相次いで又十二日午後三時頃右地點においてさきにソ聯の不法越境を實地調査中の滿洲國軍調査隊は重機關銃を有する約五十名より成るソ聯騎馬隊より突然三方より包圍の隊形で計畫的射撃を受けたので、直ちに應戰ソ騎兵を撃退した。目下兩者の損害は不明であるが度重なるソ聯兵の完全な計畫に基く不法越境及び挑戰的態度に對し當局は今回こそ固い決心をなし、あくまでソ聯の反省を促す管でソ聯側の出方によつては重大化する模様である。なほ十二日の露滿國境におけるソ聯騎兵の越境襲撃による戰闘行爲につき、ソ聯側は十二日夜深更我軍當局に嚴重なる抗議を提出し來たりたるも我方は直ちに、これを二蹴し、右衝突の原因はソ聯正規兵の不法越境にありとして彼の不法を指摘し軍當局において對策協議中である。

十二 日

◇綏遠河北支國境にて滿洲國軍調査隊露兵に射撃さる。

十三 日

◇滿洲國綏遠河外交辦事十二日の露兵不法射撃に關して露國領事館に強硬抗議を發す。

十四 日

◇ユレニエフ駐日大使廣田外相と會見、綏遠河に於ける滿洲國境衝突事件に關し正式抗議し來る尙日、滿、露三國混合調査委員會案を提議。

二十一日

◇蒙政會第三次大會百靈廟で開會。

二十二日

◇關東軍、滿露國境紛争に關して態度闡明。

◇滿洲國外交部滿、露國境紛争處理混合委員會案に關して談話を發表。

三十一日

◇綏遠西公旗紛争事件につき、蒙政會第三次大會終了後、各委員は百靈廟において意見の交換を行つた。調停員吳鶴齡は十月三十一日、綏遠に來着問題の石王も包頭より綏遠城に來つて吳鶴齡と會した。石王夫人は最近包頭において急逝したがこれは西公旗の最初の事件と關係ありとして重大視されてゐる。なほ石王は綏遠にて傳作義と會見し、十一月九日返旗したが、この事件は蒙政會側の讓歩により無形に解決するのではないかと見られてゐる。右解決辦法として傳へられるところによれば左の如し。

(一) 中央政府は蒙政會委員長雲王に請ふて西公旗石王を罷免を撤回せしめ、改めて暫時停職の形式とす、その間に代理を派して旗務をとらしめ相當期間後、石

王復職せしむ。

(二) 綏蒙稅收問題は稅收を二分の一を特別稅として綏遠省主席と蒙政會とを平分することとし、他を百貨稅として中央より辨理し、若干の補助を支給して蒙古の建設費に充つ。

(三) 綏遠省は蒙政會に對し建設費として毎月一萬餘元を協助する。

尙綏遠の報道によれば西公旗紛争事件は行政院より解決方法として左の三項を指定し綏遠省主席傳作義及び蒙政會双方に提議した。

一、中央は命令を以て、石王の札薩克職務八ヶ月を停止す。停職期間内に於ける札薩克の職務は西公旗記名の協理、薩克都爾札布より代理せしむ。

二、蒙政會が西公旗に指し向けた軍隊は即日百靈廟に撤回せしむ。

三、大喇嘛依喜達克登爾根の生命、財産は西公旗署より保障を與ふ。

右の解決方法に依り數ヶ月間に亘る内蒙の紛争事件も一先づ終熄するものと觀察さる。

◇烏盟西公旗の石王氏が蒙政會より免職された事に端を發し内蒙方面の紛争は擴大されんとする形勢にあり、これがため蒙政會では已に百三十名の軍隊を同旗方面に派遣し石

ホルンテス監視所は撤退させられた。

六日

◇ソクトスムブル監視哨隊所屬外蒙兵二名不法越境し樹木伐採に従事せる滿洲國國境監視隊に逮捕されたがその際外蒙古後方部隊は監視隊に對し射撃を加へたるをもつて國境監視隊は應戰撃退せり。

十一日

◇毛皮商と稱する二名の外蒙古人が新巴爾右翼旗に偵察の任務を帯びてバイカル湖西岸地區に越境侵入し來り滿洲國國境監視隊阿期理部隊に逮捕さる。

十六日

◇午前九時十分ハイラストンゴール哈爾河合流點上流約三十軒附近ハルハ河中洲に於て外蒙兵二名雜木林中にて柳の伐採をなしあるを發見し滿洲國々境監視隊之を逮捕す。

十九日

◇滿洲國外交部、國境方面の露國の不法行爲抗議。

二十日

◇察哈爾省政府主席蕭振瀛氏、行政院に辭表提出。

二十一日

◇滿蒙會議、國境紛争處理のための代表者駐在地點に關し意見不一致危機に直面。

二十四日

王の反抗に備へてゐるが、これに對し石王は綏遠省政府に應援を求めてゐる。一方烏盟長雲王は飽迄石王を札薩克の後裔にあらずとしてこれが罷免方を強調してゐる。又伊盟王の病氣を中心これが後任をめぐり奇文、英奇の兩人の抗争があり内蒙の前途は益々紛争せんとするに至つた。

石王被免を決した百靈廟内蒙自治委員會では實力を以て石王を驅逐せんとし已に軍隊三百名の護衛下に後任者と西公旗に向け出發せしめた。右に對し石王側でも附近各盟旗に檄を飛ばして應援を依頼し猛烈な戦闘が開始される模様である。尙ほ内蒙烏盟西公旗石王の罷免問題が更に紛争の傾があるので、綏遠省主席傳作義氏は中央に對し指示を請ふところあつたが、行政院は蒙藏委員會をしてこれを處理せしむることとなり、近く張家口臺站鄂臺長を綏遠に派し、更に西公旗にも入境せしめ事態擴大を防止せしめることとなつた。

十一月

二日

◇毛皮商と稱し一名の外蒙人新巴爾右翼旗偵察の任務を有し越境侵入せるを滿洲國々境監視隊アッスル部隊に逮捕せらる。

四日

○河北、察哈爾兩省主腦部自治委員會組織につき協議最後の決定を見る。

二十五日

○滿蒙會議の最終的會議は十一月二十五日午後一時より滿洲國代表宿舎ニキチンホテルにおいて開かれ、會議席上外蒙代表は、外蒙政府の意向は前回同様なる旨の本國政府の回訓を固執して譲らず、滿蒙會議は遂に決裂するに至つた。

二十六日

○某方面の情報に依れば最近國民政府當局は駐支ソ聯大使ホゴモロフ氏と外蒙問題に關し重要折衝を進めてゐる模様である。詳細不明であるが右折衝内容は外蒙の獨立承認に伴ふ境界決定、交通通商問題を中心に政府軍事問題をも或程度包含するものでソ聯側では、外蒙の正式獨立承認を目標にその前提たる諸事項に關する意見交換を繼續してゐるものゝ如く刻々進展しつつある外蒙古の軍事政治的變化に刺戟され折衝は順調に進行中だと言はれてゐる。

○ハイラステンゴールに於ける外蒙兵の關東軍測量班員拉致事件を初とし、外蒙兵の不法越境事件は頻々たるものあり、滿蒙兩國間に於てはこれ等國境に於ける紛争を除去の爲め兩國委員より成る共同委員會の設置を協議中であるが、又もやジャンシェン廟西方約三キロ哈爾哈河北方約十

二キロの附近で外蒙武装兵四名が越境し來り放牧中の馬九十八頭を掠奪し引揚げて事件を惹起し、外蒙側の紛争處理に對する誠意の程度を疑はしむるものあり、同事件に關し與安警備軍警察當局は目下實情調査中である。

十一月

三十一日

○外交部督電に依ればハイラステンゴール北方に於ける外蒙兵の不法越境事件はその後現地を調査した結果、ハイラステンゴール北方に外蒙兵二名を認めた滿洲國軍はこれを逮捕せんとしたところ外蒙兵の後方に約一個小隊と思しき外蒙兵を發見したので、自衛手段として右一個小隊と應戦遂に敵を撃退せしめて二名の外蒙兵を逮捕せるものである。右の如く再三、再四の外蒙兵不法越境は日滿外蒙の間に前途面白からざる事態を生ずるものとして滿洲國當局では考慮して居る。

四日

○興安西省公署民政廳長より蒙政部への報告によれば、突如外蒙騎兵二十餘名が浩濟特旗北方及音地拉地方に侵入し住民色楞札布の馬五頭を掠奪逃走したと、右に對し滿洲國當局では外蒙側に對し抗議をなす筈。

十一日

○滿洲國境監視隊はボイルノール西方の滿洲國內に不法侵入中の外蒙兵と衝突し、同地域附近調査中の關東軍部隊と協力して之を驅逐し國境を回復した。

十七日

○滿洲國々境監視隊長大山上校は九日午前アッスル廟附近に在りし小隊を指揮し前進中オラホドカ附近に侵入し在りし機關銃を有する約七十名の外蒙兵と衝突せり、折柄該地方兵要地理調査の爲派遣中の(中田大尉の指揮する約三十名)は此の情況を知り直に大山監視隊を増援し其の戰鬥に参加し之を國境外に驅逐せり敵は小銃十二、彈藥約六千捕虜十(内負傷者二)死體二を遺棄し南方に潰走す。我損害なし。

十九日

○機關銃を整備せる外蒙古部隊七十名がオラホドカ及びボ

○宋哲元河北省主席に、張自忠察哈爾省主席に任命さる。

十三日

○大田駐ソ大使より外務省への報告によれば、外蒙共和國總理ゲンドン氏は陸軍大臣、内閣書記官長、外務省局長等を帶同、十一日モスクワに到着した。而してソ聯外蒙首腦部今次の會議内容は、目下のところ、嚴秘に付されてゐるが、滿洲里會議が決裂した一方ソ聯の支那進出の一幹線である外蒙、内蒙、北支の赤化防衛協定の成立を目前に控へ重大時期に直面しつつある事實に見て日本側に於ても重大關心を拂ふべき必要があると見られてゐる。

○午前十時頃、滿人韓陽同(六七年)、孫申琴(二七年)、楊生文(三七年)、他二名は十月下旬頃以來西口子東方アルグン河滿洲水上に於て漁撈に従事し居たる處十二月十三日午前十時頃ソ聯國境監視騎兵二名突如襲來し右三名を不法拉致しシユクト、チヤ及ボクロフカに抑留訊問の上二十二日夜十時頃ソ領ボクロフカ村附近アルグン河畔にて追放せり。

十四日

○外蒙古代表ゲンドン首相、デミド陸相はモスクワ駐劄ダリザツプ代表の案内で十二月十四日午前クレムリン宮にソヴェート聯邦人民委員會議長モロトフ氏を訪問、長時間に亘り重要懇談を遂げた。右會見にゲンドン首相は滿洲里會

ルシテル附近において不法越境し來りて、たま／＼監視哨を配置しつゝありし滿洲國々境監視隊と衝突恰も該地附近調査のため赴きありし我が部隊〇〇名は滿洲國監視隊を支援外蒙兵を撃退せり。

十一日

◇蘇聯 外蒙のモスコウ會議は兩國の軍事同盟締結に赴くものとして各方面の注目を惹いてゐるが、ペリリナー・ターゲ・アラツト紙はデリーテレグラフ北平特派員特電を轉載し外蒙に於ける兩國の軍事提携の事實を確言、最近蘇聯は外蒙に於いて軍事上の大動員を敢行し、蘇聯航空指揮官の指導下に首府ウランバートルに外蒙赤軍一師團はその機械裝備を誇り、滿蒙國境地帯には機械化兵團數ヶ師が駐屯し蘇聯飛行機二百架が之と共同動作を取り、モスコウ・ウランバートル・ハバロフスク四重要都市間の軍事的連絡は緊密に完了したと報じつゝある。なほ北滿現地よりの報告にも同様外蒙軍は最近ボイル湖の南岸を東部に移動しつゝあり、蘇聯外蒙聯合軍の工作は愈々事實となり來つたとあり、滿蒙國境は何となく不安に蔽はれつゝある。一方蘇聯はモスコウ軍事會議の合理性を強調し、日本の大陸進出阻止の方策こそ世界平和の實現に寄與する大眼目なりと大見得を切り、更に日獨軍事同盟説を捏造し英佛兩國の神經を刺戟しつゝ日本の華北防共工作を阻止せんとすとの宣傳に大童

である。斯の如くソヴェートが華北に於ける日滿華三國防共工作進捗を目の敵として凡ゆる術策を弄してこれを中斷し大陸の赤化に邁進せんとしてゐることは重大な意味がある。

二十二日

◇ボイル湖西方に發生せる滿蒙國境の衝突事件に關し、外蒙側滿洲國に對し謝罪要求し來る。
◇標識不明の飛行機(外蒙機なるや蘇聯機なるや不明)は滿蒙國境ミヤラチャレより約一軒の地點(滿領)上空を約一千米の高度を以て飛翔し警備狀況を偵察せり。

二十四日

◇午前十一時頃オラホドカ前面に外蒙兵五、六十(自動車有す)越境侵入し同地監視隊を攻撃す。中田調査隊は調査任務を終り歸路連絡の爲同地に至り之を目撃し直に戦闘に参加し交戦約三十分の後之を南方國外に撃退せり。本戦團に於て監視隊戦死一、中田調査隊負傷三、敵の損害不明。
◇オラホドカ・ホルシテルス附近において自動車に搭乗せる外蒙兵五六十名が越境し來りさらに同夜外蒙兵乗馬隊不法越境し來り滿洲國監視隊を襲撃折柄該地附近調査中のわが〇〇部隊協力して撃退せり。

二十八日

◇滿洲國外交部、二十四日外蒙兵不法越境射擊事件に對

し、外交部大臣の名の下に外蒙首相に對し抗議通電。

三十日

◇外蒙ケンドン首相蒙露提携提唱。

一月

二日

◇内蒙喇嘛僧數名が外蒙古兵のため拉致された。

六日

◇宋軍の不法發砲に我出先當局嚴重抗議を提出。

◇雲王等内蒙一二王名で内蒙統一擁護、分裂反對を南京政府に通電。

◇張北事件の真相調査並に善後處理のため滂江にて徳王と會見せる蒙政會駐平辦公處長包悅郷歸平し、宋哲元に詳細報告す。

七日

◇宋軍不法發砲事件の正式抗議書を提出。

◇河北、察哈爾、山東三省の國境收入整理のため財政部各稅務局長を新に任命、稅收の確保を期するに決す。

◇綏遠省の陝北共產軍を討伐中であつた第八十六師の動搖に乗じ毛澤東の共匪は遂に長城線を突破して、綏遠省に侵入、先發隊約百五十名は包頭西南方八十支里の地點に出現、偵作義氏は急報に依り歩砲聯合の自動車隊を派遣して

討伐中である。

八日

◇外蒙兵、滿洲國境を越へ部落を不法占據、地雷火を敷設。
◇最近外蒙兵の滿洲國領侵入事件が頻發しつゝある折柄また、ボイル湖西方オラホドカ(滿洲國領)にわが國境警備隊が歩哨配置のため赴いたところ意外にも外蒙兵十數名が同部落を不法占據し駐屯せるを發見、更にその後方に三十名の外蒙兵が越境侵入してゐたので警備隊は直ちに外蒙兵を國境外に驅逐し同部落を奪還したが双方の損害はなかつた。なほ同地附近を捜査したところ外蒙兵によつて滿洲國領内に多數の地雷を敷設しあるを發見、この計畫的國境侵犯を重大視し嚴重警戒中である。
◇ボラカンカ監視所に外蒙兵が侵入した。

九日

◇外蒙兵は自衛團を驅逐しオリミア東方を占領した。

十日

◇關東軍露國の捏造宣傳を全面的に否定。
◇駐日露大使外相訪問、日本飛行機越境せる旨抗議、尙國境劃定問題で意見交換。

十一日

◇宋哲元氏宋軍不法發砲事件に陳謝。

十二日

◇蘇聯戦闘機一臺、饒河縣第三區七里沁子東北約十五支里の地に着陸し該機（マキシムMG四、彈藥四〇〇發）を有すは既に焼却しあるも、骨の残骸は完全に存し飛行士及マキシムMG四、彈藥四〇〇發は孟嘗君匪約廿名の爲に拉致さる。

◇午後饒縣七里沁子東北約十軒の地點に蘇聯軍用機一臺（複葉驅逐機N—一五型、番號二五九〇五）着陸し機從蘇聯兵は附近に在りたる約二十名、匪賊に對し搭載せる機關銃器及彈藥八連（約二千發）を與へ自ら飛行機を燒却せる上匪賊に對し機關銃の操作を教示する約束を爲し相共に現場を去りたるが實見者の談によれば匪賊の機從士に對する態度は極めて慇懃なるものありたりと尙操從士の行衛は判明せざるも匪賊の嚮導によりソ領内に歸還せるものと推測せらる。

十五日

◇蒙政會を改組し沙王、德王を正副委員長に任命の件を國民政府より發表。

◇午後一時四十分同江縣城北約七軒三江方面上空より蘇聯飛行機一機飛來、同江縣城上の空場一軒の高度を通過し南方富錦縣境方面に飛去せり。

◇滿洲里西方ヘルメト國境監視所に越境外蒙兵襲撃。

十七日

省内各盟旗の地方的事業を促進せしむる見地より、察哈爾哈境內各盟旗地方自治政務委員會の組織を命じたが、該會は百靈廟の蒙政會と同一性質のものでその権限も全く同様である。

二十三日

◇滿洲國張外交部大臣、外蒙外相代理チヨイバルサン氏宛最後の警告通達。

二十四日

◇滿蒙兩軍國境に對峙、ヘルメト事件悪化。

◇外蒙古共和國政府 滿洲國外交部宛正式「日滿兩國軍越境」と逆襲的抗議提出。

◇ヤルリズ河南方地區の現地視察に出張せる本田少佐に對し外蒙側は哈爾哈廟より不法射撃をなし、日系瀨尾中尉外一名射殺せらる、軍は領土確保の爲二十八日〇〇部隊を派遣し先遣の午警備軍を指揮せしめ三十一日外蒙兵の掃蕩を終る爾後迂餘曲折を経て滿洲里會議となる。

◇滿洲國軍警備隊本田少佐がハルハ廟附近に赴いた際外蒙古兵は不法射撃をなし、更に外蒙古側はシヤナよりハルハに増援隊を出した。

二十五日

◇外蒙政府より滿洲國に不法越境の逆襲抗議來る。

◇國民政府は、綏遠省境內蒙古各盟旗の地方的事業振興の

◇外蒙兵、滿領ヘルメトに侵入し哨兵等を拉致
◇外蒙紙、國境紛争問題の責任を滿洲國に轉嫁の暴論を發表。

十八日

◇露國と新疆省兩政府間に五千萬元借款成立。

二十日

◇滿洲國、外蒙の不法越境に對し嚴重抗議を發す。

二十一日

◇外蒙兵越境、發砲に對し滿洲國々境監視隊交戦。

二十二日

◇滿洲國々境監視隊、不法越境外蒙兵と衝突。

◇蒙古人側の語るところに據れば、察哈爾省境内の蒙古八旗は、清朝時代には北京政府内務部の直轄下にあつて、八旗所屬の蒙古人は凡て奴隸の如く使役されてゐたが、近年なにつて蒙民間に改盟要求の運動發生し、これが實現を度々要請したが、察哈爾直政府及國民政府は容易に彼等の要求を容れなかつたため、事態は漸次複雑となり、最近に至つて四圍の状況に適應せしむる見地より、蒙政會の名に於て一月二十二日改盟を宣布して「察哈爾盟」と改稱し、元の蒙古保安隊長卓什海を盟長に選び、蒙古保安隊を八旗地方（所謂八旗即ち現在の張北六縣）に分駐せしむることとなつた。目下のところ同地方は一般に平穩で、國民政府は

見地より、綏遠省境內蒙古各盟旗地方自治政務委員會を設立して、烏蘭察布、伊克昭兩盟所屬各旗、歸化土默特旗、綏東五縣（綏遠省東部の豐鎮、集寧、陶林、涼城、興和の五縣）及び察哈爾右翼四旗（正黃、前藍、前紅、正紅の四右翼旗）の自治的事務を處理せしむるに決し、一月二十五日暫行組織大綱を公布すると同時に、沙克都爾札布を該委員長に、巴寶多爾濟、阿拉坦鄂齊爾、潘策恭察布の三名を副委員長に、齊色特巴勒珠爾等十五名を委員に任命した。なほ該委員會は國民政府行政院に直屬し、會の所在地は伊金霍洛に定め、毎月一回委員會を開催するもので、委員會の下に秘書、參事、民治、實業、教育、保安、衛生等各處を設置することになつてゐる。

二十六日

◇南京政府國府命令を以つて綏遠省內蒙古各盟旗地方自治政務委員會を組織、沙克都爾札布を委員長とする二十一名の委員を任命すると共に同委員會の組織條令公布。

二十七日

◇滿洲國オラホトが監視哨を外蒙兵再び占據。

二十七日

◇蔣介石蒙古各盟旗駐京代表より蒙古事情を聴取す。
◇午前十一時二十分、暖、駐屯歩兵第十八團附日系電官二名（中尉一、少尉一）は暖瑠上流約一、五軒の黑龍江氷上調査中滿岸より約四〇〇米の對岸より突如蘇聯兵三名に小銃

の一斉射撃を受けたたり、兩名は何等反撃行動に出でず難を避けて右岸に向へたが蘇聯兵は右兩名が江岸に過する迄射撃を續けたり(射撃彈藥數約二〇、被害無し)

二十八日

◇關東軍發表、約二週間前ロシア機大和鎮、饒河附近に侵領不時着。

二十九日

◇滿洲國軍兵變を起し露領に遁入武装解除さる。
◇越境外蒙兵驅逐に滿洲國軍出動。

◇金廠溝滿洲國境監察隊は兵變を起し蘇領に遁入せるが翌三十日及二月一日現地に至りたる日滿部隊に對し蘇領より蘇騎兵を交えて逆襲し來り露式小銃、彈藥盒二、手榴彈一、帶劍一、防毒面一、蘇聯兵死體一を残して蘇領内に退却せり。

三十日

◇露滿東部國境に於いて國境警備隊の日滿軍に露騎馬兵を中心とする部隊撃退さる。

二月

二日

◇大灘附近に於ける宋哲元軍侵入事件の善後處理に關し、日支兩國代表は午前十一時半より南園子(大灘南方約五キ

復に一步を進めんことを希望する旨公表した。

三日

◇新巴左旗居住蒙古人ベンバ(年齢不明)はニューハホドク西方約四十軒の地點に於て放牧中隣家約八十軒地點に所用ありて出向途中突如外蒙兵現はれ本名及馬匹共拉致し去りたり。

◇午前十時卅分、東寧東方舊稅關より蘇聯兵(將校一、兵十二)は東高安村團山子南端に至り同地より越境すること約三〇〇米約八分間に亘り附近を偵察の後ホルムタフカ西方四軒方面に引返したり。

四日

◇午前九時頃蘇領バラバシ東方よりソ聯飛行機二臺越境飛來し一機は小站上空を、一機(機體黒色、兩翼下に白色にてローマ字の二三八(以下四字不明))は密山縣二人班滿軍兵舎上空を一回旋回し飛來コースをソ領に向け飛去せり。

五日

◇外蒙兵ウオンホトク附近に又も越境、國境監視員に撃退さる。

◇午前一時頃外蒙兵數名はオラホトカ監視哨に對し三方より包圍攻撃を開始し滿洲國々境監視隊これに應戦、激戦卅分の後これを南方に撃退した。
◇午前五時頃趙書奎(三五)、武凌言(六一)、蘆和林(四一)

ロ)に於て會見を遂げ、兩者の誠意ある折衝により正午平和的に解決した。先づ日本代表谷少將は、今次事件發生の経緯と其の非が支那側にあることを述べたる後、左の諸項を要求した。

一、支那側は將來誓つて兵を滿洲國內に入れ、若くは滿洲國に脅威を與へ、日本軍を刺戟する等の行爲を嚴禁すること。現に支那側が密偵などをして關東軍の行動を偵察せしめてゐる如きは一切中止せしめること。

二、支那側にして將來右誓約に反したる場合には日本軍は斷乎として自主的行動をとることあるべきも、其の責任は支那側の負ふべきものなり。日本軍は支那側が兵力を増加し、或は陣地の増強を企圖するが如きは日本軍に對する撓戰的行爲と認定す。

三、支那側がさきに押收せし滿洲國民團の武器全部は沽源縣長同行の上、二月七日までに南園子に於て日本軍に返還すること。

右に對し宋哲元代表張參謀長は陳謝の意を表し、將來此の種不法行爲を繰り返へざることを誓ふと共に、右第一項乃至第三項の要求を是認し、且つ速に第三項を實行すべき旨を回答した。以上により熱河省境の肅清工作を終了せるを以て關東軍は、支那側の誠意ある實行を監視すると共に此の不幸なる事件を機として日支兩國間の友好關係の恢

の三名は薪採取の爲綏芬河北方約三十領五支里の國境より約一支里の滿内を通行中約三十名より成る蘇聯兵不法越境し來り右三名を荷馬車二臺馬四頭諸共蘇領内に向け拉去せり。

六日

◇饒河縣義順號駐屯増田少尉よりの報告に依れば李學萬匪中には蘇聯青年將校イオスホ(廿五歳)顧問兼參謀として出動匪賊を撻従しありと。

◇勃利縣内に於てソ聯諜報者白殿旗外五名は民政部警務官の爲逮捕せられたるが、彼等は無電調節器一、打拔器一を所持せり。

八日

◇最近頻發する外蒙兵の越境事件に滿洲國西部國境を脅かすのみならず、外蒙側は日毎に増兵を行ひつゝあり、國境の空氣はますます險惡を加へつゝある折柄、八日恰もヘルモト付近を偵察中のわが將校斥候めがけ突如約六〇〇名の外蒙兵襲來し、やむを得ずわが軍はこれに應戦激烈なる交戦の結果双方相當損害あつた模様だが詳細不明、急報に接し、ハイラルの笠井〇團、熊野〇兵第〇〇〇隊及び〇〇部隊並に蒙古部隊が九日午前三時ハイラルを出動ヘルモト附近に救援に急行した、今回の如く大兵を擁して不法に襲撃し來つたことばはじめて、外蒙側が日滿軍の警備薄に乗じ

て一舉に實力をもつた國境線を擴大し側面より滿洲國を脅威せんと策せるものでこの背後にロシアの積極的援助なるはもとより明かであり、今や外蒙側は日滿兩軍との全面的衝突を覚悟し全力をあげてわれに侵攻し來らんとする前哨戦ともいふべく本事件を契機として日滿對外蒙、露國の關係は俄然重大化を免かれざるに至つた。

十日

◇午前六時四十分、小黑河附近の滿岸に蘇聯兵二名渡來し何等か調査しありたるを當國小黑河監視兵發見し誰何したるもソ聯兵は之に應ぜず、猶も不法行爲を續行せるを以て止むなく威嚇射撃せる處右蘇聯兵二名は武市貯炭所附近に委を没せり。

十一日

◇國民政府行政院は二月十一日前院長蔣介石氏出席の下に會議を開催、綏遠省内蒙古人問題並びに華北衛戍司令部改組問題に關し左の重大決議をした。

- 一、太原綏請公署主任閻錫山氏を綏遠省内蒙古各盟地旗方自治指導長官に任命す。
 - 一、平津衛戍司令及び津海保安司令部を取消し新に天津保安司令部を設置右司令に劉家濤氏を任命す。
- 而して閻錫山氏は二十四日午前大原綏靖公署において綏遠蒙古政務委員會指導長官就任式を舉行した。

十二日

◇我國領内シヤミンホドクは一月下旬以來再び外蒙部隊の占據に歸したるが二月十二日之が驅逐の爲同地に出動したる日滿軍に對し外蒙部隊は飛行機及タンクの援護の下に攻撃を開始し一旦之を撃退したるも日滿部隊が同地を引揚るや再び之に侵入占據せり。

◇午後十時關東軍司令部への入電によれば日滿兩國軍は十二日拂曉オラホトを監視哨を不法占據せる外蒙古軍二百と衝突、激戦數時間の後多大の損害を與へて外蒙軍を撃退した。右オラホトカにおける日滿軍と外蒙軍の衝突につき關東軍は十二午後左の如く發表した。

「〇〇駐屯杉本部隊並に滿洲國軍〇〇名はかねて外蒙兵の不法占據せる國境地帯警備のため呼倫貝爾南内方面に出動してゐたが、十二日朝オラホトカ附近にかけて同地に侵入しありし約二百の外蒙古兵と衝突、撃破の上同地を奪還す。外蒙古軍は砲二門、機關銃若干を裝備せるが日滿兩國軍の攻撃に多大の損害を蒙りたるもの、如く軍は砲一門。重機一、蒙古包八個を鹵獲す。この戦闘において日本軍鎧山中尉、以下下士官二名兵五名は戦死をとげ鈴木大尉外兵三名は負傷し滿洲國軍もまた七名の負傷を出せり。」

十三日

◇國民政府は閻錫山を綏遠省境内蒙古各盟内地方自治指導

長官に任命した。

十五日

外蒙兵凡そ一千名ホイールノール北端アツスルスム西方より大舉越境進撃し來る。

◇午後三時、楊木林子南方國境線附近にて、薪採中の滿人六、馬車四、馬四一三はソ軍に拉致さる。

◇半截河南方約二十軒滿蘇國境線老頭山に柴を取りに赴きたる滿人三名は不正越境し來れる蘇兵の爲馬車二臺、牛五頭と共に不正拉致さる。

十六日

◇ホイール湖一帶外蒙古占據に對し滿洲國嚴重抗議。

◇午後一時卅分、黑河國境監視隊附森本中尉外兵四名、通譯一名が黑河附近卡倫山前面黑龍江上の島内側コロデオイゴオ村北端對岸に差掛るや蘇聯兵八名は突如右一行に向け發砲せるに右一行は暫時之を監視しありたるも依然として停止せざるに付止むを得ず之に應射約五分にして蘇聯兵は射撃を中止せり。

十八日

◇午後四時頃、蘇聯兵約四十名は黑河附近卡倫山前面黑龍江上の中の島を占據せり。

十九日

◇午前十一時、虎林縣南開其南方十支里の江上島にて薪採

中の滿人一名はソ軍騎馬兵七名のため拉致さる。

二十日

◇午前十一時虎林縣南開其南方約十五支里の滿領側江畔にて薪採中の滿人五、馬四三、橈一はソ軍騎馬兵十名に威嚇拉致されたり。

二十三日

◇綏蒙政會は、午前十時綏遠公共會堂に於て成立大會を開いた。傅作義、徐永昌(閻錫山代表)、綏遠日本駐在武官羽山喜郎少佐等之に參列し祝詞を述べた。同蒙政會の成立宣言文左の如し。

「綏蒙各盟旗は北に外蒙を控へ、南に山西、陝西に隣す、今や陝北共產黨北竄を企圖し、國際路線を打回せんとし、外蒙の赤化、又時に活動せんとする秋に當り、各盟旗地域の遼闊、居民の散漫、居所相距る數十百里、移送定まらざるを以て稽査極めて困難にして、其固有の組織に就き嚴密の連絡を加ふるに非ざれば赤色宣傳を防止するに足らず、利害相同じうするの盟旗をして團結強化せしむるに非ざれば共匪の侵擾を防歴するに足らず、たま／＼この必要に基き既に中央の命令を経て成立を見た次第である。本會は中央が寄託の重を承け、蒙民擁護の誠を受く、誓つてこの意旨に基き、睦隣防共の方策の下蒙民生活の向上、蒙旗文化の發展、及び一切の建設を以

て實力を濃厚し、防共の目標に向つて努力邁進し、以て邊防を強固にせんことを期せんとする。」

二十五日

◇滿洲國外交部、外蒙共和國政府に對し國境問題に關し重要申入れ。

二十九日

◇蒙古國民共和國政府、去る二十五日滿洲國外交部の通牒に對し回答を發す。外蒙側混合委員會設置提議。

三月

九日

◇馮玉祥は南京にて白雲梯を訪ひ、内蒙問題について商談した。

十日

◇蒙政部では管下興安四省の各旗より十二名の旗長を選抜し陽春四月頃日本見學視察に派遣することとなり目下人選中であるが、まづ撫順、大連を視察の上、大連より乗船大坂、京都、東京等の各方面に亘り見學視察する筈である。

十三日

◇李服膺は綏遠に來り傅作義と會見し、徳王の綏境蒙政會成立に對する祝電を報告した。

◇蒙古國民共和國陸相アマミツド將軍國民議會(フランケン)

に於て國防計畫發表(東部國境線強化)

十四日

◇南京行政院は百靈廟を脱走せる叛軍に對し、そのまゝ命令を待つべき旨通達した。

◇蒙古國民共和國首相兼外相ゲンドン氏去る三月六日の滿蒙國境紛争に關する回答を滿洲國外交部大臣張燕卿氏宛發送。

◇大田駐露大使、ストモニヤコフ外務次長訪問、滿蒙國境紛争に關し、露の斡旋提議拒否を言明。

不許複製

昭和十一年五月十五日 印刷
昭和十一年五月二十日 發行

蒙古年鑑

定價貳圓

編者 財團法人善隣協會調查部

財團法人善隣協會

發行者 代表者 村田 孜 郎

東京市小石川區久堅町一〇八

印刷者 君 島 潔

東京市小石川區久堅町一〇八

印刷所 共同印刷株式會社

善隣協會調查部編纂書目

◆ 滿洲に於ける蒙古民族 (オ・ラテイモニア原著)	一、〇〇	送料
◆ 外蒙古の現勢	一、〇〇	、一〇
◆ プリヤート蒙古の全貌	一、〇〇	、一〇
◆ 内 蒙 古 II 地理・産業・文化	三、五〇	、一四
◆ 赤化線上の蒙古と新疆 II 支那邊疆の諸問題	二、五〇	、一〇

東京市淀橋區西大久保四丁目一七〇

發行所

財團法人

善

隣

協

會

電話四谷(35) 二二八三番
振替東京九六二二六番

安田信託株式會社

社長 安田善次郎

專務取締役 戶澤芳樹

本店	東京市日本橋區吳服橋際
大阪支店	大阪市東區北濱四丁目
京都支店	京都市四條通り高倉角
名古屋支店	名古屋市中區榮町三丁目


東京建物株式會社

常務取締役 宮本繁次郎

營業項目

土地建物擔保金融賣買紹介
 月賦建築請負
 土地建物管理分讓
 本店 東京驛八重洲口前
 支店出張所 橫濱、天津、京城、漢口


株式會社 第三銀行

頭取 安田善四郎
 專務取締役 大泉哲

本店 東京市日本橋區兜町
 支店 下谷、大阪



第一火海保險株式會社

本店 東京市日本橋區吳服橋際
支店 大阪市東區北濱四丁目
出張所 全國樞要各地

相談役 安田善五郎
社長 柳莊太郎
常務取締役 戶倉惣太郎



安田生命保險株式會社

社長 安田善次郎
常務取締役 丹治經三

本店 東京市日本橋區小網町
支店 全國樞要各地



太平火海上保險株式會社

社長 南 莞 爾
常務取締役 安 東 貫 一

本店 東京市日本橋區吳服橋際
支店 大阪市東區北濱四丁目
出張所出理店 全國樞要各地



臨港倉庫株式會社

專務取締役 得 能 佳 吉
常務取締役 齋 藤 悅 太 郎

營業項目

倉庫業
土地建物ノ經營

本店 東京市芝區海岸通三丁目
橫濱支店 橫濱市神奈川區守屋町三
青島出張所 青島吳淞路二一九



帝國海上火災保險株式會社

社長 阿部 壽 準
副社長 林 季 彦

本店 東京市麴町區大手町一丁目
支店代理店 內 外 樞 要 各 地



東洋火災保險株式會社

社長 南 莞 爾
常務取締役 松 室 重 生

本店 東京市麴町區大手町二丁目
支店 大阪 市北區北濱四丁目
出張所代理店 全 國 樞 要 各 地



株式會社 安田銀行

頭取 安田善次郎
副頭取 森廣藏

本店 東京市麴町區大手町一丁目
支店 全國百二十八ヶ所



東京火災保險株式會社

社長 南莞爾
常務取締役 菊地文吾

本店 東京市麴町區大手町一丁目
支店出張所 全國樞要各地



帝國製麻株式會社

社長 安田善次郎
 常務取締役 河路寅三
 常務取締役 下河邊行一

製品

一、各種麻糸及麻織物 本店 東京市日本橋北詰
 一、專賣丸耳筋入消防用布ホース 販賣所 東京市日本橋北詰(本店向)
 一、特許麻和洋服 支店出張所 大阪、札幌、横濱、京城



株式會社 日本晝夜銀行

頭取 安田善四郎
 副頭取 川崎清男

本店 東京市京橋區銀座西四丁目
 支店 全國二十五ヶ所



株式會社 安田貯蓄銀行

頭取 安田善次郎
副頭取 安田善五郎
專務取締役 大塚小一郎

本店 東京市日本橋區室町三丁目
支店 全國五十七ヶ所



安田商事株式會社

會長 安田善次郎
常務取締役 榎本平七

營業項目

丸釘製造並販賣業 本店 東京市麴町區大手町一丁目
倉庫業 支店 枝光、函館

鐵路總局

奉天鐵路局
吉林鐵路局
哈爾濱鐵路局
齊齊哈爾鐵路局
哈爾濱水運局

營業
土木建築
機械付鐵骨組立
機房衛生其他附帶工事
設計及施工請負

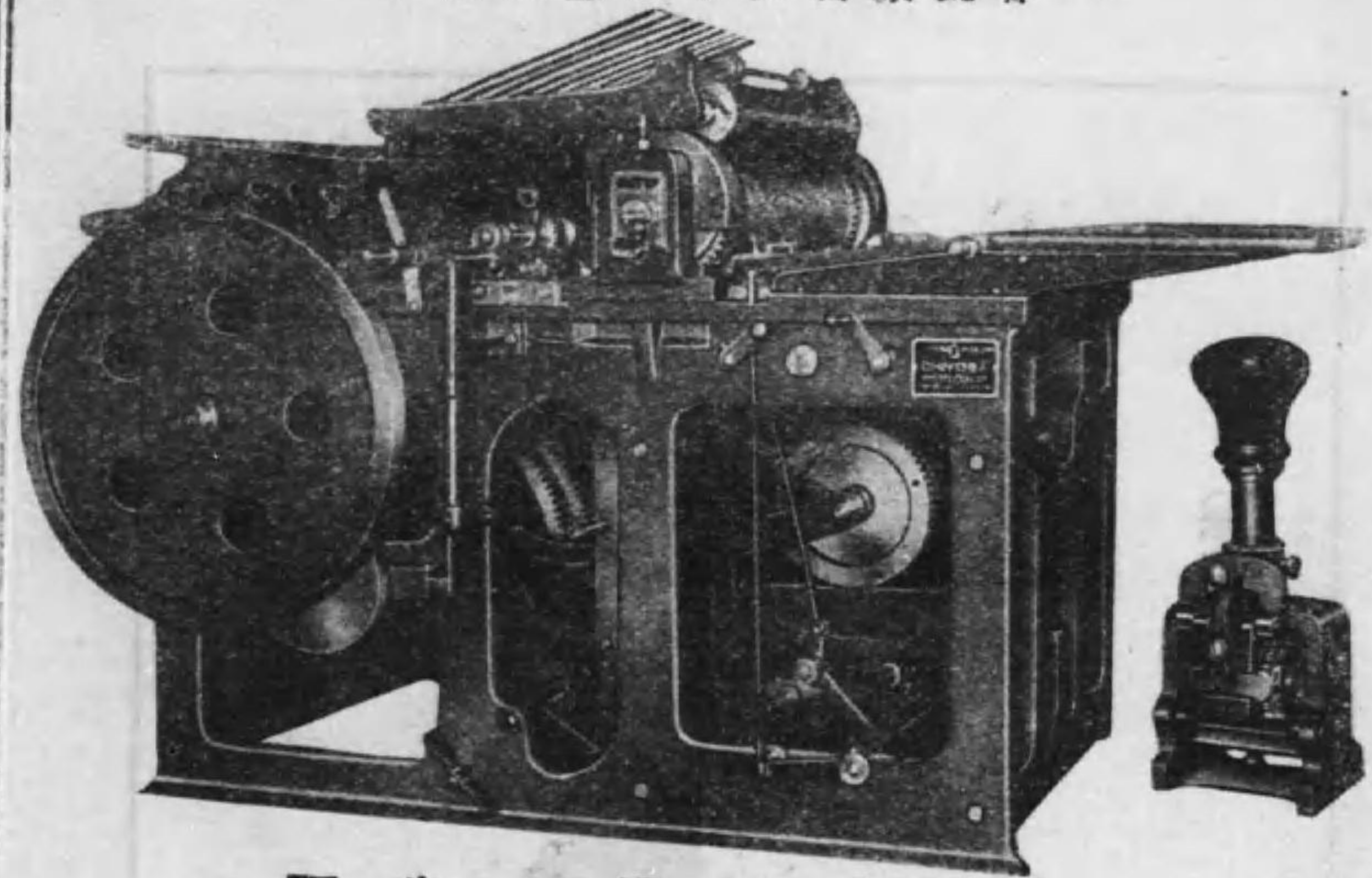
電話
事務室 四二二三番
主任室 六九八二番
技術室 三五四八番
(2)(2)(2) 一〇〇七番

大連市山縣通大倉ビルディング内

大倉土木株式會社出張所

本社 東京市京橋區銀座三丁目四
鞍山、奉天、撫順、南坎、本溪湖、
新京、哈爾濱、齊齊哈爾、黑河、牡
各地詰所 丹江、密山、錦縣、平泉

各號古文字母型及活字



綜 合 工 場 の 先 驅

滿洲國需要處御用達
日本印刷局陸海軍省及各省御用達

分 科 工 場

鑄 造 工 場

神田區鎌倉町二三
眞鍮・鉛及土丹製露輪廊・イ
ンテル込物

木 工 工 場

神田區鎌倉町二三
和歐・ケース・セラ・木インテ
ル・植字臺等一切の活版木具

機 械 工 場

神田區鎌倉町二五
自動及手動鑄造機・鑄型・鐵
刷機・並に斷裁機・新聞用鐵
子ヨス

千代田寫眞製版所

神田區鎌倉町二三
寫眞版・亞鉛及銅眞鍮版・三
色版

千代田母型製造所

神田區鎌倉町二五
千代田式新案母型及各種本母
型

千代田活版製造所

神田區鎌倉町二五
宋朝・清朝・明朝新聞用活字
材料

東京市神田區鎌倉町三十二番地

千代田印刷機材製造株式會社

電話神田(25)一六四番・一七四番・振替東京三九〇



株式會社
安田銀行

頭取 安田善次郎
副頭取 森廣藏

本店 東京市麴町區大手町一丁目
支店 全國百二十八ヶ所

14.
524

終

